

令和3年版

浦安市第2次環境基本計画年次報告書

令和4年3月

令和3年版 浦安市第2次環境基本計画年次報告書 目次

1 第2次環境基本計画の策定について 1

- 1-1 第2次環境基本計画の趣旨
- 1-2 望ましい環境像
- 1-3 計画の対象範囲
- 1-4 計画期間
- 1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割

2 環境基本計画年次報告書の作成について 4

- 2-1 年次報告書の作成趣旨
- 2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進

3 施策 6

- 3-1 環境基本計画施策体系
- 3-2 推進体制
- 3-3 進行管理

4 環境施策の推進 9

基本方針1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する . . . 10

- 1. 大気環境改善 11
- 2. 海と川の水質改善 27
- 3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保 . . . 38

基本方針2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、 ふるさとのまちをつくる 54

- 1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 55
- 2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の演出 59
- 3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり 63

基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する 65

- 1. 省エネルギー行動の推進 66
- 2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進 . . 71
- 3. 低炭素まちづくりの推進 79

基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する 84

- 1. ごみの減量と再資源化の推進 85
- 2. 廃棄物の適正な収集・処理 95

基本方針5 協働して環境保全に取り組む 98

- 1. 環境を大切に作る人づくり 99
- 2. 協働による環境保全行動の推進 106

5 計画期間における指標の推移と評価 111

- 5-1 計画期間の評価
- 5-2 計画期間における指標の推移

《資料編》

1	環境審議会	資1
2	浦安市環境審議会規則	資2
3	浦安市環境基本条例	資3
4	浦安市環境保全条例	資3

1 第2次環境基本計画の策定について

1-1 第2次環境基本計画の趣旨

「第2次環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「環境基本条例」（平成15年10月）が示す基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策などを、市・市民・事業者・滞在者等が協働して、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

本市では、平成17年1月に「環境基本計画」（計画期間：平成16年度～25年度）を策定し、環境の保全に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

それにより、大気環境や水質改善に関する生活環境の改善、ごみの減量・再資源化に対する市民の意識醸成と一人あたりの1日平均ごみ排出量の減少、三番瀬の保全活動や共同清掃、地域の緑化活動といった市民・事業者などとの協働による環境保全活動など、本市における環境の保全に関する取り組みは進展を見せています。

その一方で、都市化の進展に伴い、人間活動に起因する二酸化炭素など温室効果ガス排出量の増大及び、高集積な都市構造や人々のライフスタイルなど複合的な影響因子により発生するヒートアイランド現象、光化学スモッグ等の都市部特有の環境問題が顕在化してきています。

また、平成23年に発生した東日本大震災では本市は液状化現象による大きな被害を受けるとともに、電力等のエネルギー供給を他の地域から依存している都市部において、計画停電の経験など、私たちの生活や資源・エネルギーの重要性を認識する契機となりました。震災からの「復興計画」では、復興を最優先としながら、「低炭素社会」や「超高齢社会への対応」など社会的要請に的確に対応しながら、本市が抱える構造的課題の解決に資する持続可能な都市づくりを目指すことを掲げました。

現在の多様化・複雑化する環境問題は、社会・経済的課題と複雑に関わりあっていることから、持続可能な都市づくりに向けては、環境的側面のみの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があります。このため、「環境、経済、社会の統合的向上」に資する施策の展開につなげていくとともに、行政、事業者、NPO、市民などの協働により、健全で恵み豊かな環境を次世代へ継承することこそが、我々に課せられた使命です。

本市では、上述の趣旨を踏まえ、「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた 持続可能な快適環境都市うらやす」の実現を目指し、平成26年度を初年度とする第2次環境基本計画を策定しました。

1-2 望ましい環境像

市・市民・事業者・滞在者等すべての人が自主的、積極的に行う環境の保全の推進にあたっての共有イメージとして、本計画が目指す本市の環境の将来像である「望ましい環境像」を次のように定めています。

人と自然とが共生する

水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす

1-3 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

(2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

対象とする環境項目		
○大気環境	○水環境	○その他生活環境
○身近な水辺	○身近な緑	○景観
○地球温暖化	○エネルギー	○廃棄物
○資源	○環境教育・環境学習	○環境保全行動

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26（2014）年度から令和 2（2020）年度までの 7 年間とします。
 なお、社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況によって、適宜見直しを行います。

年 度		平成 25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	
基本構想		▶								
復興計画	復旧期	▶								
	再生・創生期	▶								
第 2 次環境基本計画		▶								

1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割

今日の環境課題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者となっており、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。そのため、個々の事業所や家庭において、一人ひとりが環境の保全に向けた行動を取ることが求められています。

このようなことから、本市の環境を保全するためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの役割を認識し、協働して行動することが必要です。

本計画を着実に進め、計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。

市の役割

- ◆ 環境保全に関する基本的・総合的な施策を行います。
- ◆ 市の事務事業を行ううえで、率先して環境への負荷を少なくするように努めます。
- ◆ 広域的な施策は、国や他の地方自治体と連携、協力して行います。

市民の役割

- ◆ 日常生活に伴う環境負荷低減に努めます。
- ◆ 環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力します。

事業者の役割

- ◆ 事業活動における公害を防止し、自然環境を保全します。
- ◆ 再生資源の活用など環境負荷の少ない原材料の利用や適正な廃棄処理方法ができる製品を製造、販売します。
- ◆ 事業活動における環境負荷低減のため、環境保全に自ら努め、市が実施する施策に協力します。

滞在者等の役割

- ◆ 市に滞在したり、市を通過することに伴う環境の負荷を少なくし、市が実施する環境に関する施策に協力します。

2 環境基本計画年次報告書の作成について

2-1 年次報告書の作成趣旨

現在の多様化、複雑化する環境問題は、市民の社会生活や事業者の経済活動と密接に関係しており、社会・経済的課題と複合性を有しています。例えば、地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動から排出される二酸化炭素が原因となっています。私たちの生活は便利になり、経済活動を拡大する一方で、電力を大量消費し、二酸化炭素を増やしています。このような問題は、二酸化炭素の排出を減らす環境的側面のみに着目するだけでなく、社会生活や経済活動を維持、向上しながら、環境負荷を低減させていく、統合的な取り組みが必要となります。

このように、環境政策においては、環境的側面のみでの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があり、また環境政策は、社会・経済的側面からの深刻な課題に対応するための効果的なアプローチとしての役割が期待されつつあります。

環境施策が重視すべき方向性としての「環境、経済、社会の統合的向上」は、これまで社会経済システムにいかに関係配慮を織り込むかという観点を中心に展開されてきました。これは引き続き最も重要な観点である一方、経済・社会的課題が深刻化する中では、環境政策の展開に当たり、経済的・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるよう施策を発想・構築していく観点も重要です。このように施策を相互補完して展開することで「環境、経済、社会の統合的向上」を目指すことが、持続可能な社会の実現につながります。

本計画が対象とする環境保全に関わる分野は多岐にわたります。このため各種の分野別計画と連携して施策を展開するとともに、環境施策の進捗を管理するため、庁内共有を図るとともに、環境審議会にて、市民、事業者、学識経験者を交え、施策の推進を図ります。

年次報告書は、施策の進捗状況及び環境の現状等について、市・市民・事業者等が共有するとともに、今後の取り組みや推進体制、さらには計画の検討・見直しにつなげるために作成するものです。

2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進

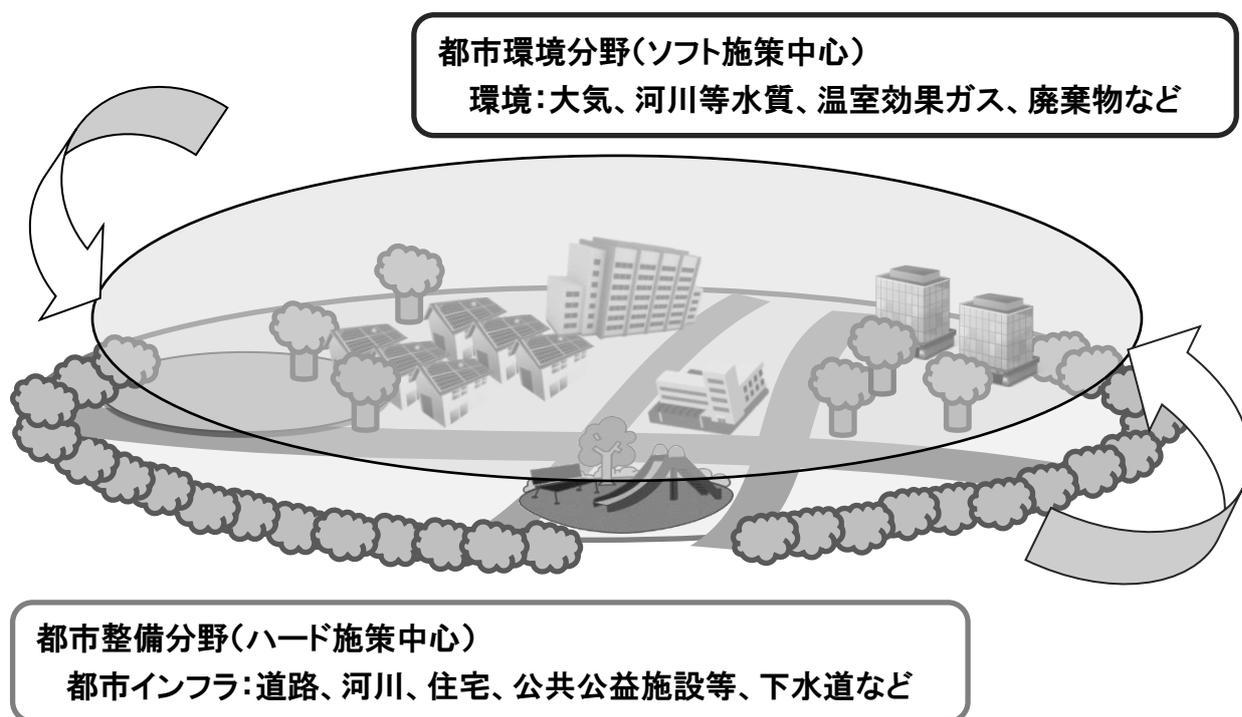
本計画の対象とする分野は多岐に渡ります。このため、本計画で示す方向性に基づき、「緑の基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」など各種分野別計画（アクションプラン）に引き継ぎます。また、まちづくり施策に関わる分野については、「都市計画マスタープラン」と相互に補完し合い、施策を進めています。

都市整備分野及び都市環境分野の施策は、「都市空間」の形成や保全を目的にしています。都市整備分野が都市インフラ（道路、河川、住宅、公共公益施設）の整備などハード施策が中心に対し、都市環境分野はその上空や地下にある空間（大気汚染・水質汚濁監視、温室効果ガス・廃棄物排出抑制など）のソフト施策が中心です。

この両方の施策は、お互いに補完し合うことで初めて「都市空間」の形成や保全といった目的が達成されます。

このことから、本計画と都市計画マスタープラン（まちづくり施策）に掲げる施策において、共同で進捗状況を把握し、情報を共有することで、より良い「都市空間」の形成、保全を図ります。

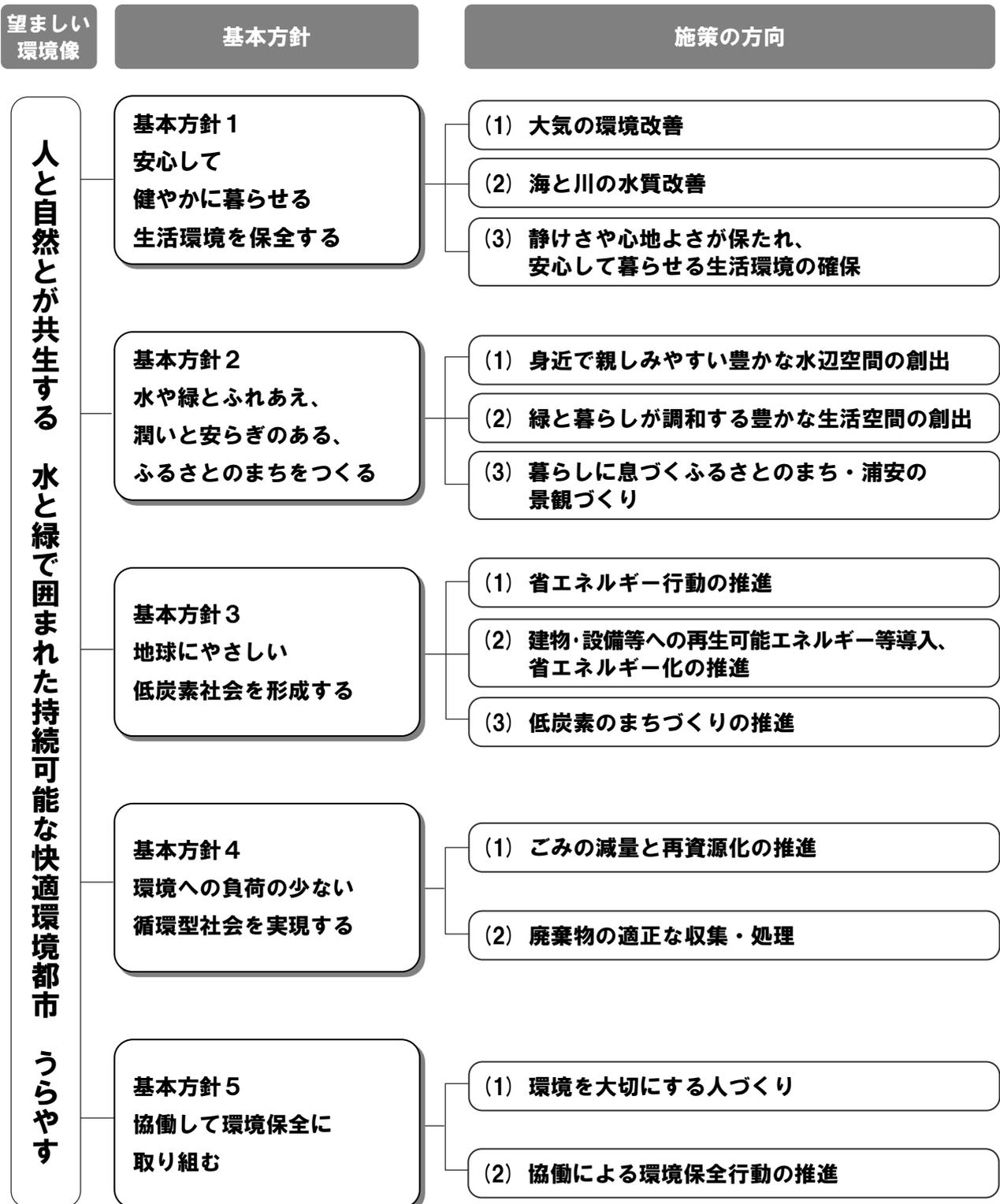
■環境部門と都市部門の相互連携したまちづくりイメージ



3 施策

3-1 環境基本計画施策体系

望ましい環境像の実現に向け、それぞれの基本方針ごとに施策の方向を示します。



3-2 推進体制

(1) 市民・事業者・滞在者等と市の連携・協働による計画の推進

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めるとともに、滞在者などに計画の協力を求めます。

①環境審議会

環境基本条例第 27 条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項などの調査審議を行います。

②環境基本計画推進会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図るとともに、環境マネジメントシステム、公共施設における地球温暖化対策実行計画などに基づく市の環境対策を推進するために庁内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

3-3 進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像の実現を図るためには、施策の効果を定期的に把握・評価し、継続的に改善を図っていくことが必要です。

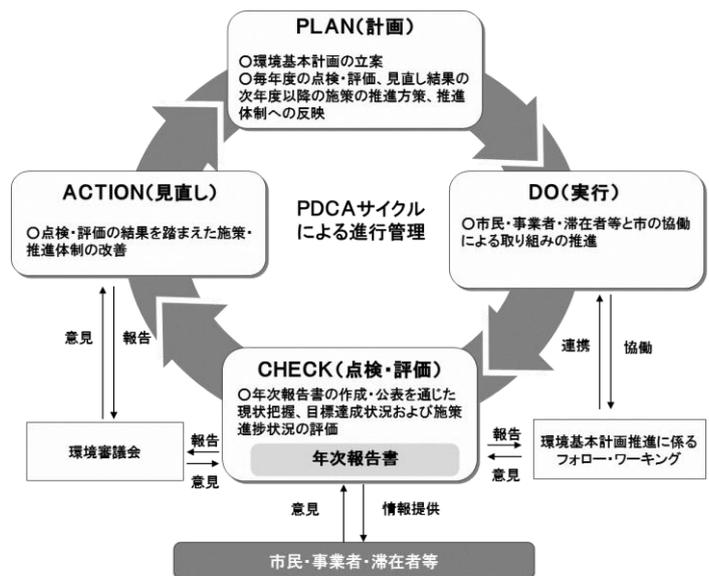
そのため、推進体制に基づき、PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(点検・評価)→ACTION(見直し)の「PDCAサイクル」により進行管理し、本計画に示した施策の継続的な実施と改善を進めます。

「環境基本計画年次報告書」に基づき、環境の状況及び施策の状況をCHECK(点検・評価)し、その結果を共有するとともに、次年度以降の取り組みや推進体制、計画の検討・見直しにつなげます。

計画の点検・評価にあたっては、環境指標・参考指標を用いた進捗の見える化に努めるとともに、環境審議会などで、幅広い意見を取り入れていきます。

これらを通じて、市民・事業者・滞在者等と市の協働による取り組みの推進を目指します。

なお、平成 27 年度版年次報告書では、平成 26 年度が第 2 次環境基本計画初年度であることから、各施策で掲げている定量的な「環境指標」「参考指標」をもとに、各施策の目標値に対する達成状況を評価した施策の総合評価を掲載しました。この総合評価については、計画の終了年度である令和 2 年度に再度行うこととし、達成状況「100」を目指して施策を推進します。



■参考 環境指標と参考指標

望ましい環境像の実現に向けた取り組みを着実に進めていくためには、取り組みの実施状況や成果を継続的に把握、市民・事業者などと共有していくことが重要です。

本計画では、市の環境の状態または市が実施した施策の進捗や成果のおおまかな傾向を示す「ものさし」として、次の2つの指標を設けています。

- ①環境指標・・・市が計画の進捗を管理するため、専門的データ（国の環境基準、県・市の環境目標値）で構成する指標
- ②参考指標・・・市の環境の状況や市民の行動の状況を継続的に把握し、市民によりわかりやすい形で示す市民に親しみやすい指標

市は、環境指標、参考指標の推移を「環境基本計画年次報告書」において毎年度公表し、目標の達成状況を評価・点検することで、計画の進行管理を行います。

環境指標、参考指標の表の見方

〔項目〕 環境指標として推移を把握するデータの種類	〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標（国の基準、県・市独自の環境目標値）	〔令和2年度〕 令和元年度の値を現況値として記載	〔令和元年度〕 前年度の値を記載 〔平成24年度〕 基準年*の値を記載
------------------------------	---	-----------------------------	--

◇環境指標

項目 A		指標 B	令和2年度 C		令和元年度	平成24年度 【参考】
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、*1かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.002ppm	0.004ppm	0.004ppm
	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.039ppm	0.034ppm	0.043ppm
			美浜自排局 (長期的評価)	0.022ppm	0.039ppm	0.049ppm

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】
大気に関する公害苦情件数	基準年(平成24年度)より減	4件	2件	8件
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	31日	35日	39日

〔項目〕 参考指標として推移を把握するデータの種類の種類	〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標 < >は、目標を設定せずデータの推移を把握する項目	〔令和2年度〕 ①進行管理を基準年*に対する変化で評価するものは、基準年の値として記載 ②進行管理を基準年によらないもの、データの推移の把握を目的とするものは、現況値として記載 ※基準年：本計画策定時点で数値を把握できる平成年度をいう。ただし個別計画で基準年を定めているものは、その年度を基準年としている。
---------------------------------	--	--

4 環境施策の推進



基本方針 1

安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する



基本方針 2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる



基本方針 3

地球にやさしい低炭素社会を形成する



基本方針 4

環境への負荷の少ない循環型社会を実現する



基本方針 5

協働して環境保全に取り組む



基本方針 1

安心して健やかに暮らせる 生活環境を保全する

本市は、過去、本州製紙江戸川工場悪水放流事件に代表されるように工場排水などにより、海・河川が汚染されるといった産業型公害に見まわれました。近年は、こうした産業型公害から、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水の流入による河川の水質汚濁など、都市・生活型公害へと移り変わり、生活環境上の課題となっています。また、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などに加え、ごみのポイ捨て、路上喫煙などの生活衛生問題も、身近な問題として広がりを見せています。

さわやかですがすがしい空気、きれいな海や川、静けさや心地よさの感じられる生活空間は、健康で快適な生活を営むうえで、何よりも大切な環境です。

そのため、大気環境や水環境の改善に継続的に取り組むとともに、多様化する生活型公害・生活衛生問題への対応を進め、安心して健やかに暮らせる生活環境を保全します。

1. 大気環境改善

2. 海と川の水質改善

3. 静けさや心地よさが保たれ、 安心して暮らせる生活環境の確保

1. 大気環境改善

施策の方向

さわやかで、すがすがしい大気環境を確保するため、市内には、猫実一般環境大気測定局（郷土博物館内、以下「猫実一般局」という。）と美浜自動車排出ガス測定局（美浜東第3児童公園内、以下「美浜自排局」という。）の2カ所に大気状況を常時監視する測定局を設置しています。

本市には、大気汚染物質の発生源となるような大規模工場や事業所は少ないものの、首都高速道路湾岸線や一般国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いため、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい状況にあります。

このことから、市では、大気環境保全に向け、大気環境を監視するとともに、発生源である自動車排出ガス削減を推進するために、自らが率先して、公用車への低公害車の導入を進め、アイドリングストップなどのエコドライブや、徒歩・自転車の安全な利用などの模範となる行動に努めます。

また、市民、事業者へ、自動車利用を抑制し、環境への負荷を考慮し、状況に応じた賢い移動方法を選択することを広く呼びかけるとともに、コミュニティバスの運行を継続し公共交通網の充実を図る等、徒歩・自転車・公共交通の利用への転換を促進していきます。

さらに、建物・自動車からの排熱や都市化などが要因となって発生する都市の熱環境汚染であるヒートアイランド現象について、従来からの取り組みである「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」の4つの柱に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに追加し、ヒートアイランド対策を推進します。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

環境指標

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】	
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり ^{※1} かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価) 0.002ppm	0.004ppm	0.004ppm
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり ^{※2} かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	猫実一般局 (長期的評価) —	0.2ppm	0.7ppm
			美浜自排局 (長期的評価) —	0.3ppm	
	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	猫実一般局 (長期的評価) 0.039ppm	0.034ppm	0.043ppm
			美浜自排局 (長期的評価) 0.022ppm	0.039ppm	0.049ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり ^{※3} かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価) 0.045mg/m ³	0.041ppm	0.044mg/m ³
美浜自排局 (長期的評価) 0.04mg/m ³			0.046ppm	0.047mg/m ³	
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下	猫実一般局 超過日数 28日 (短期的評価)	33日	34日	
	光化学スモッグ注意報1時間値が0.12ppm以上かつ継続する場合に発令	発令日数 [※] 1日	4日	5日	
微小粒子状物質の環境基準	微小粒子状物質 (PM2.5)	猫実一般局 (長期的評価)	8.5μg/m ³	—	—
			22.0μg/m ³	—	—
千葉県環境目標値	二酸化窒素 (NO ₂)	猫実一般局 (長期的評価) 0.039ppm	0.034ppm	0.043ppm	
		美浜自排局 (長期的評価) 0.022ppm	0.039ppm	0.049ppm	

※ 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質の※1～3は、短期的評価についても達成している。

※ 光化学スモッグ注意報は、葛南地域（市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市）において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

環境基準の評価方法

(1) 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化窒素・微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

環境指標

項目 A		指標 B	令和2年度 C		令和元年度	平成24年度 【参考】
有害大気汚染物質の環境基準	ベンゼン	年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	1.03 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	トリクロロエチレン	年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	0.79 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.75 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.38 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	テトラクロロエチレン	年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	0.09 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.34 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	ジクロロメタン	年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.68 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ダイオキシン類の環境基準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60pg-TEQ/ m^3 以下	浦安市役所 (郷土博物館)	0.02 pg-TEQ/ m^3	0.017 pg-TEQ/ m^3	0.039 pg-TEQ/ m^3

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C		令和元年度		平成24年度 【参考】	
		当年度	前年度	夏季	冬季	夏季	冬季
大気中アスベスト濃度の環境目標値	大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを目標とする※	当代島公民館	夏季:0.36本 冬季:0.33本	0.100本	0.070本	0.056本	0.056本
		日の出公民館	夏季:0.32本 冬季:0.40本	0.056本	0.070本	0.056本	0.056本
		今川記念会館	夏季:0.28本 冬季:0.27本	0.088本	0.056本	—	—
大気に関する公害苦情件数	基準年(平成24年度)より減	4件		2件		8件	

※ WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを指標としている。

項目 A	指標 B	令和2年度 C		令和元年度		平成24年度 【参考】	
		最高気温 平均	最低気温 平均	最高気温 平均	最低気温 平均	最高気温 平均	最低気温 平均
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	31日		35日		39日	
最低気温・最高気温の平均(7～9月)		34.0℃	18.7℃	34.50℃	19.57℃	29.74℃	23.81℃
真夏日の日数		44日		47日		52日	

① 大気監視体制の充実

● 大気汚染

市では、大気環境の汚染状況の的確な把握や、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の緊急時における注意喚起等に対応することなどを目的に、環境大気の汚染状況の常時監視を実施しています。市域における大気汚染状況の継続的な監視を行う一般環境大気測定局の猫実一般局においては、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンといった大気汚染物質及び酸性雨、風向、風速、温度、湿度の測定を行っています。また、市内各所において、一般環境大気中のダイオキシン類、アスベストの調査を行っています。

さらに、千葉県では、幹線道路周辺における自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握する自動車排出ガス測定局の美浜自排局において、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等、自動車排出ガス由来の大気汚染物質の常時測定を行っています。

令和2年度の観測結果は、光化学オキシダントを除き測定したすべて項目で環境基準を達成しました。

※ 一酸化炭素については、近年では低い値で安定しており、また交通量の多い幹線道路沿いでの測定が望ましいことから、令和元年度いっぱい猫実一般局（市管理・市役所設置）での運用を停止しましたが、美浜自排局（県管理）の機器についても、緊急の必要性から、県内他所（市外）に移設されることになりました。浦安市内の値としては欠測（令和2年度は全欠測）となってしまうことから、今後の運用について現在、県と協議を行っています。

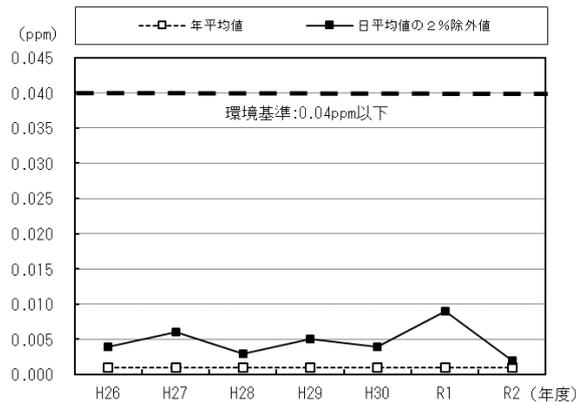
■ 大気汚染物質の常時観測結果

【二酸化硫黄、一酸化炭素】

二酸化硫黄は、全国的に環境基準を達成している地点がほとんどで、令和2年度における猫実一般局の測定結果についても環境基準を達成しました。令和元年度にやや上昇しましたが、令和2年度においては例年並みに減少しました。

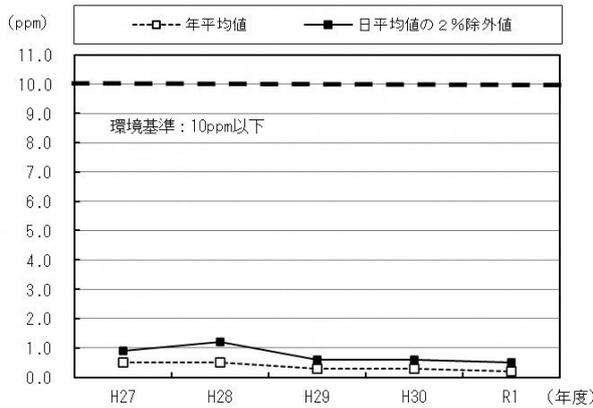
なお、一酸化炭素は令和2年度分を欠測していますが、これまでも環境基準を大幅に下回り推移しています。

＜二酸化硫黄の経年変化＞
「猫実一般環境大気測定局」

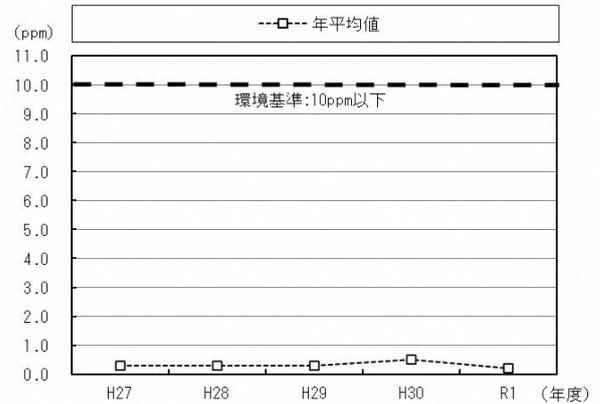


＜一酸化炭素の経年変化＞

「猫実一般環境大気測定局」



「美浜自動車排出ガス測定局」



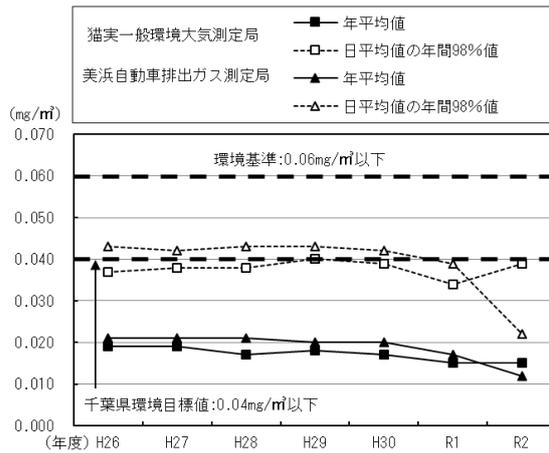
※一酸化炭素の測定は、猫実一般局は令和元年度で停止、美浜自排局分は機器の移転により令和2年度欠測。

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

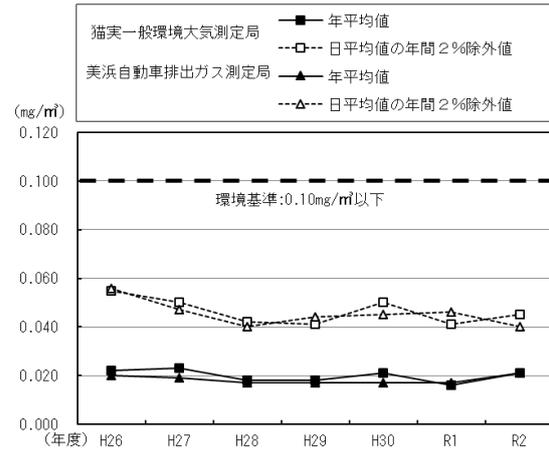
二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、自動車排出ガスが原因の1つです。令和2年度は、猫実一般局及び美浜自排局において、いずれの物質も環境基準を達成しています。

例年と比較すると、美浜自排局における二酸化窒素の数値が大きく下がり、同数値については千葉県で定めている環境目標値を超過する傾向にありましたが、令和元年度よりすべての数値で達成しています。

＜二酸化窒素の経年変化＞



＜浮遊粒子状物質の経年変化＞

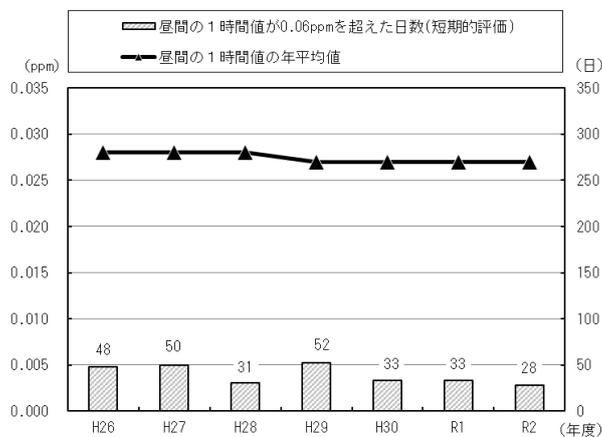


【光化学オキシダント】

光化学オキシダントは、自動車などから排出される窒素酸化物 (NO_x) や揮発性有機化合物 (VOC) が太陽の光を受け、光化学反応により生成される酸化性物質などの総称です。

全国的にも環境基準の達成状況は、依然として極めて低い水準となっており、令和2年度は、猫実一般局においても、環境基準 (昼間の1時間値 0.06ppm) を超過した日数が28日ありました。

＜光化学オキシダントの経年変化「猫実一般環境大気測定局」＞



【光化学スモッグ】

前出のオキシダント濃度が高くなり、‘もや’がかかったような状態を「光化学スモッグ」と言います。

千葉県では、「大気汚染防止法」に基づき、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、光化学スモッグの発生しやすい4月から10月までの間、光化学スモッグ注意報等の発令基準により注意報等を発令しています。葛南地域で光化学スモッグ注意報等が発令された場合、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、市においても速やかに市民へ周知し、健康被害の発生防止に努めています。

令和2年度における県内全体における光化学スモッグ注意報の発令日数は5日で、令和元年度の注意報の発令日数（9日）と過去10年間の平均発令日数（11日）以下となりました。葛南地域の光化学スモッグ注意報等の発令は1日でした。

令和2年度における千葉県への被害の届出者はなく、光化学スモッグによると思われる健康被害は発生しませんでした。

なお、平成22年から、千葉県において、緊急時協力工場等に大気汚染防止法で定める揮発性有機化合物排出施設を設置している工場または事業者を追加し、緊急時に排出削減協力の要請を行っています。



出典：令和2年度光化学スモッグ注意報等発令状況
(千葉県環境生活部大気保全課)

＜光化学スモッグ予報・注意報・警報発令状況（葛南地域）＞

葛南地域※	H28	H29	H30	R 1	R 2
予報（日）	0	0	0	0	0
注意報（日）	0	4	1	4	1
警報（日）	0	0	0	0	0

※ 葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさ（粒径）が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の非常に細かな粒子のことをいい、非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

ボイラー、焼却炉、ストーブなど燃料を燃やす設備や、自動車や船舶の排出ガスによって直接発生するもののほか、大気中での化学反応によって発生するものもあり、炭素や硫酸塩、硝酸塩等の無機元素など様々な成分や粒径のものが含まれます。また、地域や季節、気象条件等によっても組成が変動します。

このように微小粒子状物質（PM2.5）の発生要因は多岐にわたることから、発生メカニズムについては解明されていない点が多くあり、現在、国を中心に研究が進められています。

令和2年度の測定結果は、環境基準である「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」及び「1日平均値（98%値評価による日平均値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」をともに達成しています。

<微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（令和2年度測定）>

有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
				(日)	(%)			
331	7,937	8.5	36.8	2	0.6	68	22	0

<環境基準>

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム/立方メートル）以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定めている。

<注意喚起のための暫定的な指針>

環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」では、健康への影響を与える可能性がある濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めている。

【有害大気汚染物質】

有害大気汚染物質のうち、ベンゼンについては、平成15年度から猫実一般局近傍で調査を行っており、平成18年度からは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの3物質を追加し調査を行っています。これらはいずれも、調査を開始して以降これまですべての年度において、環境基準を達成しています。

<有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化> (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
ベンゼン	0.98	1.3	0.77	1.17	1.03
トリクロロエチレン	0.70	0.68	0.84	0.75	0.79
テトラクロロエチレン	0.13	0.12	0.16	0.12	0.09
ジクロロメタン	1.2	1.3	2.37	1.68	1.4

【ダイオキシン類】

大気中のダイオキシン類は、平成 21 年度まで市内 4 地点で調査を実施していましたが、各地点で環境基準を大幅に下回る測定結果が続き、数値的にも安定しているため、平成 22 年度より調査地点を浦安市役所（郷土博物館）の 1 地点で調査を継続しています。なお、令和 2 年度の測定結果については、引き続き環境基準を達成しています。

＜大気中のダイオキシン類の濃度測定結果（令和 2 年度測定）＞

		③浦安市役所 (pg-TEQ/m ³)
春	季 (令和 2 年 6 月 12 日～19 日)	0.016
夏	季 (令和 2 年 7 月 28 日～8 月 4 日)	0.016
秋	季 (令和 2 年 10 月 7 日～14 日)	0.018
冬	季 (令和 3 年 1 月 6 日～13 日)	0.031
年平均値		0.020

【アスベスト】

大気中のアスベスト濃度を把握するため、一般環境大気中アスベスト濃度の測定を行っています。大気中のアスベスト濃度に対する環境基準はありませんが、WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、平成 26 年度より、大気 1L 中に含まれるアスベストの繊維が 1 本を下回ることを指標として評価をしています。なお、令和 2 年度の測定結果は、3 地点とも指標を達成しています。

＜大気中のアスベストの濃度測定結果（平均値）（令和 2 年度測定）＞

地 点		④当代島公民館	⑤日の出公民館	⑥今川記念会館
アスベスト (本/L)	夏季	0.36	0.32	0.28
	冬季	0.33	0.40	0.27

※ 大気試料採取期間：令和 2 年 7 月 20 日～22 日、令和 3 年 1 月 18 日～20 日

＜大気汚染物質等監視測定地点＞



	調査測定局 調査地点	調査種別
①	猫実一般局 (郷土博物館内)	一般環境大気
②	美浜自排局 (美浜東第三児童公園内)	自動車排出ガス
③	浦安市役所	ダイオキシン類
④	当代島公民館	アスベスト
⑤	日の出公民館	アスベスト
⑥	今川記念館	アスベスト

【酸性雨】

酸性雨とは、二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。现阶段で、酸性雨による影響は明確となっていませんが、一般に酸性雨による土壌・植生、降水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、影響が顕在化する可能性があります。

本市においては、中央図書館屋上に酸性雨自動分析装置を設置し、降雨量や pH 等の測定を行っています。

令和2年度は、年平均値は目安としている pH5.6 を下回っていますが、月によっては目安を超過しています。

なお、中央図書館が平成31年1月から大規模改修に入ったため、令和2年5月まで欠測しています。また、千葉県においては平成29年度をもって酸性雨の調査は中止しています。

<酸性雨年平均値（年度推移）>

	H28	H29	H30	R 1	R 2
pH 年平均値	4.9	4.8	5.0	-	5.0

※ 大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、酸性雨の目安は pH5.6 以下
 ※ 令和2年度は6月から測定

<酸性雨測定結果（月別値）酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上（令和2年度測定）>

項目	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH 最大値	-	-	6.5	6.0	4.9	6.7	6.0	6.5	6.3	5.8	5.9	5.9
pH 最小値	-	-	3.9	3.9	3.7	4.1	4.4	5.2	5.0	4.5	5.1	4.0
pH 平均値	-	-	4.9	4.9	4.2	5.2	5.3	5.8	5.6	5.3	5.5	5.2
pH5.6 以下（回）	-	-	13	15	4	13	6	3	2	4	2	9
測定回数（回）	-	-	13	15	4	13	6	3	3	4	2	9

● 固定発生源対策

「大気汚染防止法」「環境保全条例」などにに基づき、事業者などに対して、建設工事に伴う粉じんの飛散、ばい煙などの発生の抑制及び廃棄物の野外での焼却などについて指導を行っています。

また、市民からの大気汚染に関する苦情に対し、大気汚染発生源等の確認を行い、燃焼行為の防止等事業者等へ指導を行っていますが、令和2年度は苦情及び指導はありませんでした。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 （ばい煙等大気排出基準） （環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙に係る届出件数：0件 ばい煙施設を保有する事業者への指導件数：0件
環境保全条例に基づく規制 （燃焼行為規制） （環境保全課）	屋外での焼却行為に関する苦情件数：0件 うち指導件数：0件

● 放射性物質等

■ 放射性物質等の測定

市では、平成 23 年に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の飛散等を把握するため、大気中の放射線量の測定を実施していましたが、市内の平均放射線量は年間 1 mSv（毎時 0.23 μ Sv）を下回っていることが確認でき、独立行政法人放射線医学総合研究所より「現状の浦安市の放射線量で健康に被害が出るとは考えられず、普通に生活して問題ない」との見解が得られたことから、平成 29 年度で測定を終了しました。平成 29 年度までの定点測定結果は、市ホームページにて公表しています。

■ 簡易測定器の貸し出し

20 歳以上の市内在住者を対象に、自宅における放射線空間線量を測定するための簡易測定器（株式会社堀場製作所 PA-1000 Radi）の貸し出しを行いました。

令和 2 年度の取り組み結果	
放射線量簡易測定器の貸し出し （環境保全課）	・ 希望者に対し、簡易測定器の貸し出しを行った。 貸し出し件数：2 件

② 自動車排出ガス対策の推進 【移動発生源対策】

● 低公害車の導入推進

市では、自動車排出ガスに起因する大気汚染物質の排出を抑制するため、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出がなく、もしくは少なく、かつ燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた低公害車を公用車として導入推進しています。

令和2年度時点で、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO_x・PM法）施行令」に定められている自動車（軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車は対象外）128台のうち、低公害車として導入・採用されている車両は102台となっています。

＜ 自動車NO_x・PM法に基づく市の低公害車導入状況（令和3年3月31日現在） ＞

特定自動車区分		保有台数
天然ガス		0
ハイブリッド		10
プラグインハイブリッド		2
ガソリン・LPG （ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド 自動車を除く。）	新☆☆☆	25
	新☆☆☆☆	43
	新☆☆☆☆☆	0
	他	16
軽油 （ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド 自動車を除く。）	新長期	3
	新☆（新長期）	7
	ポスト新長期	7
	H28・30規制	5
	他	10
電気		0
メタノール		0
燃料電池		0
公用車の合計※		128
うち低公害車の合計		102

※ 軽自動車除く

※ 低公害車：天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車またはLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。

令和2年度の取り組み結果	
低公害車の導入推進 （環境保全課）	・低公害車新規導入数：7台

● 自動車排出ガス削減のための市自らの率先行動

市内など近距離移動には自転車利用を勧め、公用車の利用を抑制するため、リサイクル自転車を貸し出し、職員の業務での利用を推進しています。また、冬期の大気汚染防止期間に併せ、期間中の職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行うなど、市職員による模範行動を推進しています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (自転車の貸し出し) (環境保全課)	・自転車の貸し出し年間件数：171件 (前年比42件減)

● 市民・事業者へのエコドライブの推進

「冬期大気汚染防止キャンペーン」において、市民や市内事業者へ、アイドリングストップなどエコドライブの促進や徒歩等への移動手段の転換による自動車利用の抑制など、ライフスタイルの見直しを呼びかけ、啓発を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (エコドライブの促進) (環境保全課)	・冬季における大気汚染防止対策の一環として、エコドライブや公共交通機関利用の推進などについて広報した。

● 交通流対策（交通渋滞対策）

国道357号線東京湾岸道路の渋滞を緩和するため、これまで国による舞浜交差点の立体化を促し、令和2年度に開通しました。

集中豪雨に伴う道路冠水による交通被害の軽減を図るため、舞浜地区において一時的に雨水を貯めることができる地下貯留施設の設置に取り組んでいます。

令和2年度の取り組み結果	
国道357号東京湾岸道路 立体整備促進事業 (都市計画課)	・国土交通省関東地方整備局により舞浜立体の整備が進められ、令和2年6月28日に開通した。
道路冠水対策事業 (道路整備課)	・舞浜地区については、国と雨水貯留管に関する計画協議・基本協定等の締結を行い、国が事業実施主体となり、詳細設計を行った。(令和3年5月末完了) ・浦安市雨水管理総合計画を3月に策定した。

● 徒歩や自転車、公共交通の利用等への転換

市では、市民などに対し、自家用車等の利用を控え、公共交通を利用することや、安全面や健康面を考慮した徒歩や自転車への転換を促進しています。

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時に自家用車等の利用を控え、状況に応じた最適な「エコ」で賢い移動方法を選択することを市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、歩行者・自転車利用者それぞれの安全・安心や快適さを確保するため、関係機関と調整を図りながら自転車通行帯看板やピクトサイン、自転車走行指導帯など徒歩・自転車通行環境の整備を進めています。

さらに、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や、高齢者等の移動が困難な方への利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぼバス」の運行を行っています。新宿や渋谷、羽田空港方面への鉄道利用者の利便性向上のため、JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転の実現に向けて、沿線自治体などと連携を図りながら要望を続けていきます。

令和2年度の取り組み結果	
バス交通利用促進事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により事業を見送った。
JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県 JR 線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。 京葉線沿線の自治体等で構成する協議会より鉄道事業者に対し、要望活動を実施した。
コミュニティバス事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス3路線を運行した。 一般利用者数：1,223,567人 <ul style="list-style-type: none"> 【医療センター線(80便/日)】 利用者数：405,120人 【舞浜線(80便/日)】 利用者数：512,835人 【じゅんかい線(80便/日)】 利用者数：305,612人 高齢者等福祉乗車券利用者数：170,101人

● 快適に移動できる道路・交通環境の充実

新浦安駅周辺について、若潮通りの交通の円滑化を図るため、バスベイの設置、歩行空間の拡幅に向けて取り組んでいます。

徒歩や自転車で、安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実を図るために、緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るため、市民や事業者と協働で沿岸部の緑地の整備を促進しています。

令和2年度の取り組み結果	
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課)	・新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課) (道路整備課)	・千葉県により、緑道等の整備に伴う実施設計業務を実施した。

③ ヒートアイランド対策の推進

● 人工排熱の低減と地表面被覆・都市形態の改善

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

主な原因は、都市部特有の地表面の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）の3つが挙げられます。この現象は年間を通じて生じていますが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっています。

ヒートアイランド現象緩和に向けた「ライフスタイルの改善」のため、環境学習の一環として、市内小学校、幼稚園、児童センター、公民館などで、温度上昇を抑える「打ち水体験」を実施し、取り組みのきっかけを創出したり、アサガオなど植物で作る自然のカーテンで夏の強い日差しを和らげる「緑のカーテン」を事業所や家庭に対して啓発しています。

ヒートアイランド対策とともに、歩行の安全性や快適性を図るため、道路整備時に歩道部の透水性舗装を行っています。また、遮熱性舗装や保水性舗装の将来的な導入に向け、情報収集を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
環境学習推進事業 (環境保全課)	・冊子による啓発を行った。
道路補修等事業 (道路整備課)	・災害復旧工事において歩道部の透水性舗装を実施した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、自転車の利用、徒歩を選択して、マイカーの使用を抑制します。・ 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。・ 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 事業活動における自動車の使用に際して、エコドライブを心がけます。・ 低公害車の導入に積極的に努めます。・ 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。・ 「大気汚染防止法」、「環境保全条例」などを遵守し、ばい煙などの発生の抑制に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。

課題と今後の方向性

① 大気監視体制の充実

- 環境基準を超過している光化学オキシダントの原因は、気象条件に加え、都市部特有の都市構造や市民の生活、事業活動など複合的なもので、全国的にも環境基準の達成状況は、極めて低い水準です。

このことから、大気環境の常時監視によりオキシダント濃度を注視し、県が示す発令基準以上の濃度となった際には、市民などへの健康被害未然防止を目的とした、光化学スモッグ注意報等の発令を行います。また、市民、事業者へ、発生抑制に向けたライフスタイルや事業活動など、大気汚染防止のための取り組みを推進します。

- 微小粒子状物質（PM2.5）については、発生のメカニズムや発生源など解明されていない点が多く、国を中心に研究を進めていることから、動向を注視し、市民へ情報提供を行います。

② 自動車排出ガス対策の推進

- 自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの、美浜自排局において、千葉県独自で定めている環境目標値を超過しています。このことから、低公害車の導入をはじめ、アイドリングストップなどのエコドライブや、徒歩・自転車利用の促進など、市が率先して取り組むとともに、市民、事業者への取り組みを促進していきます。

また、自動車の利用を抑制するため、公共交通機関の利用促進を図ります。

③ ヒートアイランド対策の推進

- 道路整備や建築物の建設などにおいて地表面被覆の改善及び都市形態の改善など都市構造の変革を図るとともに、人工排熱の低減、ライフスタイルの改善など、市民、事業者の取り組みを推進していきます。

また、これに加え、人への健康被害等を軽減する適応策として、熱中症予防や集中豪雨への道路冠水対策などの対策を進めていきます。

2. 海と川の水質改善

施策の方向

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市で、市内にも猫実川・堀江川・境川・見明川の4つの河川が流れています。

昭和39年から始まった公有海面埋め立て事業により市域は約4倍に拡大しましたが、埋め立ての経緯から地形は、中町・新町の地盤が高く、元町地域が最も低くなっています。このため、本市を流れる河川は、市民の生命、財産を守るため、防護・治水を優先した整備が進められてきており、水門などで川の流量が管理され、特に猫実川と堀江川は、定常的な水源がなく、流量が少ない閉鎖的な水域となっています。

本市の公共下水道は、汚水は「污水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。都市化の進展とともに下水道普及率も高く、生活排水などの河川への流出は少ない状況ですが、下水道未接続世帯からの生活排水の流出や、降雨により道路面に付着した汚れや大気汚染物質などが、雨水と共に河川等に流され、汚濁物質が蓄積することも考えられます。

河川や沿岸海域の水質汚濁は、周辺への悪臭や、赤潮・青潮の発生の原因となり魚類や他の生物の生態系を崩すなど、地球環境へ悪影響を与える恐れがあることから、市では市内4河川の水質調査により状況を監視しています。

今後も、市では、千葉県、東京都、近隣都市区等と連携し公共用水域の水質監視を継続していくとともに、市内を流れる河川の水質調査を独自で行い、状況を監視し、河川管理者である千葉県と協力し水質改善に取り組んでいきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

環境指標

項目 A		指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】	
河川の 環境基準	旧江戸川 (河川B類型)	水素イオン濃度 指数(pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.6	7.6	7.6
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	3mg/L 以下	1.7mg/L	1.9mg/L	2.3mg/L
		浮遊物質 量(SS)	25mg/L 以下	15 mg/L	12mg/L	15mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	8.1mg/L	8.5mg/L	8.5mg/L
		大腸菌群数	5,000MPN /100ml 以下	7,400 MPN /100ml	6,300 MPN /100ml	—
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成	全項目達成
市内河川 の 環境目標 値	猫実川 (河川E類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下	4.0mg/L	2.8mg/L	5.8mg/L
	堀江川 (河川E類型相当)		10mg/L 以下	3.8mg/L	3.3mg/L	5.5mg/L
	境川(A地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.4mg/L	4.3mg/L	2.1mg/L
	境川(B地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	6.8mg/L	4.0mg/L	3.1mg/L
	見明川 (河川C類型相当)		5mg/L 以下	4.0mg/L	1.9mg/L	2.3mg/L
海域の 環境基準	東京湾 (海域B類型・ 海域IV類型)	水素イオン濃度 指数(pH)	7.8 以上 8.3 以下	8.2	8.1	8.3
		化学的酸素 要求量(COD)	3mg/L 以下	4.1mg/L	3.1mg/L	5.4mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	7.8mg/L	6.7mg/L	8.5mg/L
		全窒素 (T-N)	1mg/L 以下	0.68mg/L	0.73mg/L	0.97mg/L
		全りん (T-P)	0.09mg/L 以下	0.061mg/L	0.067mg/L	0.083mg/L
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成	全項目達成

※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ 全窒素(T-N)、全りん(T-P)は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成24年度 【参考】
水質に関する 公害苦情件数	基準年(平成24年度) を維持	0件	1件	0件
河川の水の 透視度	<川のきれいさを継続的に 把握するための項目>	境川A地点 30.0 cm	境川A地点 26.5 cm	境川A地点 30.0 cm
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を 与える水温の変化を継続的に 把握するための項目>	境川A地点 21.1℃	境川A地点 21.1℃	境川A地点 19.8℃

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成24年度 【参考】
生活排水 処理率	令和2年度までに98.5% (1.8ポイント向上)	97.8%	97.6%	96.7%
下水道 人口普及率	令和2年度までに99.9%	99.8%	99.7%	99.7%
下水道整備率	令和2年度までに96.2%	93.4%	93.3%	93.3%
水洗化率	基準年(平成24年度)より増	97.8%	97.7%	96.6%

※ 生活排水処理率＝(下水道水洗化人口＋合併浄化槽人口)÷行政人口

※ 下水道人口普及率＝処理区域内人口÷行政人口

※ 下水道整備率＝処理区域面積÷市街化区域面積

※ 水洗化率＝下水道水洗化人口÷処理区域内人口

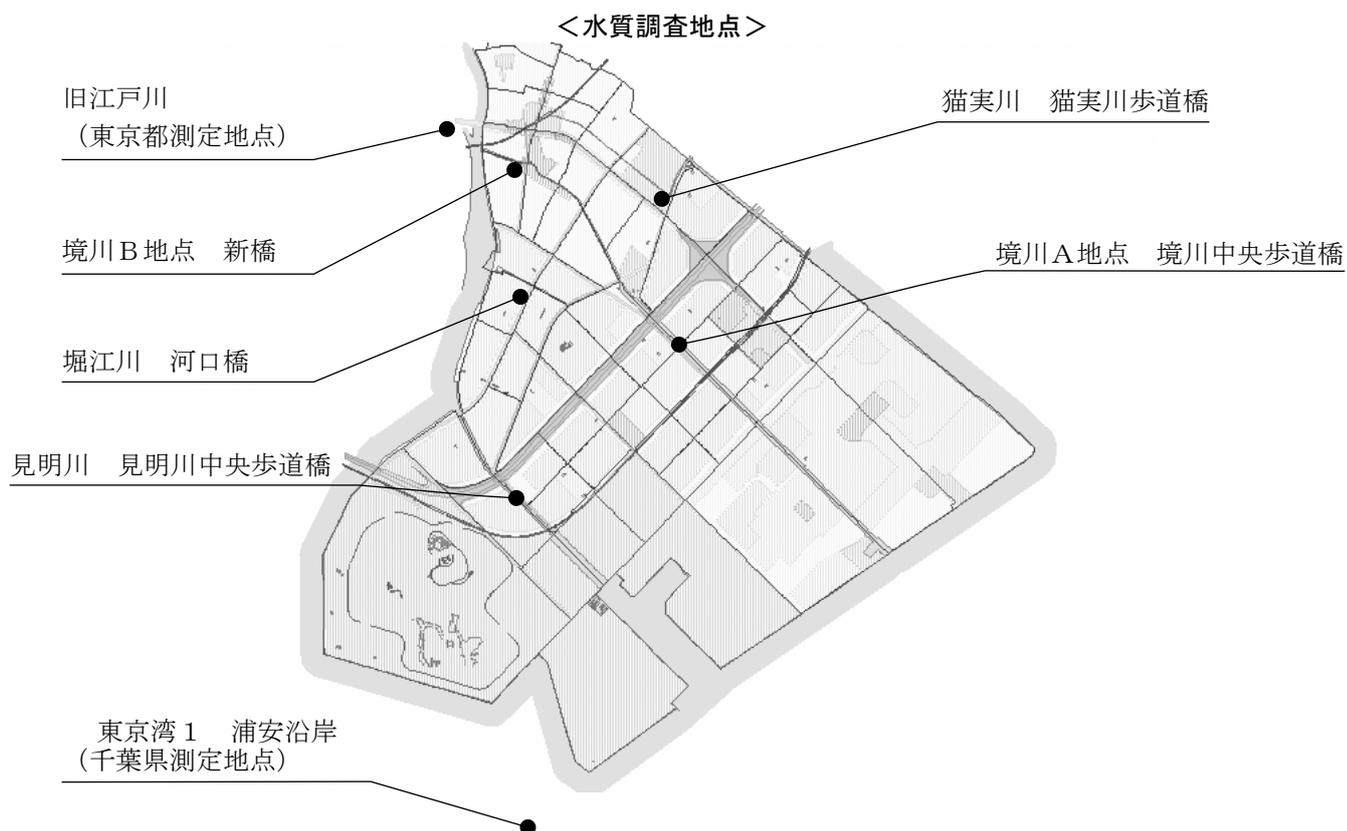
① 河川等の水質改善の充実

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条では、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）」を定めることとされています。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）27項目と、河川や海域などで、それぞれの利用目的に応じて設けられた類型ごとに生活環境に係る水質環境基準を定め、河川等の水質測定により環境監視を行うこととされています。

本市は、三方を東京湾と旧江戸川に囲まれ、市内には、境川・猫実川・堀江川・見明川の4河川が流れています。近年、都市部における生活排水による水質汚濁が問題となっており、東京湾の海域及びB類型に指定される旧江戸川の汚濁状況を把握するため、水質測定を実施している千葉県や東京都と測定結果を共有し、現状把握に努めています。

また、市内河川では、水質汚濁による悪臭等周辺環境への影響を未然に防ぐことを目的に、市独自で水質調査を年4回、5地点で実施しています。



● 河川

旧江戸川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型において、B類型に指定されており、令和元年度測定では、水素イオン濃度指数（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び人の健康の保護に関する27項目について環境基準を達成しましたが、大腸菌群数については環境基準を達成できませんでした。ただし、大腸菌群数については、土壌由来のものも含まれることから、単年度の結果のみで一概に水質が悪化していると判断することはできません。なお、BODについては、千葉県、東京都及び国土交通省が実施する調査では、旧江戸川を含む70水域のうち53水域で環境基準を達成しています。

猫実川、堀江川、境川（A・Bの2地点）及び見明川は、千葉県より類型指定されていないことから、環境基準の適用外ですが、本市の河川は閉鎖的な水域である現状を鑑み、水質汚濁状況を把握するため、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境目標値（猫実川・堀江川：10 mg/L、境川・見明川：5 mg/L）を独自に設定し、測定を実施しています。境川は、地盤の低い元町地区を水害から守るため、東西に水門が設置され、流量が管理されており、東京湾と旧江戸川の潮位が一定の水位以下にならないと開けることができません。そのため、門が閉まっている期間は流量が少なく滞留することで、汚濁物質（有機物）が堆積し、環境目標値超過の原因となることがあり、令和2年度の測定では、境川B地点におけるBODの環境目標値を達成することができませんでした。

本市の下水道普及率は高いものの、未接続世帯等からの排水や、降雨時に道路面の汚れや大気汚染物質などが川に流れていることが考えられます。このようなことから、市内河川における水質調査を継続し、千葉県など河川管理者と協力して水質の改善に取り組んでいきます。

また、江戸川や市内河川の水質環境を保全するために、江戸川流域自治体等と連携しながら、水質維持に努めています。

さらに、地下水の汚染を防止するため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を監視測定しています。

令和2年度の取り組み結果	
河川環境対策事業 (道路整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 猫実川の水質調査を継続しているほか、堀江川は境川からの取水による浄化施設を稼働し水質浄化を行った。 定期的な河川パトロールを実施し、職員が目視にて河川の状況を確認した。
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 「江戸川を守る会」、「河川美化推進会議」への参加や、会の機関誌に活動内容を掲載し、河川環境維持のための啓発を行った。 江戸川の水質状況について情報提供を受けるなど、河川管理事務所との連携を図った。
地下水汚染防止対策事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 県内の全体的な地下水質を把握するため、県が市内1地点で地下水の水質測定を行ったところ、環境基準の超過は見られなかった。

■ 河川等水質調査結果

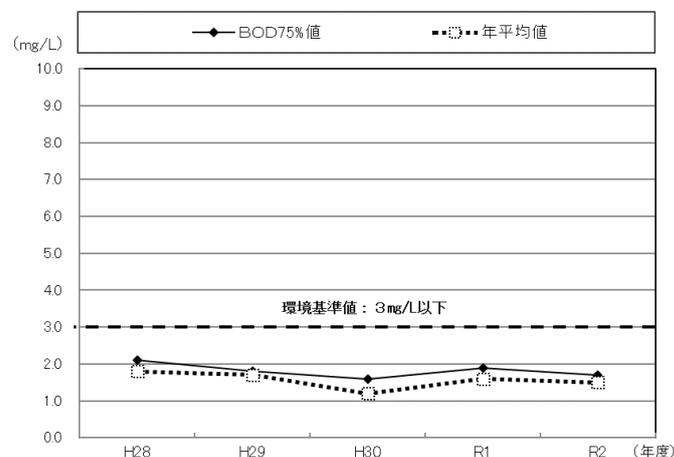
【旧江戸川】

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、都内の河川、東京湾、湖沼及び地下水の水質を把握するため、東京都、国土交通省と分担して水質調査を行っています。

＜旧江戸川BOD経年変化＞（単位：mg/L）

項目	H28	H29	H30	R1	R2
75%値	2.1	1.8	1.6	1.9	1.7
年平均値	1.8	1.7	1.2	1.6	1.5

出典：「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（東京都）



【市内河川（猫実川、堀江川、境川（A・B地点）、見明川）】

＜河川等水質調査結果（令和2年度調査）＞ （単位：mg/L [pH以外]）

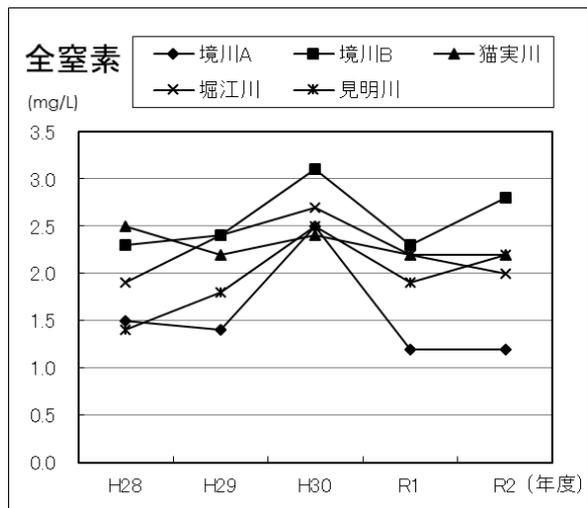
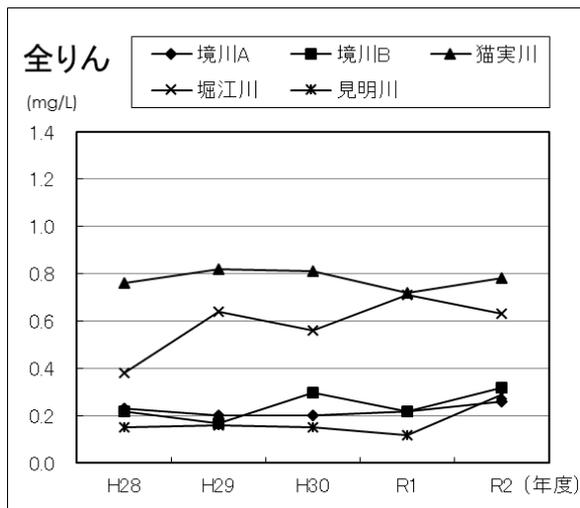
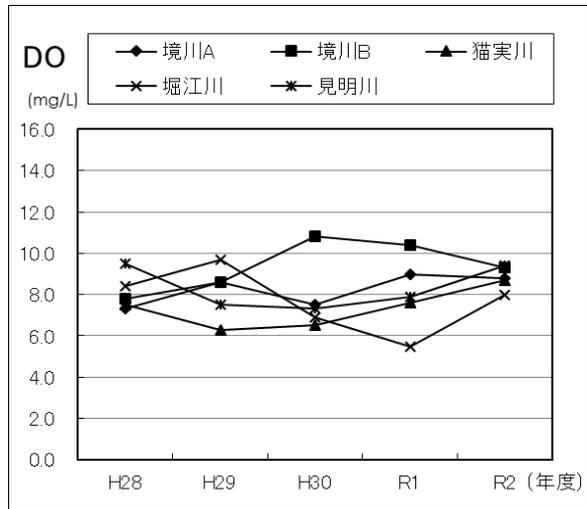
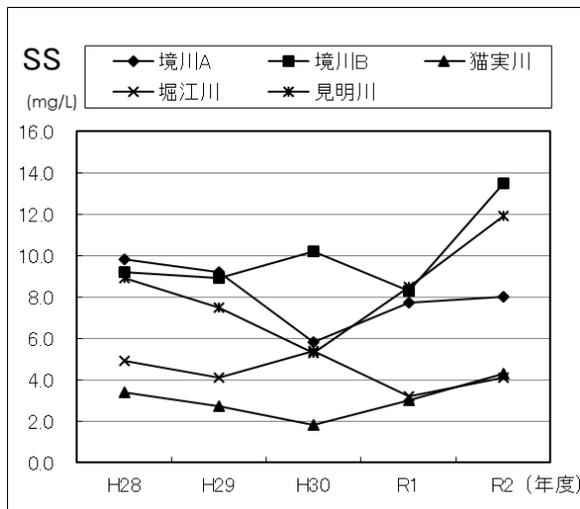
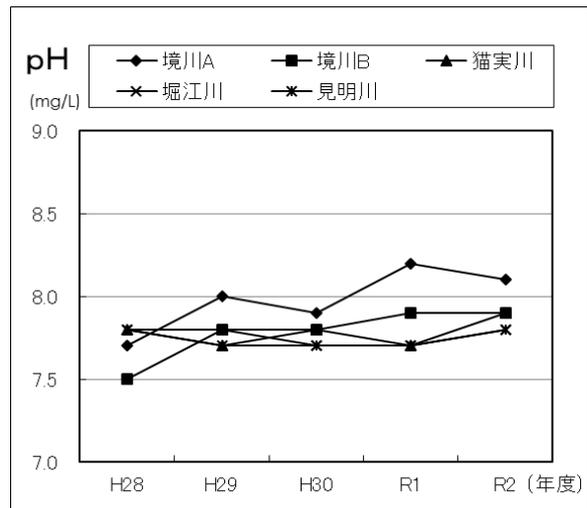
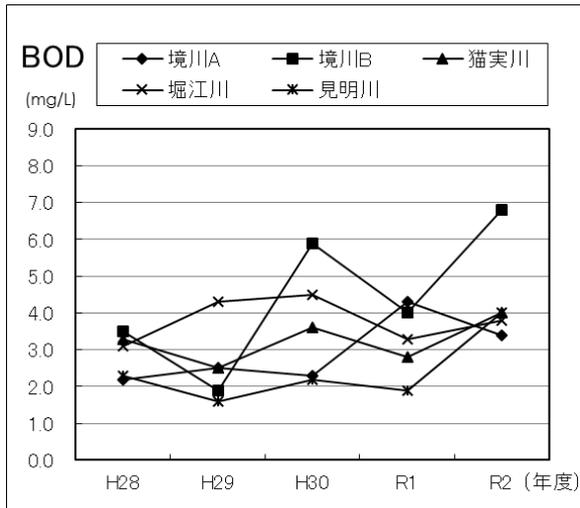
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
境川 A地点	pH	7.9	8.8	7.8	8.0	8.1
	SS	6.8	18.8	4.0	2.4	8.0
	BOD	3.4	5.3	1.9	2.3	3.2
	DO	6.6	11.9	7.7	9.1	8.8
	全窒素	1.2	1.3	1.4	0.7	1.2
全りん	0.26	0.49	0.17	0.11	0.26	
境川 B地点	pH	7.6	8.0	7.5	8.3	7.9
	SS	6.6	33.7	4.5	9.1	13.5
	BOD	4.2	6.8	2.1	11.5	6.2
	DO	7.1	8.1	7.5	14.4	9.3
	全窒素	2.2	2.3	3.7	3.1	2.8
全りん	0.35	0.49	0.19	0.26	0.32	
猫実川	pH	7.7	8.5	7.7	7.8	7.9
	SS	2.2	8.7	4.5	1.6	4.3
	BOD	4.0	9.5	2.3	3.7	4.9
	DO	6.1	14.5	6.7	7.3	8.7
	全窒素	2.0	1.6	2.8	2.4	2.2
全りん	0.81	0.66	0.69	0.97	0.78	
堀江川	pH	7.8	7.9	7.6	7.9	7.8
	SS	4.0	6.5	2.4	3.3	4.1
	BOD	3.4	4.9	3.8	3.5	3.9
	DO	8.2	8.9	4.8	10.1	8.0
	全窒素	1.6	2.6	2.6	1.3	2.0
全りん	0.38	0.75	1.00	0.39	0.63	
見明川	pH	7.8	8.2	7.3	8.0	7.8
	SS	6.2	12.3	24.7	4.5	11.9
	BOD	2.9	4.0	7.5	2.7	4.3
	DO	8.5	8.3	10.8	10.0	9.4
	全窒素	1.8	1.9	3.4	1.7	2.2
全りん	0.16	0.19	0.63	0.16	0.29	

※ BODの環境目標値は、猫実川、堀江川：10 mg/L 以下。境川、見明川：5 mg/L 以下。

※ 河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

※ BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

＜河川等水質調査結果（経年変化・グラフ）＞



※ 経年変化は、すべての項目で年平均値を用いて概況を把握している。

● 海域

東京湾の生活環境の保全に関する環境基準は、B類型及びIV類型に指定されており、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、千葉県において、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、水質の状況について常時監視しています。

本市近郊地点の東京湾1（浦安沿岸）では、水質汚濁に係る人の健康の保護に関わる環境基準（健康項目27項目）及びpH、COD（化学的酸素要求量）、DO、全窒素、全りんなどを調査しています。

健康項目27項目並びにpH、DO、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しましたが、CODについては、環境基準を達成できていません。特に東京湾の内湾部においては、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化とともに、生活排水等汚濁物質（有機物）が水質汚濁の主要な原因となっており、濃度が高い傾向があります。

有機汚濁の原因の一つである生活雑排水等については、今後とも下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、千葉県と連携し、工場・事業場排水についても監視指導を行っていきます。

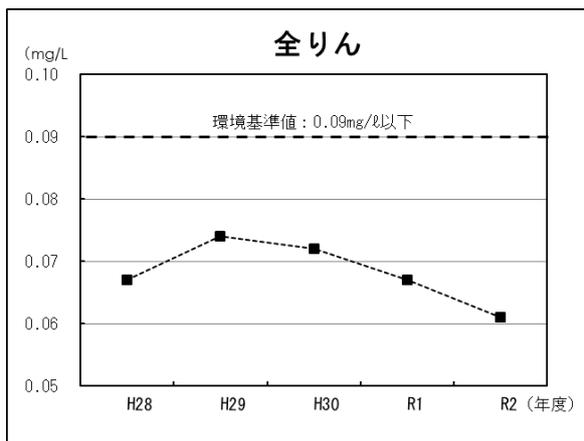
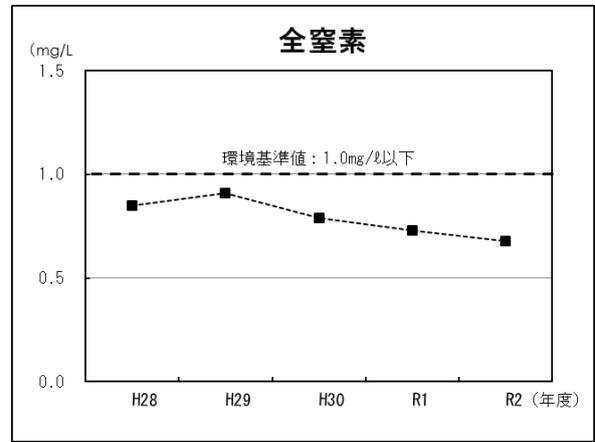
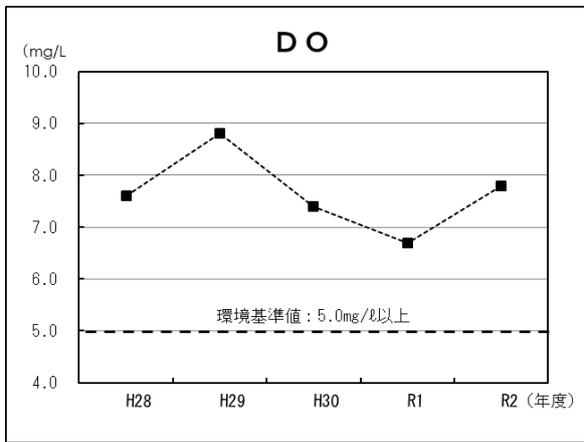
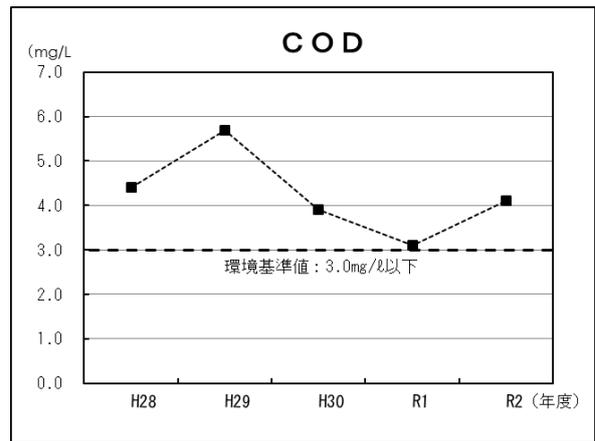
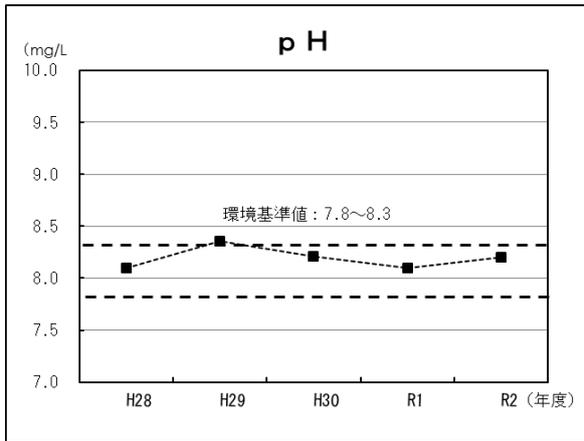
COD年数値（75%水質値）は、東京湾内湾（浦安沿岸）で4.1mg/Lで、ここ数年の経過は多少の変動を繰り返しながらも横ばい傾向となっています。

＜東京湾水質測定結果（経年変化）＞ （単位：mg/L [pH以外]）

項目	H28	H29	H30	R1	R2
pH	8.3	8.4	8.2	8.1	8.2
COD	4.4 (75%水質値)	5.7 (75%水質値)	3.9 (75%水質値)	3.1 (75%水質値)	4.1 (75%水質値)
DO	7.9	8.8	7.4	6.7	7.8
全窒素	0.85	0.91	0.79	0.73	0.68
全りん	0.067	0.074	0.072	0.067	0.061

出典：千葉県「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

<東京湾水質測定結果（経年変化・グラフ）>



② 下水道施設の整備と適正な管理

● 公共下水道の整備と維持・管理

本市の公共下水道は、汚水は「汚水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。生活排水などの汚水は、汚水管を流れ県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、市川市福栄にある江戸川第二終末処理場で浄化され、河川に放流されています（千葉県江戸川左岸流域下水道事業）。なお、現在、江戸川第二終末処理場では、窒素やリンを取り除く高度処理対応の供用を開始し、水質の改善を図っています。

市では、東日本大震災で被災した下水道施設に対する液状化・耐震化を踏まえた災害復旧工事を、平成 24 年度から 27 年度までの 4 か年に渡り実施し、平成 28 年 2 月に復旧事業を完了しました。

公共下水道整備事業については、平成 24 年度より災害復旧工事を優先したため一時休止していましたが、災害復旧工事の完了により平成 28 年度より再開しました。今後も、効果的に生活環境の向上及び水質保全を図るため、整備事業を進めます。また、下水道の処理区域における未接続世帯の解消のため、広報活動や、水洗化普及員による戸別訪問などの啓発を行っています。

公共用下水道未整備区域においては、浄化槽の適正な維持・管理のため、年 1 回通知を行うなど、適正な維持・管理の指導を行っています。

また、今後、想定される地震災害等の備えとして、計画的な地震対策を行うため、重要な幹線管きよの耐震化を行うとともに、老朽化している下水道施設を計画的・効率的に延命化を図り、適正な修繕やライフサイクルコストの最小化など維持管理を進めていきます。

さらに、特定事業場から排水される下水の水質が基準値に適合するよう、水質の検査および監視を進めていきます。

令和 2 年度の取り組み結果	
公共下水道整備事業 （下水道課）	・当代島 2 丁目 21 番地先において、舗装の本復旧及び家屋事後調査を行い完了した。 ・猫実 3 丁目 17 番において、水道管の戻し工事を企業局に依頼し完了した。
下水道普及促進事業 （下水道課）	・水洗化普及員による未接続世帯への訪問のほか、ホームページや広報誌を用い、水洗化促進のための広報活動を行った。
浄化槽管理指導事業 （ごみゼロ課）	・浄化槽の清掃通知（292 件）を送付した。
下水道総合地震対策事業 （下水道課）	・総合地震対策計画 [I 期] に基づき、緊急輸送路下の耐震化が必要な管きよやマンホールの地震対策工事を行った。
下水道長寿命化事業 （下水道課）	・北栄地区の長寿命化計画に基づき、管きよの改築及び修繕工事を行った。
特定事業場水質監視事業 （下水道課）	・届出特定事業場排水の測定 43 事業場 各 1 回

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 廃食油の回収など家庭でできる生活排水対策を実行します。・ 下水道整備区域では下水道への接続に努めます。・ 節水に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「水質汚濁防止法」などに定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出の削減に努めます。・ 節水に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 節水に努めます。

課題と今後の方向性

① 河川等の水質改善の充実

- 境川については河川本来の治水機能を確保しながら、潮位による水門の開閉の促進や旧江戸川からの導水によりきれいな水を流し、水質改善に取り組みます。また、猫実川、堀江川及び見明川についても、他の河川からの導水や、汚泥を河床より除去する浚渫など水質改善に向けた取り組みを、河川管理者である千葉県などと協力して取り組みます。

② 下水道施設の整備と適正な管理

- 今後は、下水道処理区域における未接続世帯や事業所に対し、早期接続を促すとともに、老朽化や耐震が不足している下水道施設の計画的・効率的な更新を図るため、延命化や耐震化対策など、適正な維持管理を進めます。

3. 静けさや心地よさが保たれ、 安心して暮らせる生活環境の確保

施策の方向

近年の生活環境における問題は、都市化の進展、人々のライフスタイルや社会情勢の急激な変化などを背景に、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、土壌環境などの公害から、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害、カラスによるごみの散乱、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、そして化学物質による生活環境問題など複雑・多様化しています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因するものと考えられることから、法による規制や指導により、安心して暮らせる生活環境を確保する対策を講じるとともに、市民や事業者へ環境に配慮した行動を促していきます。

また、市民と協力して、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題などへの対応を進めるとともに、犬や猫などのペットと気持ちよく暮らせるまちをつくるため、マナー向上に向けた啓発を進めます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

環境指標

項目 A		指標 B		令和2年度 C			令和元年度 【参考】				
自動車 騒音	当代島三丁目(市川浦安線沿い)	昼 (6時~22時) 環境基準 70dB 要請限度 75dB	夜 (22時~6時) 環境基準 65dB 要請限度 70dB	昼	70	夜	64	昼	70	夜	65
	北栄三丁目(やなぎ通り)				69		64		69		66
	富岡四丁目(湾岸道路西行き)				68		67		68		67
	東野三丁目(湾岸道路東行き)				60		58		58		55
	弁天二丁目(市道幹線5号)				68		66		68		66
	弁天二丁目(若潮通り)				67		60		67		62
	舞浜二丁目(幹線6号沿い)				66		61		65		62
	舞浜三丁目(幹線6号沿い)				55		52		57		52
道路交通 振動	当代島三丁目(市川浦安線沿い)	昼 (8時~19時) 要請限度 65dB	夜 (19時~8時) 要請限度 60dB	昼	36	夜	31	昼	32	夜	27
	北栄三丁目(やなぎ通り)				44		38		44		39
	富岡四丁目(湾岸道路西行き)				50		48		50		47
	東野三丁目(湾岸道路東行き)				45		44		47		46
	弁天二丁目(市道幹線5号)				48		43		48		44
	弁天二丁目(若潮通り)				45		38		44		38
	舞浜二丁目(幹線6号沿い)				45		42		45		41
	舞浜三丁目(幹線6号沿い)				46		43		45		41

※ : 要請限度を達成するが、環境基準を超えたもの

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A		指標 B		令和2年度 C		平成27年度 【参考】	
幹線沿道 地域の環 境基準の 達成状況	一般県道西浦安停車場線	環境基準 昼(6時~22時):70dB 夜(22時~6時):65dB の達成率	100.0%		86.6%		
	市道幹線2号		97.6%		97.8%		
	市道幹線3号		100.0%		100.0%		
	市道幹線6号		100.0%		50.0%		
	市道幹線11号		100.0%		100.0%		
航空機騒 音に係る 環境基準	明海測定局	月平均	地域類型I:57dB以下 (Lden) 本市は、地域類型指定 されていないため、 地域類型Iで評価。	42.0 dB	令和元年度 【参考】 46.8dB		

項目 A		指標 B		令和2年度 C		令和元年度 【参考】		平成24年度 【参考】	
市へ 寄せられる 公害苦情の 件数	騒音	基準年(平成24年度) より減	電波障害	25件	26件	31件			
	振動			10件	6件	6件			
	悪臭			5件	2件	9件			
	電波障害	基準年(平成24年度) を維持	0件	0件	0件				
	その他 (大気・水質等)	基準年(平成24年度) より減	17件	9件	40件				

① 生活環境問題への対応

● 事業者等の騒音・振動対策

本市へ寄せられる騒音・振動の公害苦情の発生源の多くは、建設・解体工事及び工場・事業所等からの騒音や振動です。特に、住宅と工場、商業・業務施設などが混在する「複合住宅ゾーン」や、国道 357 号沿線地域に住む市民などからの苦情が多い状況です。

重機を使用する建設・解体工事及び特定施設を保有する工場・事業場等から発生する騒音や振動については、騒音規制法、振動規制法及び浦安市環境保全条例による規制対象となっており、騒音・振動を発生させる事業活動を行う際に、事前に市への届出を義務付けることで事業内容を把握し、必要に応じ、騒音低減策を講じるよう指導を行っています。

また、市民等から苦情が市に寄せられた際は、発生現場の状況を確認し、発生源を特定するとともに、原因者に対し、規制基準の順守や公害を防止するための必要な措置を講じるよう指導を行います。

● 主要幹線道路の騒音・振動対策

本市は、首都高速道路湾岸線や国道 357 号が市の中央を東西に貫いているほか、県道浦安停車場線（やなぎ通り）、主要地方道市川浦安線（市川浦安バイパス）など、通過自動車交通量が多い状況です。このため、騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音・道路交通振動の状況調査を実施しています。

自動車騒音には、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としての「騒音（道路に面する地域の騒音）に係る環境基準」及び自動車騒音または道路交通振動がそれを超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、関係機関などに対し要請等を行うことができる限度としての「要請限度」があります。これらを指標として騒音・振動の状況を把握しています。

市は、自動車騒音・道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超過することで道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または国土交通大臣などに意見を述べるすることができます。

■ 振動・騒音の観測結果

【自動車騒音・道路交通振動要請限度調査】

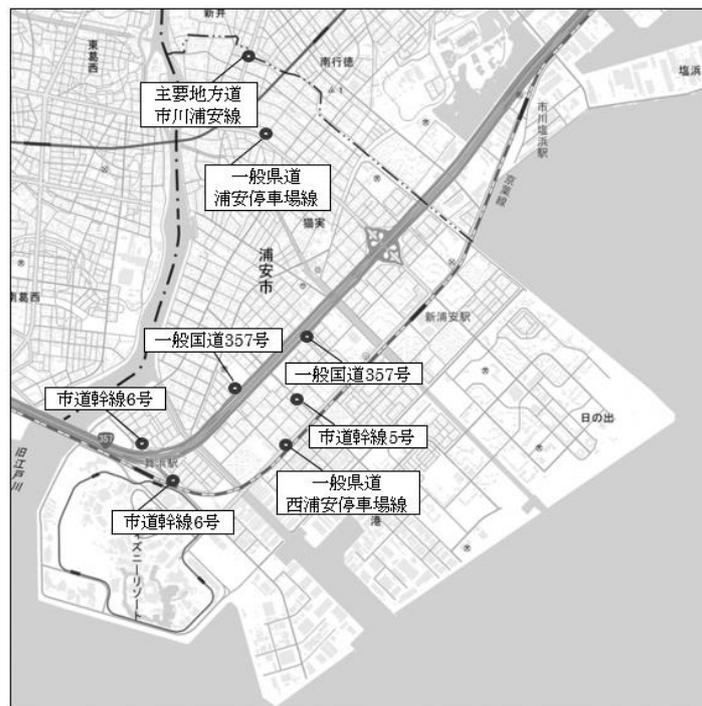
令和2年度調査では、自動車騒音において、要請限度は超えていませんが、環境基準を超えた地点が夜間の、国道357号西行き（富岡四丁目）、市道幹線5号（弁天二丁目）の2地点ありました。なお、道路交通振動における要請限度を超過した地点はありませんでした。

＜自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果（令和2年度測定）＞

No	地点	自動車騒音 (dB)				道路交通振動 (dB)			
		昼 (6~22時)		夜 (22~6時)		昼 (8~19時)		夜 (19~8時)	
		平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度
1	当代島三丁目 (市川浦安線沿い)	70	70 75	64	65 70	36	65	31	60
2	北栄三丁目 (やなぎ通り)	69	70 75	64	65 70	44	65	38	60
3	富岡四丁目 (湾岸道路西行き)	68	70 75	67	65 70	50	65	48	60
4	東野三丁目 (湾岸道路東行き)	60	70 75	58	65 70	45	65	44	60
5	弁天二丁目 (市道幹線5号)	68	70 75	66	65 70	48	65	43	60
6	弁天二丁目 (若潮通り)	67	70 75	60	65 70	45	65	38	60
7	舞浜二丁目 (幹線6号沿い)	66	70 75	61	65 70	45	65	42	60
8	舞浜三丁目 (幹線6号沿い)	55	70 75	52	65 70	46	65	43	60

※ 測定期間 令和3年2月2日（火）・3日（水）・4日（木）/2月8日（月）・9日（火）・12日（金）/
3月1日（月）・3日（水）・4日（木）

※ : 要請限度を達成するが、環境基準を超えたもの



【沿道地域の環境基準の達成状況（自動車騒音常時監視調査）】

道路端から 50m 以内の沿道地域では、一般地域の環境基準が適用されず、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び割合により評価する面的評価を行っています。

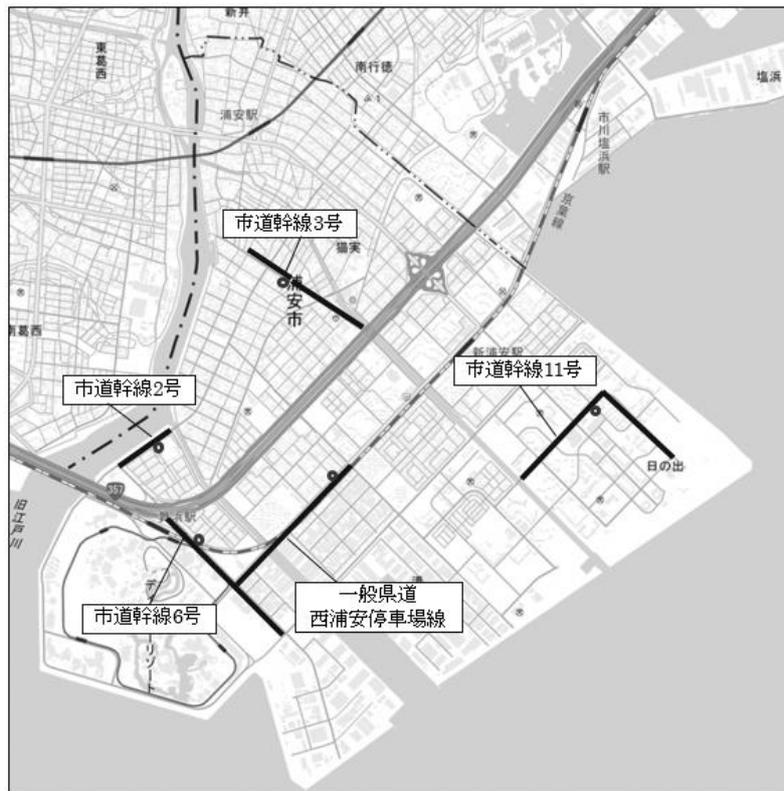
市では、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視調査を平成 24 年度から実施しています。令和 2 年度は、市内幹線道路 5 路線について調査を実施し、調査路線の沿道に立地する住居等 1,686 戸のうち、一般県道西浦安停車場線、市道幹線 3 号、市道幹線 6 号、市道幹線 11 号、4 路線において 100%環境基準を達成しています。

＜自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果（令和 2 年度測定）＞

No	路線名	区間延長 (km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率 (%)
i	一般県道西浦安停車場線	1.4	114	114	100.0
ii	市道幹線 2 号	0.5	85	83	97.6
iii	市道幹線 3 号	0.9	560	560	100.0
iv	市道幹線 6 号	1.4	38	38	100.0
v	市道幹線 11 号	1.8	889	889	100.0
5 区間合計		6.0	1,686	1,684	99.9

※測定期間 令和 3 年 2 月 18 日（10 時）～19 日（10 時）

＜調査地点＞



● 航空機騒音

航空機騒音は、航空機から発生する騒音が大きく、上空で発生するため、空港周辺の広い範囲に影響を及ぼします。本市は、半径 20km 以内に羽田空港があり、交通面で利便性が高い一方、航空機騒音の影響を受けています。

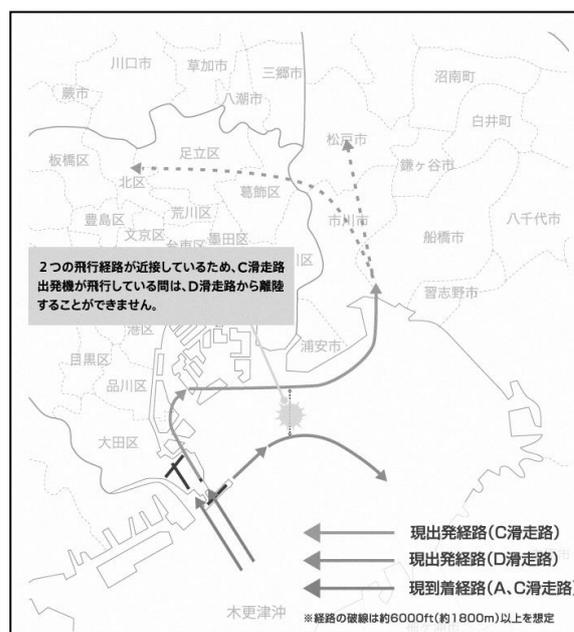
羽田空港では、平成 22 年 10 月 21 日に 4 本目の滑走路となる D 滑走路が供用開始され、国際線の就航、24 時間化など、羽田空港の発着枠が大幅に拡大されて、平成 26 年度末までに年間で 44.7 万回（うち国際線 9 万回）となり、令和 2 年度末現在、同様の運用がなされています。

羽田空港への着陸機は通常、東京湾の上空を通過し着陸しています。しかし、南風で悪天候等（東京湾や羽田空港上空における雨や霧の発生など）により、パイロットの視界が悪く、通常のルートが使用できない時に限り、安全を確保するため、誘導の電波に沿って着陸することになります。このとき、羽田空港の D 滑走路に着陸する際、本市近傍を飛行する航路を使用することから、近隣住民から、航空機騒音被害を訴える苦情が寄せられています。

< 飛行経路 >

【南風時】

【北風時】



出典：国土交通省ホームページ「羽田空港のこれから」

航空機騒音に係る環境基準は、地域の類型ごとに適用される基準値が設定され、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の指定は、都道府県知事が行うこととされています。千葉県では、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港、木更津飛行場）及び下総飛行場の周辺の地域において、当該地域の土地利用等の状況を勘案して地域類型を指定しています。

本市は、環境基準の適用のある地域類型の指定を受けていませんが、上記の経緯から、本市への航空機騒音の状況等を把握するため、冬季に市内3地点（日の出、明海、高洲）において航空機騒音実態調査を実施しています。令和元年度調査からは、平成30年度末に新たに総合公園内に設置された明海測定局において、航空機騒音影響の軽減・増加を年間を通して監視しています。

本市近傍を通過する航空機の数は増加していることから、今後も継続して航空機騒音の監視に努め、千葉県と関係市町村で構成する「羽田再拡張事業に係る県・市町村連絡協議会」と連携し、さらなる航空機騒音の軽減について、国土交通省と協議していきます。市民生活に影響を与える大騒音が発生している場合には、原因究明と改善を要請します。

首都圏空港の発着枠拡大などの機能強化のため、令和2年3月29日から新航路の運用が開始され、本市を含めた千葉県内の航空機騒音影響が軽減される想定ですが、引き続き、既存航路における騒音影響の軽減等について要請していきます。

なお、世界的な新型コロナウイルス(COVID-19)蔓延の影響により、令和2年度は航空便が大幅に減少しています。

令和2年度の取り組み結果	
羽田空港航空機騒音問題対策事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に総合公園内に設置した航空機騒音測定局に、音到来方向を分析する機能を追加し、常時監視における騒音判別機能の向上を図った。【測定結果：p.55】
羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 「羽田再拡張事業に係る県・市町村連絡協議会」と、付随する「羽田空港機能強化に関する連絡調整部会」において、千葉県や関係市町と、国土交通省からの提案等について継続して協議した。 機能強化にかかる新航路が令和2年3月29日より運用開始され、本市を含めた千葉県内の航空機騒音影響が軽減される想定ではあるが、引き続き、既存航路における騒音影響の軽減等について要請している。

■ 航空機騒音観測結果

【羽田空港航空機騒音実態調査】

令和2年度の調査では、地域類型Ⅰの環境基準 57 デシベル (Lden) により評価すると、すべての観測日で環境基準を達成しています。

<羽田空港航空機騒音測定結果>

※ [測定地点] 明海測定局 (市所有・総合公園内)

※ [期間] 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(日) うち 349 日

月 (測定日数)	単発騒音発生回数					航空機騒音	
	N1 (0～7時)	N2 (7～19時)	N3 (19～22時)	N4 (22～24時)	計	Lden (dB) ※1	WECPNL
4月 (30日)	25	336	136	7	504	39.1	50.9
5月 (16日)	0	130	44	3	177	38.0	49.1
6月 (29日)	6	325	165	6	502	40.5	52.3
7月 (31日)	46	564	289	22	921	45.4	58.1
8月 (31日)	32	480	127	33	672	42.4	54.2
9月 (29日)	19	676	156	13	864	41.6	53.4
10月 (31日)	45	708	232	22	1,007	42.0	56.0
11月 (30日)	59	548	271	22	900	42.5	53.3
12月 (31日)	82	827	356	36	1,301	43.8	55.1
1月 (31日)	47	415	255	29	746	41.3	52.5
2月 (28日)	24	351	140	18	533	39.9	51.3
3月 (31日)	67	443	167	41	718	42.5	53.7
合計	452	5,803	2,338	252	8,845		
月平均	37.7	483.6	194.8	21.0	737	42.0	54.0
日平均	1.3	16.6	6.7	0.7	25.3		

※1 騒音影響の基準として、平成25年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている Lden (時間帯補正等価騒音レベル) 及び、参考として、平成24年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) も記載している。

※2 5月16日の落雷によるシステムダウンのため5月17日～6月1日まで欠測

<航空機騒音実態調査地点>



● 近隣騒音対策

近隣騒音とは、飲食店等の営業騒音や商業宣伝の拡声器騒音など、騒音源が近隣にあって、付近の住民の生活環境を損なう騒音のことをいいます。特に、住宅地における深夜営業や音響機器・拡声器の使用は、近隣住民の良好な生活環境を損なう恐れの高いものであり、騒音問題における大きな課題となっています。

このような近隣騒音に対し、市では警察等の関係機関と連携を図り、「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準などを基に、飲食店や移動販売事業者に対し、発生の抑制等に関する指導を行っています。

また、苦情の申出人には問題解決に向けての適切なアドバイスを行うとともに、簡易騒音測定器の貸し出しなども行っています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 (拡声機・深夜営業等指導) (環境保全課)	・「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。 公害苦情件数：3件（深夜営業）

なお、令和2年度においては、コロナ禍で在宅時間が増えたことなどにより、近隣の話し声やテレビの音、ペットの鳴き声などの「生活騒音」に関する相談が度々寄せられました。ただし、「生活騒音」については前出のような騒音公害とは異なり、行政が法令等で規制できるものではありません。

● 地盤沈下防止対策

地盤沈下は、地表面が広域的に沈んでいく現象をいい、地下水や天然ガスかん水の汲み上げ、自然圧密、地殻変動、重量物による圧密が原因とされ、そのうち公害として取り上げられるのは、地下水及び水溶性天然ガスかん水の過剰な汲み上げなど、人為的な要因によるものです。

地盤沈下の防止を図るために、地下水の採取については「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」、「千葉県環境保全条例」、「浦安市環境保全条例」などにに基づき指導するとともに、市環境保全条例でも届出を義務付けています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 (地下水採取の規制) (環境保全課)	・揚水施設設置に関し、規制に該当する届出はなかった。

● 本市の地盤沈下変動

市内 21 地点に地盤沈下観測用の精密水準点が設置され、千葉県による監視が行われています。令和 2 年 1 月の測量結果では、20 地点で地盤沈下が見られました。

最大地盤沈下地点は、入船 3 丁目 34 緑地内 (U-13 水準点) のマイナス 8.6mm で、平成 31 年の同地点マイナス 8.0mm に比べ、地盤沈下量は微増となっています。

過去の変動量をみると、東日本大震災の翌年にあたる平成 24 年 1 月には全地点で大きな地盤沈下が発生しましたが、平成 25 年以降、地盤沈下は沈静化しています。

■地盤沈下測定

<地盤沈下測定結果>

標石番号	地点	標高 (m) (R2年1月現在)	変動量 (mm)				
			H28年1月	H29年1月	H30年1月	H31年1月	R2年1月
9838	旧浦安町役場前	0.4621	△3.2	1.8	0.3	1.7	△1.9
90	中央公民館	0.3162	△3.1	2.5	1.2	—	△1.9
U-1	海楽西児童公園	2.6991	△2.9	0.4	1.1	1.2	△1.1
U-2	東小学校	-0.3257	△4.6	0.2	1.1	0.9	△1.5
U-3A	富士見 5 丁目 26 堤防突端	2.3638	△2.9	△1.7	△0.6	1.6	△3.6
U-4	南小学校	—	△1.9	0.9	△0.1	—	—
U-5	江川児童公園	0.5975	△3.0	1.2	0.7	1.4	△2.5
U-6	堀江 4 丁目 8 緑地内	0.3273	△2.1	1.8	1.6	1.9	△2.2
U-7	善福寺	0.1956	△3.1	1.7	1.2	1.6	△1.2
U-8	中央公園	1.8543	△2.8	△2.0	△2.6	△0.9	△3.9
U-9	鉄鋼通り 3 丁目緑地内	1.3826	△10.5	△6.8	△6.0	△5.1	△6.7
U-10	鉄鋼通り 2 丁目緑地内	1.9990	△7.6	△9.3	△6.4	△5.3	△6.7
U-11	今川 3 丁目 14 緑地内	1.7700	△6.8	△8.1	△5.4	△5.1	△6.5
U-12A	入船 4 丁目 37 緑地内	—	—	—	—	—	—
U-13	入船 3 丁目 34 緑地内	2.1409	△9.2	△10.8	△7.4	△8.0	△8.6
U-14	美浜東第一児童公園	2.1529	△0.2	△3.5	1.6	△0.7	△1.4
U-16	舞浜 1 丁目 2	3.2714	△5.2	△1.0	△0.3	△1.8	△0.4
U-17	千鳥 9	1.6648	—	△9.0	△7.3	△4.5	△5.9
U-18	港 75	2.5459	△2.5	△3.3	△1.3	△1.1	△1.5
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6229	△11.0	△10.7	△7.7	△8.3	△8.1
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0712	△2.7	△2.9	△1.3	△0.9	△3.4
U-22	日の出小学校	3.4553	△2.1	△3.0	△0.4	△1.0	△1.3

※ 各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前平成30年1月現在変動量＝平成30年1月時点標高「462.3mm」－平成29年1月時点標高「462.0mm」)

<地盤沈下測定地点>



● 悪臭防止対策

市内には、悪臭の発生源となる工場のような施設は少なく、寄せられる苦情はほとんどが日常生活や飲食店などの事業活動から発生しています。市では、悪臭苦情の対応の際には、法令などに基づき悪臭の発生を抑制するよう指導しています。また、平成21年8月に千葉県指定により、臭気指数規制を導入しました。

令和2年度の市に寄せられた悪臭に関する苦情件数は4件です。市民から悪臭に関する苦情が寄せられた際には現場を確認していますが、臭いは消えやすく、広範囲に影響を及ぼすため、発生源を特定することが難しい状況です。

引き続き、悪臭発生時には、原因の特定に努めるとともに、事業者に対し悪臭防止法等関係法令の周知及び指導を行っていきます。また、東京湾沿岸における広域異臭が発生した場合、千葉県や京葉ガス等と連携し、原因を調査します。

令和2年度の取り組み結果	
悪臭防止法規制事業 (環境保全課)	・悪臭に関する相談を受け付け、状況に応じ調査・指導・対策を行った。 相談件数(悪臭) : 4件

● 土壌環境対策

土壌汚染は、工場や事業所などの事業活動によって化学物質が地下に浸透することが主な原因で発生します。市では、県と連携しながら「水質汚濁防止法」の特定施設や「土壌汚染対策法」の指定区域等の情報について把握を行うとともに、関係法令の周知、指導により土壌環境の保全に努めています。

また、都市化の進展に伴い、建設工事などから発生する建設土、いわゆる「残土」の不法投棄が社会的に問題となっています。土砂などの埋め立てなどによる土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(残土条例)」を制定し、埋め立てなどの面積3,000㎡以上の事業に対し規制を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
土壌汚染対策事業 (環境保全課)	・事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壌汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じ県と協議するよう指導を行った。

● 建造物等による生活環境問題への対策

建造物などによる生活環境問題は、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害など多岐にわたり、これらはさまざまな要因から起こっています。

中高層建築物等の建築主と近隣関係住民との間に生ずる紛争を未然に防ぐため、「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、建築主に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を義務付けています。なお、テレビ電波障害の発生が予想される地域については調査を実施し、影響が出る可能性がある際には防止対策を検討し、近隣関係住民へ説明・協議することを指導しています。

令和2年度の取り組み結果	
開発指導事業 (都市計画課)	・ 事前協議件数 66 件 (うち中高層建築物の該当件数 23 件) ※風害・光害の指導を行った実績なし。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

● まちの美化・環境衛生対策

市では、清潔できれいな街づくりの推進を図るため、「浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例」に基づき、空き缶や吸い殻などの散乱防止地区（東西線浦安駅及び京葉線新浦安駅周辺）にて、ボランティア団体や市内事業者など、地域との協働により、ポイ捨て防止のPR活動を実施しています。

令和2年度の取り組み結果	
ポイ捨て防止対策事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・浦安駅および新浦安駅前にてポイ捨て防止啓発キャンペーンを実施した・たばこの吸殻のポイ捨てと歩きタバコを防止するため、浦安駅および新浦安駅周辺に喫煙スペースを設置している。

● ゴミゼロ運動・共同清掃への支援

毎年5月30日に一番近い日曜日をゴミゼロの日と定め、浦安駅前及び新浦安駅前にて、ごみの散乱防止と、再資源化促進の普及啓発を目的としたゴミゼロ運動推進キャンペーンを実施しています。市全域で、不法投棄を防止するためのパトロール等も実施しています。

各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収といった支援を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
ゴミゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・毎年5月1日から6月の第2日曜日までを「ゴミゼロ運動推進期間」と定め、期間中は各自治会が延べ26回の清掃を実施し、ごみ袋の貸与とごみの収集支援を行った。
不法投棄パトロール事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄の多い地区の巡回パトロール及び投棄されたゴミの回収を行った。・不法投棄件数が多い地点に、路上駐車対策を含めた不法投棄対策として、ポストコーンを設置した。・市民の通報による道路上等の不法投棄ゴミの回収を行った。

● カラス等生活環境被害対策

カラスや猫などによるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」の貸し出しを行うとともに、被害防止対策の啓発により、生活環境被害の未然防止を呼び掛けています。

また、鳥獣保護の観点より、基本的に野生動物の捕獲等を行ないませんが、カラスが電柱や樹木に巣を作ったこと等により近隣住民の生活環境に被害が生じている場合は、施設管理者等へ巣の撤去を要請します。

その他にも、家庭における害虫を駆除するための薬剤を市役所窓口で配付しています。

令和2年度の取り組み結果	
ごみ散乱防護事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> カラスや猫等によるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」を貸し出した。 貸し出し枚数：293枚
野生動物による直接的被害への対応 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 主に春～夏の繁殖期において、周辺にカラスの巣があることで、近隣住民の生活環境に被害が生じていると判断をした場合には、施設管理者等へ巣の撤去を要請した。
害虫駆除事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤窓口配布状況 害虫駆除剤：251袋 殺鼠剤：100袋 野良猫用忌避剤：34,400ml

● 放置自転車対策

駅周辺の道路など公共の場所での自転車の放置を防止し、良好な生活環境を確保するため、「浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」を定めています。

放置自転車は、景観を損なうだけでなく、歩行者の通行妨げや障がい者への通行障害となります。市では、自転車放置整理区域を指定し、放置された自転車などの撤去・移送を行っています。また、自転車交通ルールや駐輪マナー等の啓発等を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
放置自転車対策事業 (市民安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の移送・保管及び返還業務並びに放置自転車の整理・指導業務を行うほか、放置自転車対策の啓発等を行った。 年間撤去台数 自転車：986台 原付：21台 年間返還台数 自転車：573台 原付：18台 1日あたりの平均放置自転車数(AM9時) 浦安駅：8.6台 新浦安駅：0.2台 舞浜駅：0.2台

● 動物の愛護

狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の接種を推進しています。また、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術を委託しています。

さらに、飼い犬や猫のしつけ方教室を実施し、ペットの適正な飼育管理を推進するため、愛犬のしつけ方教室、猫のしつけ方教室を実施しています。

令和2年度の取り組み結果	
ペット適正飼育推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病予防注射 登録数 : 5,932 頭 新規登録頭数 : 577 頭 注射接種数 : 4,408 頭 接種率 : 74.3%
動物愛護推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊去勢手術を実施した。 156 件 (内訳 : メス猫 84 件、オス猫 72 件)

● 外来生物対策

地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある外来生物による被害を予防するため、特定外来生物について、住民への周知に努めるとともに、緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。

令和2年度の取り組み結果	
特定外来生物防除事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハクビシン捕獲件数 : 9 件 ※ハクビシンは特定外来生物ではありませんが、「総合対策外来種(重点対策外来種)」に選定されており、家屋等に被害を及ぼすことがあるため、防除対象として対策を行っています。

● 高病原性鳥インフルエンザ対策

死亡した野鳥等が発見され、高病原性鳥インフルエンザによる感染が疑われる場合は、人への感染予防及び感染拡大の防止のため、市民等へ周知を行うとともに、死亡野鳥を安全に回収し、千葉県と連携し、必要に応じて遺伝子検査及び確定検査を実施しています。

令和2年度の取り組み結果	
高病原性鳥インフルエンザ対策事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡した野鳥等について市民から連絡があった場合に回収等の対応を行ったが、高病原性鳥インフルエンザによる感染は確認されなかった。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の生活環境に配慮した生活を心掛けます。・ 自転車を放置しません。・ 動物を飼うときは、マナーを守って、愛情と責任を持って飼います。・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県環境保全条例」、「環境保全条例」などに定める基準を遵守し、騒音・振動、悪臭、土壌汚染などの防止に努めます。・ 建設作業などの実施にあたっては、低騒音・低振動型の機械や工法の採用、防音対策、作業時間の制限などにより、騒音・振動の低減に努めます。・ 法・条例などを遵守し、地盤沈下を起こさないように揚水を行います。・ 化学物質、農薬などの適正な使用と管理に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。

課題と今後の方向性

① 生活環境問題への対応

- 本市は道路交通量が多く、近隣地域においては自動車騒音等の影響を受けていることから、道路管理者などへ環境基準及び要請限度の超過について報告していきます。
- 羽田空港再拡張事業以降、航空機の離着陸便が増加していることから、本市においても、独自に航空機騒音の常時監視を行い、現状を把握するとともに、千葉県と関係市町村で構成する「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」等を通じて、国に騒音軽減に向けた措置を要請します。
- 「複合住宅ゾーン」における建設作業や工場・事業場からの騒音・振動、深夜営業や拡声機の使用に伴う騒音などの防止のための法令・条例に基づく指導により、騒音・振動の防止に努めます。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

- ポイ捨て防止対策における啓発事業、ごみの散乱を防止するためのネットの普及促進、放置自転車対策としての撤去作業や駐輪場の整備などを進めます。
- 飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員と協力し、動物病院において不妊・去勢手術をするとともに、市民等へ周知、理解を求めていきます。



基本方針 2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる

東京湾に面した漁業のまちであった本市は、埋立事業や都市化の進展に伴い、人工的な環境に囲まれたまちとなりました。しかし、海辺に残された貴重な三番瀬は多様な生き物を育み、街中には公園や街路樹などの緑も育ちつつあります。また、漁師町の面影を伝える街並みや社寺などの歴史資源が元町地域に残る一方で、デザインされた道路や建物が特徴的なアーバンリゾートゾーンが形成されています。

長い時間をかけて積み上げてきた水辺や緑・景観は、まちの資産であり、さらに豊かなものとして時代へと引き継いでいくことが大切です。そのために、自然を身近に感じられる水辺空間や、市民の目に映る緑を増やしていくとともに、歴史・文化を感じられる景観を守り、育て、水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのあるふるさとのまちをつくります。

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出

3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

施策の方向

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市であり、海岸線は一般公共海岸区域となっています。

現在は、市民生活を守るために防護・治水を優先した水際線の整備が進められており、市民が海や河川を身近に感じる事が難しくなっている状況です。この防護・治水機能を維持しつつ、浦安の貴重な自然を活かしたまちづくりを進めるため、千葉県や関係機関等と連携しながら水際線整備や活用に取り組んできました。

日常生活の中で市民が豊かな水際線を身近に感じることができるよう、関係機関との協議を踏まえ、河川・海岸沿いの緑道や、管理用通路などの公共空間を活用した歩行空間ネットワークを形成するとともに、境川では、老朽護岸の改修など、護岸機能の向上を図るとともに、水際線のコミュニティ空間の形成を図ります。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、国や県、関係市などと協力して自然環境を保全するとともに、東日本大震災からの干潟の状況を考慮しながら、市民が集い、環境を学ぶ場として活用を推進します。

環境の現状令和2年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】
水辺・三番瀬に関する講座・イベントの参加者数	基準年(平成24年度) より増	422人	390人	171人
郷土博物館境川乗船体験など		11人	14人	
野鳥観察会、干潟観察会		—	76人	
三番瀬クリーンアップ大作戦		410人	300人	

① 豊かな水辺環境の創造

● 魅力ある水際線の創出

河川や海の魅力を身近に感じられるよう、関係機関との協議を行いながら、誰もが水際線の魅力に安全かつ気軽に接することができる歩行空間のネットワークを形成するため、舞浜地区では、高潮対策として千葉県が実施している護岸改修事業に併せて、散策やジョギングなどが楽しめる緑道の整備を促進しています。

また、旧江戸川（当代島地区から舞浜地区まで）においては、千葉県が耐震対策及び緩傾斜化による高潮対策を進め、令和6年度の完成を目指して整備中です。

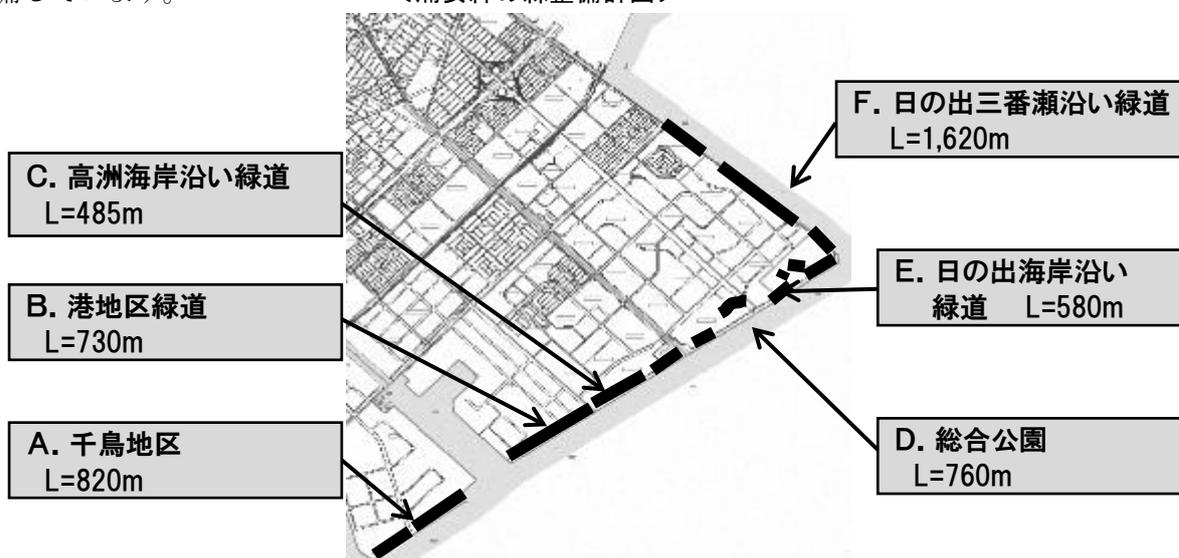
境川では、周辺住民や市民の憩いの場となるよう、境川のBゾーン（新橋から江川橋までの区間）の修景整備を進めています。また、市役所周辺エリアであるD1-1ゾーン（東水門から境川橋までの区間）について、周辺の街並みやBゾーン、Cゾーン（江川橋から東水門までの区間）と調和のとれた修景整備を行えるよう、千葉県と協議を進めています。

令和2年度の取り組み結果	
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)【再掲】	・千葉県により、緑道等の整備に伴う実施設計業務を実施した。
旧江戸川下流部整備事業 (道路整備課)	・旧江戸川富士見地区について、県工事にて約450mの整備が完了した。 ・植栽管理などの維持管理協定(みどり公園課)について協議を行い、開放に向けた準備を進めた。(令和3年11月一部開放)
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	・Bゾーンについては、新橋付近右岸(堀江側)の緩傾斜護岸(L=63m)を残し、修景整備が完了した ・D1-1ゾーンについては、境川公園～河川管理用通路～境川排水機場の一体的整備を防災や川の知識を学ぶことのできる学習通路として、県へ提案をした。

● 浦安絆の森整備

緑道については、水と緑のネットワーク化の推進を図るため、県により、海岸に沿って緑道整備が進められているほか、平成23年の東日本大震災後、沿岸部の海からの潮風を和らげ、高潮被害の軽減など減災効果が期待される「絆の森」を市民団体等との協働事業にて整備しています。

<浦安絆の森整備計画>



令和2年度の取り組み結果	
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課)【再掲】	・新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。

● 郷土博物館体験教室

ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育む一助として境川乗船体験を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
郷土博物館体験教室事業 (郷土博物館)	・ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育む一助として、境川乗船体験を行った。 1回開催 参加者延べ人数 11人

② 三番瀬の保全と活用

三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の四市に三方を囲まれた約 1,800ha の干潟と浅海域です。アサリなどの底生生物が生息するほか、シギ、チドリなどの多くの渡り鳥の中継地として貴重な役割を果たしています。

三番瀬について、千葉県は、平成 13 年に埋め立て計画を白紙に戻し、三番瀬の保全と自然の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定するための「三番瀬再生計画検討会議(通称「円卓会議」)」を設置しました。市は、この円卓会議にオブザーバーとして参加するとともに、庁内での検討や市民の意見を踏まえ、平成 15 年 10 月に「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」を策定しました。

その後、県は三番瀬再生会議や県議会での議論を経て、三番瀬再生の理念や目標を定めた「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」を策定しました。また、住民参加と情報公開のもとで進めていくために、地元住民、漁業関係者等から広く意見を聴く場として「三番瀬ミーティング」等を開催しています。市では、第二東京湾岸道路の整備の方向性や「千葉県三番瀬再生計画」との整合を図りながら、国や関係市、その他関係機関と役割分担を明確にし、相互に連携を図っていくことから、引き続き、県や近隣市の動向を注視しています。

● 三番瀬の活用

市民の水辺とふれあう機会創出のために、郷土博物館や市内の小・中学校において、三番瀬や河川の自然を生かした環境に係る学習活動や体験事業を定期的に行っています。

三番瀬の貴重な自然を保全し、後世につないでいく人材の育成を図るため、浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ等、三番瀬を保全する市民活動への支援を行っています。

浦安地先に広がっている干潟の観察をすることで身近な自然環境を学ぶため、日の出地先で干潟観察会を開催しています。また、身近な自然の中に生息する野鳥を観察し、野鳥の生活から浦安が現在どのような環境なのかを学ぶため、野鳥観察会を開催しています。

さらに、今後は、三番瀬干潟を保全し、市民が憩い、学習できるよう、令和元年度に開館した浦安市三番瀬環境観察館を活用していきます。

令和2年度の取り組み結果	
三番瀬保全事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 三番瀬を保全する市民活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）及び三番瀬を通じての環境学習の支援を行った。 浦安三番瀬クリーンアップ大作戦（令和2年11月8日） <ul style="list-style-type: none"> 参加者 : 410人 燃やせるごみ : 110kg 燃やせないごみ : 90kg
郷土博物館体験教室事業 (自然観察) (郷土博物館)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により実施しなかった。
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 三番瀬環境観察館の主催事業や団体の自主事業、来館者への解説等を行った。新型コロナウイルスの影響で閉館期間や講座の中止や定員調整があったが、創意工夫でサービスをおとさず実施できた。 <ul style="list-style-type: none"> 来館者 : 5,333人 公募による講座 : 19回 603人 団体受入れ : 8件 102人 団体自主事業 : 6回 52人

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や清掃活動に参加します。 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に面した住宅地などの開発にあたっては、景観計画などに即した開発に努めます。 水辺を保全、活用する市や市民の取り組みに協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。

課題と今後の方向性

① 豊かな水辺環境の創造

- 高潮対策として実施している護岸改修事業に併せ、散策やジョギングなどができる緑地や旧江戸川修景整備を護岸管理者や関係機関との協議、調整を行いながら進めていきます。また、境川修景整備については早期完成に向けて千葉県と協議を進めていきます。

② 三番瀬の保全と活用

- 市民の自然体験や環境学習の場となる「三番瀬環境観察館」を拠点とし、三番瀬の保全と活用に向けた取り組みを推進します。
- 引き続き、三番瀬を保全する市民活動への支援を行います。

2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出

施策の方向

埋立地が市域の約4分の3を占める本市は、樹林地等のまとまった緑が少なく、埋立地域を中心に計画的に公園緑地や緑道の整備を進め、緑地面積も順調に増加しています。

しかしながら、中町・新町地域と比べて元町地域では、緑地が少なく、緑地配置の偏りが課題となっています。また、施設の老朽化が進んだ公園緑地の改修、利用者のニーズの変化への対応が今後必要となります。

このことから、平成26年度に「緑の基本計画」を改定し、『みどりでつながる街 浦安』の基本理念を掲げ、環境保全、防災、景観形成等で重要な役割を担っている公園や今後整備される質の高い公園等をみどりの拠点とし、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながり、みどりのネットワークで覆われた、潤いある魅力的な住環境や緑環境を形成するまちを目指すこととしました。また、みどりの目標として、総緑地量のほか緑視率を掲げ、みどりの創出・保全・育成の基本方針に沿って、公園の配置計画や公共施設や民有地の緑化に関する施策事業の方針などを定めました。

今後は、この緑の基本計画に基づき、新たな公園の整備や水辺の緑道整備を進めるなど、水と緑が一体となった整備を行うとともに、市民参加による公園づくりを促進し、市・市民・事業者が協働して緑の整備のため取り組んでいきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

参考指標（緑の基本計画における目標）

項目 A	指標 ^{※1} B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成24年度 【参考】
都市公園面積 (㎡/人) ^{※2}	令和2年度までに、 8.2㎡/人(面積138.6ha)	6.9㎡/人 (117.4ha)	6.9㎡/人 (117.4ha)	6.6㎡/人 (106.8ha)
都市公園など面積 (㎡/人) ^{※2}	令和2年度までに、 12.4㎡/人(面積210.4ha)	10.4㎡/人 (177.9ha)	10.4㎡/人 (177.9ha)	10.3㎡/人 (167.3ha)
総緑地量 (ha)	令和2年度までに、348.0ha	309.9ha	—	294.9ha
市域面積に対する 緑地の割合	令和2年度までに、20.5%	18.2%	—	17.4%
幹線道路の緑視率 ^{※3}	令和2年度までに、38%	33%	—	33% (平成26年)
駅周辺の緑視率 ^{※3}	令和2年度までに、37%	34%	—	32% (平成26年)

※1 第2次環境基本計画策定時の指標より、浦安市緑の基本計画（平成26年9月改定）「みどりの目標」へ変更

※2 「都市公園など」には、都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園など）と公共施設緑地を含む。

上記表中「都市公園」と「都市公園など」における一人あたりの面積は、人口が分母になっているので、人口が急増すると数値は低下する傾向があるが、同時期に整備中の公園などもあるため、単年度で数値を評価するには注意が必要である。

※3 「緑視率」は、市民の目に映える緑の充実度合いを継続的に把握するための項目であり、総緑地量や市域面積に対する緑地の割合とともに、達成状況を表記する。

① 新しいみどりの創出

● みどりのネットワーク形成

市では、三方が海や河川に囲まれた本市の特性を活かしながら、公園緑地等の身近な緑が、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながる「みどりのネットワーク」で覆われた潤いあるみどり環境の形成に取り組んでいます。都市計画道路3・1・3号浦安橋明海線の美浜交差点から日の出・明海地区に至る大通りを、市を代表とする象徴的な道路であるシンボルロードとして整備し、季節を感じられる街路樹を植えた緑道部を設けています。

シンボルロードの緑道部の整備は平成28年度の美浜地区をもって完了しました。また、浦安絆の森の整備において植樹を行うとともに、市道における街路樹等の枯れに伴う補植工事や緑地緑道の維持補修工事等を行っています。

墓地公園では、長期に安定して墓所を供給するため、段階的な整備を進めるとともに、芝生墓所や樹林墓地など、市民ニーズに対応した墓地施設を運営しています。

令和2年度の取り組み結果	
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課) 【再掲】	・新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。
市内街路樹等改修補植事業 (みどり公園課)	・街路樹等の枯れに伴う補植工事費や緑地緑道の維持補修工事等を行った。
墓地公園整備事業 (環境衛生課)	・第3工区3街区の墓所設置工事や植栽工事を行った。

● 公共施設の緑化推進

公共施設等において、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化を推進しています。

令和2年度の取り組み結果	
公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	・公共施設等特殊緑化件数：0件（壁面緑化：0件）

● 民有地の緑化推進

民有地の緑化を推進するため、生垣設置（ブロック塀の撤去を含む）に係る費用の一部を助成しています。また、宅地整備時や商業地開発時に開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進しています。

令和2年度の取り組み結果	
生垣設置奨励事業 (みどり公園課)	・新規生垣設置件数：15件（補助金交付件数） ・市内生垣設置延べ件数：1,262件
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)	・事前協議受付件数：66件

② 身近なみどりの保全

● 保存樹木の指定

都市公園や、社寺境内の樹林地、集合住宅地の緑地は、地域の核となる緑地です。民有地の樹木を保存樹木に指定し、維持管理の支援や指導を行うなど、緑に囲まれた良好な住環境の保全を図っています。

令和2年度の取り組み結果	
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	・新規指定本数 : 0本 ・市内指定本数 : 594本 ・廃止本数 : 2本

● 公園施設等の整備及び改修

近隣自治会や住民の意見を踏まえながら、公園施設の整備及び老朽化が進んでいる公園の改修を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
公園施設等整備及び改修事業 (みどり公園課)	・公園施設の整備及び改修は特に行わなかった。

③ 協働によるみどりの育成

● 緑の創出・育成に関わる市民の活動支援

地域に適した質と量を保ったみどりを維持管理していくためには、市民や事業者との協力体制が不可欠です。そのため、公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具貸出しなどを行っています。また、公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援する公園等里親制度を推進しています。加えて、公園等の植栽管理により出た剪定枝・枯葉等を粉砕・チップ化し、堆肥化することで、緑のリサイクルを図っています。

さらに、みどりに関する情報収集や情報提供、相談機能を拡充するとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

令和2年度の取り組み結果	
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	・緑化活動支援制度登録：新規1団体（計20団体）
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	・里親支援制度登録：新規1団体（計19団体）※1団体脱退
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	・発生材数量 : 1,895.4 m ³ ・リサイクル数量 : 1,574.8 m ³
みどりのネットワーク事業 (みどり公園課)	・緑化活動団体と協働でみどりのネットワーク事業を推進した。

● 浦安植木まつりの開催

市民の緑に対する関心を高めるため、苗木やリサイクル堆肥の配布、緑化講習会などを行う植木まつりを開催しています。

令和2年度の取り組み結果	
植木まつり事業 (みどり公園課)	・ 第23回浦安市市民まつりと同時開催により、第45回浦安植木まつりを実施した。 (令和2年10月31日) 苗木の無償配布：3,850鉢 来場者：3,860人

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	・ 自宅の庭やベランダなどで花や緑を育てます。 ・ 地域で行われる緑化活動、公園の管理などの活動に参加します。
○事業者	・ 事業所の敷地や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。 ・ 地域で行われる緑化活動に参加・協力します。
○滞在者等	・ 公園などに植えられた花や緑を大切にします。

課題と今後の方向性

① 新しいみどりの創出

- 市域の4分の3が埋め立て地である本市には、樹林地等のまとまった緑が少ないことから、緑地面積の充足に向けて、計画的に公園緑地や水際線などの水辺と一体性のある緑道の整備を進めていきます。
- 民有地の緑化推進に向け、開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進していきます。

② 身近なみどりの保全

- 保存樹木の指定、緑化に関する啓発事業を行うとともに、維持管理の支援や指導を実施します。

③ 協働によるみどりの育成

- 市民の緑化活動への支援や公園等里親制度により、市民との協働による公園管理を進めるとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

3. 暮らしに息づくふるさとの まち・浦安の景観づくり

施策の方向

本市の景観は、かつて漁師町であったという歴史的背景と、市域の4分の3が埋立地であるという都市づくりの経緯から、元町地域のように歴史的な面影が残る一方で、中町地域・新町地域には、街路樹や庭木などの緑に彩られ、デザインされた道路や建物が多く見られます。また、東京ディズニーリゾートに代表されるアーバンリゾートゾーン、鉄鋼団地と流通関係で働く人が中心の工業ゾーンなど、地域ごとにさまざまな特性があります。

このような地域の特性を活かしながら、“暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観をつくる ～人が集い、住み続けたいくなる美しい海浜都市の風景を育てていきます～”を基本目標とした、景観条例及び景観計画をもとに、市民、事業者、行政の協働による良好な景観まちづくりのための取り組みを進めています。

景観は、多くの人々の生活に根差したものであり、そのまちの歴史や文化、価値観、雰囲気、暮らしやすさなどを表したものです。このような景観は、市民共通の財産であり、より良く継承し、また改善しながら、次世代に引き継ぐことが重要です。

このため、市民、事業者、行政が協働して、地域の個性を活かしながら、人が集い、住み続けたいくなる美しい海浜都市の風景を育て、暮らしが息づくふるさとのまち・浦安の景観を形成します。

環境の現状と令和元年度の主な取り組み

① 協働による景観の維持・創出

市では、これまでさまざまな形で景観まちづくりに取り組んできました。平成21年度には、景観法に基づき景観計画を策定するとともに、景観条例を施行し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図るため、建築物の建築や工作物の建設などの規制・誘導を行っています。

また、良好な景観を形成するためには、市民・事業者・行政が協働で景観のまちづくりに取り組むことが不可欠です。市民の景観形成に対する意識向上のため、市民活動団体と共に景観まちづくり講座の実施など推進活動を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
景観計画運営事業 (都市計画課)	・啓発事業：先進事例見学会を検討するも新型コロナウイルスの影響により中止 ・重要建造物指定制度：なし ・表彰制度：景観まちづくり表彰

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

やなぎ通り、シンボルロード、大三角線、若潮通りなどの主要な広域幹線道路、幹線道路は、地域と地域を結び、多くの人が行き交います。交通機能を確保しつつ、道路空間での統一感のある緑豊かな美しい景観形成を推進するとともに、沿道では周辺の建物や道路景観との調和を図るなど、魅力的な街並みを形成しています。

また、本市の貴重な自然環境である河川や海岸では、豊かな水際線を身近に感じられるよう、水際線と調和したみどりが連続する美しい景観を形成しています。

元町地域は浦安発祥の地であり、多くの神社仏閣や往時を偲ばせる建物や路地、文化財や埋立ての歴史を物語る堤防跡など歴史的な資源があります。これらを景観資源として広く市民に周知するとともに、県、市指定文化財である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅、船大工道具一式などの保全と、その活用に努めています。旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅では、一般公開、文化財めぐり等を開催しています。

災害時の緊急車両の通行や緊急物資の輸送を確保するため、主要道路の無電柱化に取り組むとともに、道路の安全性・快適性の向上や良好な景観を形成していきます。

令和2年度の取り組み結果	
無電柱化事業 (道路整備課)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線4号における工事に着手した。 ・令和2年9月に浦安市無電柱化推進計画を策定した。
文化財住宅管理運営事業 (郷土博物館)	<p>地域の宝である、県及び市指定有形文化財住宅を適切に保存しながら、これを公開することにより、市民の文化教養の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財住宅入館者数（開館日数 190 日） 旧宇田川家住宅：3,667 人 旧大塚家住宅：3,223 人 ・主催事業参加者数：延べ 844 人

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	・景観まちづくりの主役として、自らの意思で景観まちづくりに参加し、発言し、行動します。
○事業者	・事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為などを展開します。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 協働による景観の維持・創出

- 景観計画及び景観条例に基づき、建築物の新築などへの規制・誘導を行い、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進します。
- 市民・事業者の景観まちづくりへの理解と意識を深め、市民などが主体となった景観まちづくりを推進するため、啓発活動や支援の検討などに取り組むとともに、市民、事業者、行政の協働体制を構築します。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

- 県、市指定文化財を、景観資源として広く市民に周知していきます。



基本方針 3

地球にやさしい 低炭素社会を形成する

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）は、毎日の暮らしや事業活動のあらゆる場面で使われる電力、ガス、ガソリンなどにより排出されています。

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、首都圏全体で大幅な電力供給不足に陥りました。電力供給不足に対応するために始まった節電は、私たちが便利で快適な日々の暮らしにおいて、電力に代表される多くのエネルギーに依存し大量に使用してきたことに気づききっかけになりました。

このような東日本大震災後の経験は、私たちの生活におけるエネルギーのあり方を認識させ、再生可能エネルギー等の導入をはじめとする低炭素社会への対応や、災害時にも都市機能を維持できる持続可能な都市への更新・転換を加速させつつあります。

一人ひとりが地球温暖化問題の当事者であるとの意識のもと、地球温暖化に対応していくため、市民や事業者による省エネルギー行動や再生可能エネルギー等の導入などを進めるとともに、まちづくりの面からも低炭素化を進め、地球にやさしい低炭素社会を形成します。

1. 省エネルギー行動の推進

2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、 省エネルギー化の推進

3. 低炭素まちづくりの推進

1. 省エネルギー行動の推進

施策の方向

近年、世界中で地球温暖化による極端な気象現象が観測されています。台風の大型化や集中豪雨、干ばつ、熱波など異常気象による災害が各地で発生し、人々の生命や財産に甚大な被害をもたらしています。日本においても、気候変動が起因していると考えられる被害が顕在化しています。

地球温暖化は、私たちの生活や事業活動など人間活動から排出される温室効果ガスが支配的な要因と考えられており、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）排出量の約 50%は、家庭部門や業務部門、運輸部門という都市における社会経済活動に起因しています。

そのため、温室効果ガス排出削減に向け、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した経営、事業活動の普及を進め、省エネルギーを促進していきます。

市は、平成 28 年度に「浦安市第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設から排出される温室効果ガスを令和 3 年度までに平成 25 年度比で 11%削減することを目標に掲げました。

令和 2 年度には、2050 年までに市域から排出される温室効果ガス実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明するとともに、これまでの事務事業編と市域を対象とした区域施策編を新たに加えた「浦安市地球温暖化対策実行計画（浦安市ゼロカーボンシティ推進計画）」を策定し、ゼロカーボンシティの実現に向けて令和 12 年度までの削減目標を設定しています。

環境の現状と令和 2 年度の主な取り組み

参考指標（第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における目標）

項目 A	指標※ B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成 25 年度 【基準年度】
公共施設からの 温室効果ガス排出量	令和3年度までに 平成 25 年度比 11%削減	43,504t-CO ₂ (基準年比 13.8%)	42,803t-CO ₂ (基準年比 11.9%)	38,221t-CO ₂

※ 第 2 次環境基本計画策定時の指標より、「浦安第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 29 年 3 月改定）「温室効果ガス総排出量削減目標」へ変更

※ 令和 3 年度に平成 29 年度からの一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量の算定方法を変更

① 市民の省エネルギー行動の促進

日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための効果的な仕組みづくりをまとめた冊子を作成しています。各小・中学校や公民館等においても、環境学習アドバイザーが新・省エネルギー等に関する授業を行っています。

また、家庭における節電対策として、夏や冬における家電の使い方などを周知しました。

さらに、エコドライブ、自動車利用の転換などによる省エネルギー及び大気汚染対策を市広報やホームページなどにより周知し、市民への省エネルギー行動を呼びかけています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (環境保全課)	・啓発冊子「地球のためにできることから」をイベント時や三番瀬環境観察館の来館者に配布した。
環境学習推進事業 (環境保全課)	・学校やこども園等で合計7回実施した。そのうち地球温暖化をテーマとした講座は2回実施した。
環境保全PR事業 (うらやすの避暑地) (環境保全課)	・新型コロナウイルス感染症対策により、屋内に集まらない状況のため、事業の実施を見送った。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

事業活動の中で環境に配慮すべき事項を宣言してもらい、宣言項目に基づき環境配慮行動を行った事業者を、「浦安エコカンパニー」として認定する「浦安エコカンパニー制度」を推進しています。今後も「浦安エコカンパニー制度」を通じて、事業活動における温室効果ガス削減に関する制度について周知、啓発を行うとともに、市内事業者の省エネルギー行動や環境経営の普及を図っていきます。また、市内の店舗・工場などの新增築・改装や機械・設備の購入にかかる資金、公害防止施設や省エネルギー行動を推進する設備の導入資金について、市制度融資の利用者に対し、利子補給を実施しています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコカンパニー) (環境保全課)	・宣言事業者・認定事業者をホームページ上に公開するとともに、事業者へチラシを送付するなど周知を図った。 認定事業者：17社
中小企業資金融資制度 (商工観光課)	・市の融資制度を利用する事業者に対し、利子の一部を補給した。 (令和2年度 利子補給実績) 設備資金 122件 5,927,177円 社会貢献推進資金(公害防止分) 0件 0円

③ 市役所の率先対策の推進

● 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策として公共施設における省エネルギー対策を推進するため、温室効果ガス排出量を令和3年度までに平成25年度比で11%削減することを目標に、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進しています。

令和2年度の公共施設からの温室効果ガス排出量は43,504t-CO₂で、平成25年度比で、13.8%の増加となっています。これは、一般廃棄物焼却における廃プラスチック比率の増加によるもので、一般廃棄物焼却量分を除いた温室効果ガス排出量は18,479t-CO₂で、平成25年度比で12.1%の削減となっています。

市の率先行動として、公共施設の新築・改修において、高効率照明や太陽光発電設備など、環境負荷の少ない施設に向けた機器等を設置しているとともに、再生可能エネルギーの活用を図っています。

また、令和3年3月にこれまでの第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間を1年前倒しし、区域施策編とあわせて令和3年度からの新たな地球温暖化対策実行計画を策定しました。

＜公共施設からの温室効果ガス排出量＞

(単位：t-CO₂)

項目		平成25年度 (基準年度)	令和2年度		目標年度 排出量 (令和3年度)
		排出量	排出量	基準年度比(%)	
エネルギー 起源	電気	13,693.5	12,057	▲11.9	11,921.4
	都市ガス	6,853.9	6,105	▲10.9	
燃料使用量	灯油	64.1	50	▲21.9	64.1
	重油	25.7	0	▲100.0	
	LPG	2.4	2	▲16.7	
公用車 の燃料使用 量・走行量	ガソリン	206.4	202	▲1.9	283
	軽油	113.1	71	▲37.2	
	CNG	79.0	1	▲98.7	
	軽油車排出ガス (CH ₄)	0.2	0.3	50.0	
	ガソリン車排出ガス (N ₂ O)	6.1	5	▲16.7	
	自動車使用・漏洩 (HFC)	2.5	2	▲20.0	
小計		21,047.0	18,497	▲12.1	18,263
一般廃棄物焼却量(連続燃焼式)		17,174.0	25,007	45.6	15,713
合計		38,221.0	43,504	13.8	33,976

※ 小数点の処理方法により、各数値の合計は必ずしも合計数値と一致しない。

＜公共施設からの温室効果ガス排出量のもととなる公共施設の燃料別使用量＞

項 目		平成 25 年度 (基準年度)	令和2年度		目標年度 活動量 (令和3年度)
		活動量	活動量	基準年度比(%)	
エネルギー 起源	電気(kWh)	26,283,021.4	26,383,819.6	0.4	22,881,735.6
	都市ガス(m ³)	3,054,342.9	2,720,663.8	▲10.9	2,659,080.4
燃料使用量	灯油(L)	25,764.3	20,194	▲21.6	25,764.0
	重油(L)	9,470.0	0.0	▲100.0	9,470.0
	LPG(m ³)	369.1	294.5	▲20.2	369.1
公用車の 燃料使用量	ガソリン(L)	88,907.1	87,267.0	▲1.8	67,569.4
	軽油(L)	43,766.9	27,497.3	▲37.2	33,262.8
	CNG(m ³)	19,806.5	302.1	▲98.5	15,052.9

令和2年度の取り組み結果	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 推進事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の進行管理として、温室効果ガス排出量の把握・分析を行った。 ・CO₂排出量：43,504t-CO₂ (一般廃棄物焼却量を除いたCO₂排出量：18,497 t-CO₂) ・令和3年度からの新たな計画として浦安市地球温暖化対策実行計画(浦安市ゼロカーボンシティ推進計画)を策定した。
環境マネジメントシステム 推進事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画の進行管理として、年次報告書を作成・公表した。
新電力(P P S)調達推進 事業 (教育施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校施設(25施設26校)について、一般電気事業者及び特定規模電気事業者(新電力)を含めた価格競争による需給契約(単価契約)を締結している。
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約管理システムや契約起案時のチェックリストにグリーン購入検討の有無をチェックさせるようにし、意識づけを行った。 ・庁内セミナーを実施しグリーン購入の促進を行った。
環境配慮製品購入事業 (財産管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「浦安市グリーン購入法に基づく基本調達方針」に基づき、庁用事務用品について、エコマーク製品、グリーン購入法適合商品を選定・購入した。 令和2年度 購入商品：31商品 内訳) グリーン法適合：24商品 エコマーク商品：22商品 ※グリーン法に適合しており、かつエコマーク商品でもあるものも含まれている。
小中学校における環境配慮 製品購入事業 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校(26校)の消耗品・備品について、環境配慮製品を選定し購入を行った。 ・中学校卒業記念品として、グリーン購入法適合商品のシャープペンシルを購入した。 R2年度購入数：1,264本

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭でできる省エネ対策に取り組み、省エネ型のライフスタイルを実践します。・打ち水、みどりのカーテン、よしずの活用など、涼を楽しむ工夫を取り入れ、空調に頼りすぎない暮らしに努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・日々の事業活動において、省エネルギーなどの環境配慮を徹底します。・従業員に対する省エネルギー教育に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・市内の施設で取り組まれている節電、省エネルギーに協力します。

課題と今後の方向性

① 市民の省エネルギー行動の促進

- 学校だけでなく家庭で環境について話し合い、より実践的な環境配慮行動を促進することを目的として作成した冊子「地球のためにできることから」を活用し、環境についての啓発活動を進めます。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

- 省エネ法等の規制がなく、自主的な取り組みを任されている中小規模の事業者や店舗などにおいて、「浦安エコカンパニー制度」を推進するとともに、「環境経営」「環境金融」など中小企業経営の視点から取り組みを促進する仕組みを検討していきます。

③ 市役所の率先対策の推進

- 「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた温室効果ガス排出量11%削減に向け、より一層公共施設及び職員の率先行動を推進するとともに、低炭素化の取組を市民や事業者へ展開していくことで、本市における温室効果ガス排出量の削減を総合的、計画的に推進していくことを目指します。

2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進

施策の方向

温室効果ガスの大幅な削減を実現していくには、各部門各分野の個別対策に加えて、都市構造そのものを低炭素型に転換していくことが重要です。

建物に起因するエネルギー負荷の削減に向けて、住宅・建築物における環境性能の向上を促進するとともに、浦安エコホーム事業により、住宅への再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー設備の導入を支援していきます。

本市におけるエネルギー消費の構成は、民生業務（第3次産業）の消費比率が高く、産業部門を含め工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンに多く業務、産業機能が集積していることから、事業所における温室効果ガス削減に向けた取り組みを促進するとともに、大規模建造物などに対する省エネ性能確保の誘導などを進めます。

また、公共施設においては、市自らが率先して低炭素まちづくりに向けた対策に取り組むため、公共施設の運用における省エネ化を推進するとともに、「公共公益施設の新築時及び大規模改修時等における太陽光発電設備及びLED照明設備の導入方針」に基づき、新築や改修の計画段階から再生可能エネルギー活用及び省エネルギー化を推進していきます。

今後は、公共建築物の計画的な保全（ファシリティマネジメント）により施設改修時に省エネルギー化を図るとともに、災害時に電力供給が途絶えた際のエネルギー供給にも役立つ太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー等の導入を推進していきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】
太陽光発電の累計補助件数 （浦安エコホーム事業）	基準年(平成24年度)より増	940件	913件	452件
公共施設の環境負荷の低い エネルギー導入状況※1		11,169件	8,165件	380件
公共施設の太陽光発電による 二酸化炭素削減量※2		281.8t-CO ₂	271.1t-CO ₂	70t-CO ₂
公用車の低公害車導入件数		107台	99台	64台
市域全体からの 温室効果ガス排出量	基準年(平成25年度)より減	(平成30年度) 834千t-CO ₂	—	(平成25年度) 911千t-CO ₂

- ※1 公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入については、施設への太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、太陽熱利用及び廃熱利用設備の導入や太陽光発電式街灯、LED照明、風力・太陽光発電一体型街灯が該当する。
- ※2 公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量＝（公共施設の太陽光発電定格出力合計）×365日×24時間×12%（稼働率）×東京電力実排出係数（直近年度）（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン」による）

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

● 浦安エコホーム事業

市では、地球温暖化の防止を図るため、住宅に再生可能エネルギー設備を設置した市民に設置費用の一部を助成しています。

今後も、住宅開発が進む新町地域の新築住宅や全市の既存住宅等に対し、太陽光発電システムやリチウムイオン蓄電システム等の設置を促進し、市内住宅からのCO₂排出量の削減を図っていきます。

令和2年度の取り組み結果	
浦安エコホーム事業 （環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備等設置費用の一部を補助することで、エネルギー効率の促進を図った。 太陽光発電システム : 27件 家庭用燃料電池システム : 11件 リチウムイオン蓄電システム : 32件 雨水貯留タンク : 25件 太陽熱利用システム : 0件 延べ95件 6,430,0500円

＜太陽光発電システム交付実績＞

年度別	補助金交付件数	補助額	総出力	平均出力
15年度	9	719,500円	28.78kw	3.20kw
16年度	3	200,500円	8.02kw	2.67kw
17年度	12	793,250円	32.53kw	2.71kw
18年度	12	985,750円	43.04kw	3.59kw
19年度	17	1,416,500円	59.35kw	3.49kw
20年度	21	1,850,500円	82.52kw	3.93kw
21年度	43	3,670,000円	163.01kw	3.79kw
22年度	69	5,765,000円	244.40kw	3.54kw
23年度	103	8,984,500円	426.17kw	4.14kw
24年度	163	14,228,000円	668.97kw	4.10kw
25年度	148	12,160,000円	568.79kw	3.84kw
26年度	115	9,175,750円	417.71kw	3.63kw
27年度	73	5,723,000円	265.18kw	3.63kw
28年度	34	2,861,000円	141.67kw	4.17kw
29年度	27	2,576,750円	143.28kw	5.31kw
30年度	30	2,730,000円	141.98kw	4.73kw
元年度	34	3,200,000円	160.81kw	4.73kw
2年度	27	2,430,500円	125.68kw	4.65kw
合計	940	79,470,500円	3,721.88kw	4.00kw

● 長期優良住宅及び低炭素建築物の認定

良好な住宅ストックを形成し、住生活の向上、環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を行っています。

また、都市の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
長期優良住宅建築等計画認定 (建築指導課)	・ 建築物 75 件の認定を行った。
低炭素建築物新築等計画認定 (建築指導課)	・ 建築物 5 件の認定を行った。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

● 建築物省エネ法に基づく届出受理及び適合性判定

建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、一定規模以上の新築・増改築等を行う建築物については、届出やエネルギー消費性能基準への適合義務を求めています。

今後も継続して、対象建築物の届出や、基準適合に向け、建築主等への指導を行っていきます。また、建築物省エネ法に基づく届出等措置を講じるとともに、建築物省エネ法の適用外の小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

令和2年度の取り組み結果	
建築物省エネ法に基づく届出受理・適合性判定（建築指導課）	・建築物 46 件の届出を受理した。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

● 公共施設の省エネルギー化推進

「浦安市公共施設整備の環境配慮事項」に基づき、公共施設の新築や大規模改修時に、太陽光発電やLED照明の設置、ランニングコストや消費エネルギーの少ない機器の採用など省エネルギー化に取り組みます。

令和2年度の取り組み結果	
公共施設の省エネルギー化推進事業（営繕課）	・公共施設の建設・改修に伴う太陽光発電設備の設置を行った。（入船保育園、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）、美浜公民館）
公共建築物LED化事業（営繕課）	・公共建築物の建設・改修に伴うLED照明の設置を行った。（南小学校校舎、美浜北小学校校舎、日の出小学校校舎、見明川中学校校舎、日の出幼稚園、舞浜認定こども園、入船保育園、当代島保育園、見明川小学校地区児童育成クラブ分室、東野地区複合福祉施設（東野パティオ）、美浜公民館、舞浜公園防災倉庫、運動公園園路トイレ）

＜公共施設的环境負荷の少ないエネルギー導入状況（令和3年3月31日現在）＞

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定格出力 (kW)	内容	
太陽光発電	市役所本庁舎	1	20.0	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。	
	南小学校屋内運動場	1	10.0	児童・生徒の環境教育に役立てるとともに、施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。	
	東小学校屋内運動場	1	30.0		
	入船小学校	1	20.0		
	日の出南小学校	1	20.0		
	明海南小学校・明海中学校	1	20.0		
	高洲北小学校	1	10.0		
	東野小学校	1	20.0		
	浦安中学校	1	20.0		
	堀江中学校	1	20.0		
	入船中学校	1	20.0		
	高洲中学校	1	20.0		
	青葉幼稚園	1	7.0		施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。
	猫実保育園	1	10.0		
	入船保育園	1	10.0		
	日の出保育園	1	6.2	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。 ※リベットルーフソーラーシートを採用	
	高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	1	3.0	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。	
	こどもの広場管理棟	1	9.0		
	文化会館	1	20.0		
	中央公民館	1	10.0		
	堀江公民館	1	20.0		
	富岡公民館	1	20.0		
	美浜公民館	1	10.0		
	地域交流プラザ(高洲公民館)	1	10.0	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。	
	中央図書館	1	50.0	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。	
	運動公園陸上競技場	1	10.0		
	運動公園野球場	1	10.0		
	運動公園管理棟	1	16.5		
	パークシティ弁天自治会集会所	1	3.1		
	さつき苑自治会集会所	1	4.0		
	ジ・アイルズ自治会集会所	1	8.0		
	シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	1	9.5		
	望海の街自治会集会所	1	3.0		
ラ・フィネス新浦安, パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	1	4.0			
パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	1	4.0			
まちづくり活動プラザ	1	40.0			
猫実若草クラブ会館	1	3.3			
富岡青葉会館	1	3.1			
弁天喜楽会館	1	4.0			
海南クラブ会館	1	4.0			
美浜寿会館	1	3.1			
セレナシニアクラブ会館	1	3.0			

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定格出力 (kW)	内容
太陽光発電	老人福祉センター	1	10.0	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	浦安市ワークステーション	1	10.0	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	東野地区複合福祉施設（東野パティオ）	1	25.4	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。
	ビーナスプラザ	1	3.5	施設内の一部の電力を補うため、屋根に太陽光パネルを設置。
	斎場	1	4.3	火葬ブロック前面駐車場から建物につながる歩道のひさし部分に太陽光パネルを設置。
	日の出張所	1	6.5	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。
	浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	1	7.7	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。
	墓地公園	1	9.9	
	三番瀬環境観察館	1	3.0	
	合計	53	629.6	
風力発電	ビーナスプラザ	1	2.5	施設内の一部の電力を補うため、屋上に設置。
廃棄物発電	クリーンセンター	1	1450.0	ごみを焼却した後の廃熱を利用し発電を行い、施設内へ電力供給を行う。
太陽熱利用	高洲小学校	1		太陽熱を屋根裏部に貯め、ダクト（管）で1階に送る暖房システムを設置。
廃熱利用	クリーンセンター	1		ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

※定格出力は小数点第2位を四捨五入した数値

再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	中央図書館	1	図書館入口に太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	消防本部	4	消防庁舎敷地内に外灯 (LED タイプ)
	新浦安駅前プラザマーレ	2	屋外非常階段・屋上部の街灯
		1	立体駐車場前の車回し部の街灯
	幹線1号	15	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
		4	太陽光発電式の避難場所案内表示 (LED タイプ)
	幹線2号	9	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	幹線3号	19	太陽光発電式の歩道灯
	幹線4号	13	
	幹線9号他	26	
一般県道	13		
	合計	107	
風力・太陽光発電一体型街灯	文化会館前	2	風力・太陽光ハイブリット・タイプの蛍光灯使用街灯
	新浦安駅前プラザマーレ	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	11,000	二酸化炭素の排出量を半減する灯具 (LED 照明) を採用

● 公用車の低公害車導入推進

公用車へ低公害車（窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃焼性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車）の導入を推進しています。

< 自動車NO_x・PM法に基づく市の低公害車導入状況（令和3年3月31日現在）>

特定自動車区分		保有台数
天然ガス		0
ハイブリッド		10
プラグインハイブリッド		2
ガソリン・LPG （ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）	新☆☆☆	25
	新☆☆☆☆	43
	新☆☆☆☆☆	0
	他	16
軽油 （ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）	新長期	3
	新☆（新長期）	7
	ポスト新長期	7
	H28・30規制	5
	他	10
電気		0
メタノール		0
燃料電池		0
公用車の合計※		128
うち低公害車の合計		102

※ 軽自動車除く

※ 低公害車：天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車またはLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。

令和2年度の取り組み結果

低公害車の導入推進
（環境保全課）【再掲】

・低公害車新規導入数：7台

● 街灯LED化事業

街路灯を省エネルギー化することで、消費電力の削減を図るため、令和2年度までに市内に設置された約11,000基の街路灯をLED化しました。

LED灯具は市内の大半を占めていた水銀灯と比較すると、同じ明るさを保ちながら消費電力が4分の1程度となり、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を削減できるため、環境への負荷も少なくなります。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・家電の買い替え、古くなった給湯設備の更新などの際は、省エネルギー型の機器を選ぶことを心がけます。・住宅の新築や増改築の際には、建物の省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・古くなった設備を新しく更新するタイミングなどをうまく利用して、より高効率の設備の導入に努めます。・建物全体の新築・改修時、あるいは部分的な改装などの機会を捉えて、高効率機器、新エネルギー導入などに努めます。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 浦安エコホーム事業により、住宅への太陽光発電や省エネルギー設備の導入を促進するとともに、本市の住宅形態の7割以上を占める集合住宅（共同住宅）における大規模改修時等を見据え、躯体や開口部等の高气密・高断熱化及び省エネ設備導入など建物の省エネルギー化を促進する仕組みを検討していきます。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 建築物省エネ法に基づき、一定規模以上の新築・増改築時の建築物について、エネルギー消費性能基準への適合義務や届出を求めるとともに、建築主等へ制度の周知、啓発を強化していきます。
- 建築物省エネ法の適用外の中小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

- 「公共施設の新築、大規模改修時の太陽光発電設備及びLED照明導入方針」と「浦安市公共施設整備の環境配慮事項」を統合し、新たな指針の策定を検討していきます。
- 公共施設を良好な保全計画であるファシリティマネジメントに基づき、施設改修時に併せて、再生可能エネルギー導入や各施設の省エネルギー化を推進していきます。

3. 低炭素まちづくりの推進

施策の方向

低炭素まちづくりの推進に向けては、都市構造そのものの低炭素化への転換から、緑豊かなまちづくりに至るまで多岐にわたるものであり、都市政策や交通政策に限らず、地球環境問題の観点からは環境政策と、都市活動の省エネルギー化の観点からは省エネルギー政策とも係わるものです。

また、人口減少社会が到来する中においては、少子高齢化の進行により、年少人口や生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は一貫して増え続けることから、まちづくりには、防災、環境のみならず、健康や福祉等への配慮を盛り込むことが求められていきます。

そのような中、あらゆる社会インフラに情報通信技術（ICT技術）などの先端技術を活用してスマート化し、消費電力をICTで制御し省エネルギーを図るとともに、高齢者や子ども等の見守りなど安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現を目指すスマートコミュニティが注目され、全国各地で先進的な取り組みが始まっています。

このことから、低炭素まちづくりに向けた施策としては、省エネルギー行動や個々の建物における対策に加え、ICTを活用したエネルギーマネジメントの普及により、スマート化を図るとともに、健康・医療・福祉施策とまちづくり施策や交通施策等を融合し、交通の円滑化や徒歩、自転車、公共交通の利用促進を進めます。

こうした幅広い政策分野との緊密な連携を図りながら、総合的かつ一体的に、低炭素まちづくりを推進していきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度	平成24年度 【参考】
おさんぽバスの 利用者数 ※高齢者福祉乗車券 利用者を含まない。	<公共交通の利用状況を継続的に把握するための項目>	1,223,567 人	1,667,995 人	1,330,616 人

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

● エネルギーの効率的な利用

一般廃棄物の焼却処理を行うクリーンセンターにおいて、焼却に伴って発生する熱エネルギーをボイラーで回収して蒸気を作り、蒸気タービン発電機により発電（廃棄物発電）を行っています。発電した電力は、施設運営に必要な電力として補われるほか、余った電力（余剰電力）は新電力（PPS）に売却（売電）しています。

また、そのほかにも余熱を施設内の温水や空調等の他の用途に利用するとともに、近隣の浦安市斎場及び浦安市ワークステーションへ供給するなど、熱の面的利用、建物間融通を実施しています。

平成 28 年度に完成した市役所新庁舎には、ガスコージェネレーションシステムを設置しており、常用発電設備を効率的に運用し、電力と熱（空調）を供給するエネルギーサービス事業について、事業スキームを運用しています。さらに、ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）の導入により、電力等の効率利用を推進していきます。

今後は、電気や都市ガスの小売全面自由化になったことを踏まえ、市民・事業者・行政が連携・協力した取り組みを検討していきます。その一環として、令和 2 年度に市域全体の温室効果ガス排出削減のため、区域施策編を新たに盛り込んだ地球温暖化対策実行計画（浦安市ゼロカーボンシティ推進計画）を策定しました。

令和 2 年度の取り組み結果	
ごみ焼却施設余熱利用促進事業 (クリーンセンター・斎場)	<ul style="list-style-type: none">・焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力を、主にプラント機器の電源として使用し、タービンから排出された蒸気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用した。・クリーンセンターに隣接する斎場およびワークステーションへ蒸気の供給を行い、空調に利用した。

② 環境に配慮した交通利用の促進

● 環境に配慮した交通の利用

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時など状況に応じて、自家用車等の利用を控えた「エコ」で賢い移動方法の選択を市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や高齢者等の移動が困難な方の利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぼバス」の運行を行っています。

鉄道については、新宿や渋谷、羽田空港方面への鉄道利用者の利便性を向上させるため、JR 京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向け、関係市等との連携を図りながら、鉄道事業者や関係機関に対し要望しています。

令和2年度の取り組み結果	
バス交通利用促進事業 (都市計画課)【再掲】	・新型コロナウイルスの影響により事業見送り
JR 京葉線・東京臨海高速 鉄道のりんかい線相互直通運 転促進事業 (都市計画課)【再掲】	・千葉県 JR 線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。 ・京葉線沿線の自治体等で構成する協議会より鉄道事業者に対し、要望活動を実施した。
コミュニティバス事業 (都市計画課)【再掲】	・医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス3路線を運行した。 ・一般利用者数：1,223,567人 【医療センター線(80便/日)】 利用者数：405,120人 【舞浜線(80便/日)】 利用者数：512,835人 【じゅんかい線(80便/日)】 利用者数：305,612人 ・高齢者等福祉乗車券利用者数：170,101人
環境保全行動推進事業 (エコドライブの促進) (環境保全課)【再掲】	・冬期大気汚染防止対策事業の一環として、ホームページや広報でエコドライブや自転車利用の促進等について周知した。

● 安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実

国道 357 号東京湾岸道路の渋滞を緩和するため、国による舞浜交差点の立体化を促し、令和 2 年 6 月 28 日に開通しました。また、異常気象に伴う局地的な集中豪雨の際に、道路冠水が発生している地区の被害を軽減するため、東野地区では一時的に雨水を貯められる地下貯留施設を設置するとともに、国道 357 号東京湾岸道路立体整備促進事業の進捗状況を踏まえながら、舞浜地区においても地下貯留施設の設置に向けて検討を進めています。

自転車による交通事故の防止のため、関係機関と調整を図りながら自転車通行環境の整備を進めます。

生活に憩いや潤いを与えてくれる緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るため、沿岸部において、市民や事業者と協働で緑地の整備を進めていきます。

令和 2 年度の取り組み結果	
国道 357 号東京湾岸道路 立体整備促進事業 (都市計画課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関東地方整備局により舞浜立体の整備が進められ、令和 2 年 6 月 28 日に開通した。
道路冠水対策事業 (道路整備課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 舞浜地区については、国と雨水貯留管に関する計画協議・基本協定等の締結を行い、国が事業実施主体となり、詳細設計を行った。(令和 3 年 5 月未完了)。 浦安市雨水管理総合計画を 3 月に策定した。
交通安全施設整備事業 (市民安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの要望により、注意看板や路面シールを設置した。
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課) (道路整備課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県により、緑道等の整備に伴う実施設計業務を実施した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ HEMSの導入などに努め、低炭素のまちづくりに協力します。・ 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、徒歩、自転車の利用を選択して、マイカーの使用を抑制します。・ 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 建物間熱融通、地域冷暖房システムなど、地域のエネルギーマネジメントシステム構築に向けた取り組みや、低炭素のまちづくりに協力します。・ 低公害車の導入に積極的に努めます。・ 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけます。

課題と今後の方向性

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

- 地域でエネルギーを賢く創り域内で消費する「地産地消」に向け、ICTを活用したエネルギーマネジメントを普及拡大するとともに、電力等の効率的な利用と制御を行うスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めていきます。
- 市民・事業者・行政が一体となって低炭素まちづくりを進めるため、協働で取り組む仕組みなど「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定に取り組みます。

② 環境に配慮した交通利用の促進

- 公共交通の利用促進や徒歩・自転車利用により、環境に配慮した社会の構築を進めていきます。



基本方針 4

環境への負荷の少ない 循環型社会を実現する

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加をはじめ、環境に大きな負荷を与えてきました。

本市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーンズ計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量や再資源化に向けたさまざまな取り組みを推進してきました。しかし、最終処分を県外の民間施設に依存している現状では、最終処分量を削減することが今なお課題となっています。

そのため、ごみの減量・再資源化に向けた取り組みを市・市民・事業者が強い意志を持って、さらに推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。

1. ごみの減量と再資源化の推進

2. 廃棄物の適正な収集・処理

1. ごみの減量と再資源化の推進

施策の方向

現代の豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のもとに成り立っており、地球環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を築くためには、環境への負荷の少ない循環型社会に移行させていく必要があります。

本市のごみ処理の課題を踏まえて、平成30年3月に「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、市民、事業者及び市が協働し、より一層ごみの減量・再資源化を推進する施策を展開しています。

本市では、ごみの減量・再資源化に向け4Rを推進しており、その中でもリフューズ(断る)、リデュース(抑制する)に係るごみの発生抑制が重要と考えます。より一層のごみの発生・排出抑制に係る取り組みを継続、拡充し、さらにリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)といった再資源化の4Rを市民、事業者などと協力して推進していきます。

本市の再資源化率は、類似の自治体の平均や県平均を下回っています。排出段階における資源物の分別を徹底することが課題となっています。市民や事業者へ再資源化活動を促進し、資源物の資源回収事業や拠点回収を充実させるとともに、排出されたごみもできるだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進していきます。また、本市には、最終処分場がなく、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しています。最終処分量を削減するために、焼却残渣を溶融固化によりスラグ等に資源化を行う施設への搬出を行っています。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

参考指標（一般廃棄物処理基本計画における目標）

項目 A		指標 B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成28年度 【基準年度】
家庭系ごみ 排出量	家庭系ごみ 排出量原単位 (g/人・日) ^{※1}	令和9年度までに、 410g/人・日(基準年度 (平成28年)から約75g削減)	507g/人・日	487g/人・日	485g/人・日
事業系ごみ 排出量	事業系ごみ 総排出量(t)	令和9年度までに、21,938t (基準年度(平成28年)から 約10%削減)	15,527t	22,263t	24,372t
再資源化率(%) ^{※2}		令和9年度までに、23%以上 (基準年度(平成28年度)から 4.5pt向上)	19.8%	17.7%	18.6%
【ビーンズプラザ】リサイクル家具、自転車の販売数		＜市民によるごみの減量・再資源化の取り組み状況を継続的に把握するための項目＞	家具 335 点 自転車 29 台	家具 549 点 自転車 71 台	家具 760 点 自転車 101 台
資源回収補助事業の団体数			117 団体	120 団体	121 団体

※1 家庭系ごみ排出量原単位 (g/人・日) = 家庭系ごみ搬出量 ÷ 365 日 ÷ 年度平均人口 × 1,000kg × 1,000g

※2 再資源化率 = 再資源化量 ÷ ごみ排出量 (資源回収事業の回収量を含む) × 100

① ごみの発生・排出抑制

● ビーナス計画

「浦安市の資源物と、ごみの分け方・出し方」や「ビーナスニュース」などを活用したごみの発生・排出抑制、再資源化の啓発を行うとともに、浦安植木まつりや浦安市環境フェアなど、各種イベントにおけるクルンちゃん、グルンさまのキャラクターによるPRやおでかけビーナスを開催しています。

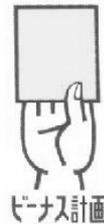
また、自治会から選出された廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）との協働により、連絡会議や廃棄物減量に関する研修会を開催するなど、推進員の活動を通じ、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底について啓発を行っています。

さらに、ビーナスプラザにおいて、衣類のリフォーム、古布利用のぞうり、敷物作り、パッチワーク教室や牛乳パック利用の紙作り、工作教室、廃びん利用のフラワーボトル作り、壊れたおもちゃの修理を行うおもちゃの病院などの開催をとおり、ごみの減量、リサイクルをPRしています。

ビーナス計画

使い捨て文化の脱却をめざし、全市的にごみの減量・再資源化を推進する取り組みとして、1991年（平成3年）にスタートし、循環（Venus）を意識したさまざまな取り組みを行っています。

- ① 気持ちの参加
- ② できることへの参加
- ③ システムづくりへの参加
- ④ システム運用への参加

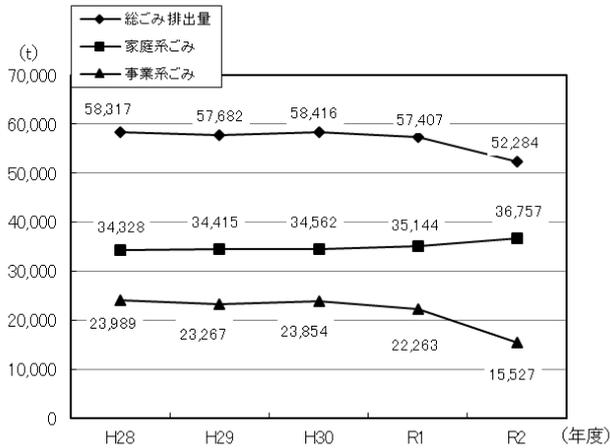


令和2年度の取り組み結果	
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・再資源化を題材にしたビーナスニュースの全戸配布(78,390部)を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によりおでかけビーナス(出前講座)はほとんど行えなかったが、明海の丘夏まつりはオンライン開催をしたため、オンラインにて1回実施した。
廃棄物減量等推進員制度 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一堂に会しての連絡会・研修会は実施せず、代替手段として通知および研修資料の送付とした。
リサイクル講座事業 (ビーナスプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル教室を開催し、ごみの減量、リサイクルをPRした。 講座数：3講座 参加者数：延べ162人

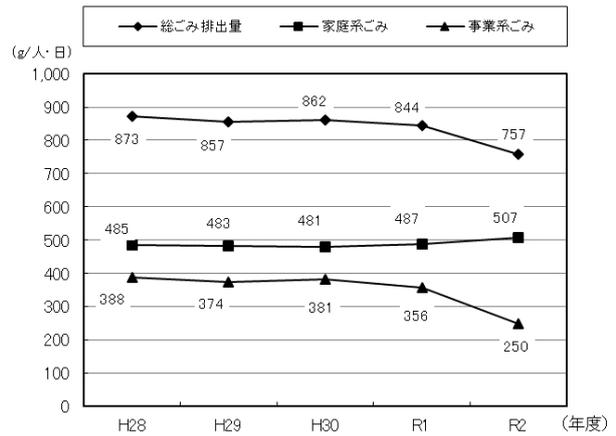
● ごみの減量化

令和2年度における本市のごみ排出量の状況は、家庭系ごみ及び一人あたりの1日平均ごみ排出量については、微増しているものの、事業系ごみは大幅に減少しています。その理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭で過ごす時間が増えたことや飲食店などの営業制限等の影響が、要因の一つであると考えられます。

＜ごみ排出量の推移＞



＜資源物を除いた一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移＞



令和2年度の取り組み結果

エコショップ認定制度 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 認定店7店舗について、市ホームページで啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 生活クラブ虹の街デポー浦安 マルエツ浦安店 ワイズマート浦安本店 ワイズマートディスカ浦安弁天店 ワイズマートディスカ高洲店 イオン新浦安店 サミットストアライフガーデン浦安富岡店
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 例年、廃棄物減量等推進員連絡会及び報告会にて、自治会まつりのごみの減量・再資源化を呼びかけ、自治会まつり等のイベントにおいての「ごみ減量調査票・報告書」の提出を依頼していたが、新型コロナウイルス感染予防により多くのイベントが中止となった。廃棄物減量等推進員連絡会及び研修会並びに報告会は感染症拡大防止のため、開催せず、書面にて行った。

② 再資源化の推進

● 分別収集・資源回収の推進

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん・缶・ペットボトルの収集をし、クリーンセンターへ運搬しています。

資源の有効利用の一環として、牛乳パックをはじめとした飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装等の回収箱を市役所・公民館等の公共施設に設置しています。

また、自治会等の団体が行う資源回収補助事業へ支援を行うとともに、広報、市ホームページ、ビーナスニュースなどを活用したPRを推進し、資源回収事業に対する理解と協力を促し、事業の充実、拡大を図っています。

さらに、平成25年度より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電製品に含まれている希少金属の有効利用を図るため、小型家電製品を回収しリサイクルする「小型家電リサイクル事業」を始め、平成27年度から障がい者への就労支援を目的として回収・選別・分解作業を障がい者就労支援施設に委託しました。

令和2年度の取り組み結果	
資源ごみ収集運搬事業 (びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)	・びん 1,685t・缶 522t・ペットボトル 642t を収集した。
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	・飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装等の拠点回収を実施した。 飲料用紙パック：1,810kg 白色発泡トレイ：156kg 紙製容器包装：2,378kg
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	・自治会、子ども会等の団体(117 団体)が行う資源回収を促進するため、回収量に応じて補助金を交付した(7円/kg)。 回収量：3,394,441kg 補助金交付額：23,761,087円
小型家電リサイクル事業 (ごみゼロ課)	・回収した小型家電を分解し、リサイクルした。 回収重量：22,184kg 売却重量：11,629kg 売却金額：403,221円

● 再資源化の推進

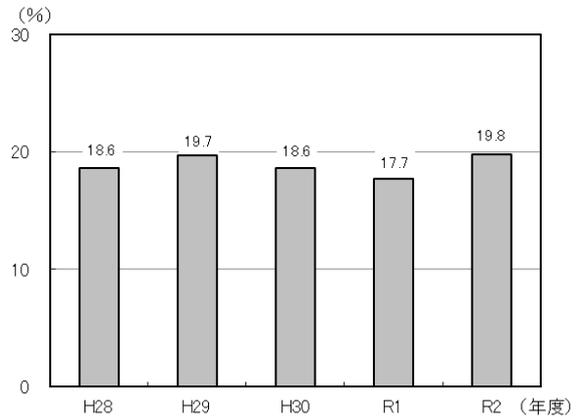
再資源化率については、平成 28 年度と比較すると令和 2 年度においては 1.2 ポイント増加し、19.8%となっています。再資源化率減少の大きな理由は、東日本大震災の影響により、焼却灰をエコセメント化している事業者が操業できない状況となり、焼却灰の多くを民間の最終処分場で処分しているためです。その代替として、焼却残さを溶融スラグ化する技術に注目し、再資源化率を向上させるよう努めています。

本市では、千鳥学校給食センター（第一・第二・第三調理場）で市立小中学校の給食を作っています。給食から出た残さについては、PFI 事業契約により 100%リサイクルしています。

また、クリーンセンターにおいては、燃やせないごみと粗大ごみの破碎、選別処理を行い、鉄とアルミを回収しています。

さらに、古くなり図書館に配架できなくなった本について、リサイクル本として市民に無償配布していますが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しませんでした。

＜再資源化率の推移＞



令和 2 年度の取り組み結果	
給食残さリサイクル事業 (千鳥学校給食センター)	・ 給食残さ 140,515kg のリサイクルを実施した。
有価物回収事業 (クリーンセンター)	・ 鉄類 : 903,680kg ・ アルミ類 : 25,860kg
リサイクル本配布事業 (中央図書館)	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。

● 緑のリサイクルの推進

公園等の植栽管理により出た剪定枝・枯葉等を粉碎・チップ化し、堆肥化することで、緑のリサイクルを図っています。

令和 2 年度の取り組み結果	
緑のリサイクル事業 (みどり公園課) 【再掲】	・ 発生材数量 : 1,895.4 m ³ ・ リサイクル数量 : 1,574.8 m ³

● **リサイクル資材・再生品などの利用促進**

エコマーク商品およびグリーン購入等、環境に配慮した商品の選択・再生品の利用拡大に向けた啓発を推進し、関係各課と連携しています。

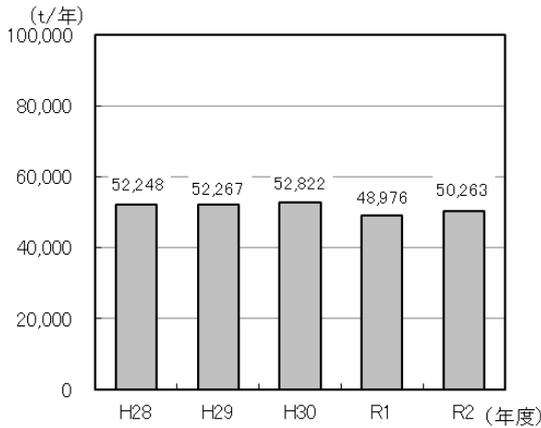
令和2年度の取り組み結果	
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・ 契約管理システムや契約起案時のチェックリストにグリーン購入検討の有無をチェックさせるようにし、意識づけを行った。

● **最終処分量の削減**

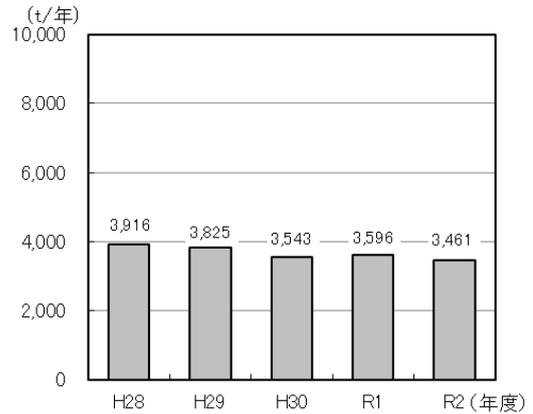
ごみ焼却施設(クリーンセンター)においては、長期包括責任委託により、民間のノウハウを活かした効率的、効果的な施設の管理・運営を実施しており、事業内容のモニタリングを的確に行い、適正処理の履行と施設の安定・安全な操業を継続しています。

本市は、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しており、ごみの焼却によって発生した焼却残さを最終処分場へ搬出しています。また、残さの有効活用を図るため、熔融や焼成処理により資源化を行う施設への搬出を平成26年より開始しました。

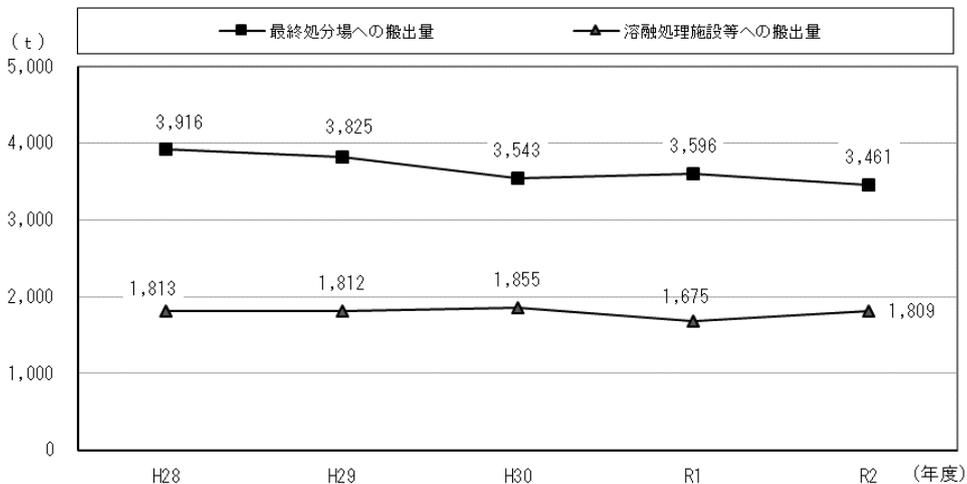
＜焼却処分量の推移＞



＜最終処分場への搬出量の推移＞



＜焼却残さ運搬処分量＞



＜年度別家庭ごみ及び事業ごみ搬入量＞

項目	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
人口等	人口（年度末現在）（人）	167,463	168,852	170,254	170,978	169,963	
	増加率（％）	1.2	0.8	0.8	0.4	△0.6	
	年間平均人口（人）	166,295	167,492	169,400	170,275	170,485	
家庭ごみ	可燃ごみ	委託収集（t/年）	26,806	26,908	26,942	27,251	28,026
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	26,806	26,908	26,942	27,251	28,026
		増加率（％）	△1.0	0.4	0.1	1.1	2.8
		1日平均量（t/日）	73.4	73.7	73.8	74.7	76.8
		一人1日平均量（g/人・日）	441.6	436.6	433.6	436.7	451.8
	不燃ごみ	委託収集（t/年）	1,011	995	1,017	1,043	1,171
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	1,011	995	1,017	1,043	1,171
		増加率（％）	△3.1	△1.6	2.2	2.5	12.3
		1日平均量（t/日）	2.8	2.7	2.8	2.9	3.2
		一人1日平均量（g/人・日）	16.7	16.1	16.4	16.7	18.9
	粗大ごみ	委託収集（t/年）	430	446	473	474	597
		持込（t/年）	1,398	1,427	1,479	1,619	1,684
		年間量（t/年）	1,827	1,872	1,952	2,093	2,281
		増加率（％）	4.3	2.4	4.2	7.2	9.0
		1日平均量（t/日）	5.0	5.1	5.3	5.7	6.3
		一人1日平均量（g/人・日）	30.1	30.4	31.4	33.5	36.8
	資源ごみ（びん）	委託収集（t/年）	1,622	1,616	1,582	1,548	1,686
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	1,622	1,616	1,582	1,548	1,686
		増加率（％）	△1.9	△0.4	△2.1	△2.1	8.9
		1日平均量（t/日）	4.4	4.4	4.3	4.2	4.6
	資源ごみ（缶）	委託収集（t/年）	501	487	478	479	522
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	501	487	478	479	522
		増加率（％）	△0.2	△2.7	△1.9	0.2	9.1
		1日平均量（t/日）	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4
	資源ごみ（ペットボトル）	委託収集（t/年）	590	582	616	624	642
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	590	582	616	624	642
		増加率（％）	1.5	△1.2	5.9	1.3	2.9
		1日平均量（t/日）	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
	資源ごみ（紙類）	委託収集（t/年）	1,970	1,955	1,975	2,106	2,428
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	1,970	1,955	1,975	2,106	2,428
		増加率（％）	△2.0	△0.8	1.0	6.7	15.3
		1日平均量（t/日）	5.4	5.4	5.4	5.8	6.7
	有害ごみ	委託収集（t/年）	0	0	0	0	0
		持込（t/年）	0	0	0	0	0
		年間量（t/年）	0	0	0	0	0
		増加率（％）	—	—	—	—	—
1日平均量（t/日）		0	0	0	0	0	
計	委託収集（t/年）	32,930	32,988	33,083	33,525	35,073	
	持込（t/年）	1,398	1,427	1,479	1,619	1,684	
	年間量（t/年）	34,328	34,415	34,562	35,144	36,757	
	増加率（％）	△0.8	0.3	0.4	1.7	4.6	
	1日平均量（t/日）	94.0	94.3	94.7	96.3	100.7	
	一人1日平均量（g/人・日）	561.6	558.4	556.2	563.1	592.5	

項目	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
事業ごみ	可燃ごみ	許可業者 (t/年)	19,345	19,452	20,115	19,105	12,549
		持込 (t/年)	3,144	2,566	2,720	2,415	2,430
		産廃 (t/年)	15	8	9	5	3
		年間量 (t/年)	22,503	22,026	22,844	21,525	14,982
		増加率 (%)	△0.6	△2.1	3.7	△5.8	△30.4
		1日平均量 (t/日)	61.7	60.3	62.6	59.0	41.0
	不燃ごみ	許可業者 (t/年)	705	671	608	516	336
		持込 (t/年)	106	91	67	50	45
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	811	762	674	566	382
		増加率 (%)	△5.7	△6.0	△11.5	△16.1	△32.5
		1日平均量 (t/日)	2.2	2.1	1.8	1.6	1.0
	粗大ごみ	許可業者 (t/年)	29	22	13	4	4
		持込 (t/年)	362	217	144	110	135
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	391	239	157	114	139
		増加率 (%)	△24.6	△39.0	△34.2	△27.2	21.7
		1日平均量 (t/日)	1.1	0.7	0.4	0.3	0.4
	(びん) 資源ごみ	許可業者 (t/年)	179	175	154	31	15
		持込 (t/年)	75	38	1	1	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	254	213	154	32	15
		増加率 (%)	37.8	△16.3	△27.5	△79.5	△51.6
		1日平均量 (t/日)	0.7	0.6	0.4	0.1	0.0
	(缶) 資源ごみ	許可業者 (t/年)	5	6	6	9	4
		持込 (t/年)	1	0	0	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	+	6	6	10	4
		増加率 (%)	10.0	16.4	△1.6	50.8	△58.2
		1日平均量 (t/日)	0.0	0	0.0	0.0	0.0
	(ペットボトル) 資源ごみ	許可業者 (t/年)	12	10	14	11	3
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	12	11	14	11	4
		増加率 (%)	16.3	△12.5	36.2	△26.6	△65.7
		1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(紙類) 資源ごみ	許可業者 (t/年)	0	1	0	0	0
		持込 (t/年)	5	2	1	4	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	5	2	1	4	0
		増加率 (%)	70.4	△54.5	△53.2	320.0	△97.6
		1日平均量 (t/日)	0.0	0	0.0	0.0	0.0
有害ごみ	許可業者 (t/年)	9	8	3	2	1	
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0	
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	9	9	3	2	1	
	増加率 (%)	△21.6	△6.6	△67.1	△28.6	△25.0	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0	0.0	0.0	0.0	
計	許可業者 (t/年)	20,284	20,345	20,913	19,678	12,914	
	持込 (t/年)	3,691	2,914	2,932	2,580	2,611	
	産廃 (t/年)	15	8	9	5	3	
	年間量 (t/年)	23,990	23,267	23,854	22,263	15,527	
	増加率 (%)	△1.0	△3.0	2.5	△6.7	△30.3	
	1日平均量 (t/日)	65.7	63.7	65.4	61.0	42.5	
	一人1日平均量 (g/人・日)	392.5	377.5	383.9	356.7	250.3	

項目	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
計	可燃ごみ	家庭ごみ (t)	26,806	26,908	26,942	27,251	28,026
		事業ごみ (t)	22,503	22,026	22,844	21,525	14,982
		年間量 (t/年)	49,309	48,934	49,786	48,776	43,008
		増加率 (%)	△0.8	△0.8	1.7	△2.0	△11.8
		1日平均量 (t/日)	135.1	134.1	136.4	133.6	117.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	806.7	794.0	801.2	781.6	693.3
	不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,011	995	1,017	1,043	1,171
		事業ごみ (t)	811	762	674	566	382
		年間量 (t/年)	1,822	1,758	1,692	1,609	1,553
		増加率 (%)	△4.3	△3.5	△3.7	△4.9	△3.5
		1日平均量 (t/日)	5.0	4.8	4.6	4.4	4.3
		一人1日平均量 (g/人・日)	29.8	28.5	27.2	25.8	25.0
	粗大ごみ	家庭ごみ (t)	1,827	1,872	1,952	2,093	2,281
		事業ごみ (t)	391	239	157	114	139
		年間量 (t/年)	2,218	2,111	2,109	2,207	2,421
		増加率 (%)	△2.3	△4.8	△0.1	4.7	9.7
		1日平均量 (t/日)	6.1	5.8	5.8	6.0	6.6
		一人1日平均量 (g/人・日)	36.3	34.3	33.9	35.4	39.0
	資源ごみ (びん)	家庭ごみ (t)	1,622	1,616	1,582	1,548	1,686
		事業ごみ (t)	254	213	154	32	15
		年間量 (t/年)	1,876	1,828	1,736	1,580	1,701
		増加率 (%)	2.1	△2.6	△5.0	△9.0	7.7
		1日平均量 (t/日)	5.1	5.0	4.8	4.3	4.7
		一人1日平均量 (g/人・日)	30.7	29.7	27.9	25.3	27.4
	資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	501	487	478	479	522
		事業ごみ (t)	6	6	6	10	4
		年間量 (t/年)	507	494	484	489	526
		増加率 (%)	△0.1	△2.6	△1.9	0.9	7.8
		1日平均量 (t/日)	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4
		一人1日平均量 (g/人・日)	8.3	8.0	7.8	7.8	8.5
	資源ごみ (ペットボトル)	家庭ごみ (t)	590	582	616	624	642
		事業ごみ (t)	12	11	14	11	4
		年間量 (t/年)	601	592	630	635	646
		増加率 (%)	1.8	△1.5	6.4	0.7	1.8
		1日平均量 (t/日)	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	9.8	9.6	10.1	10.2	10.4
	資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	1,970	1,955	1,975	2,106	2,428
		事業ごみ (t)	5	2	1	4	0
		年間量 (t/年)	1,975	1,957	1,976	2,110	2,428
		増加率 (%)	△1.9	△0.9	0.9	6.8	15.1
		1日平均量 (t/日)	5.4	5.4	5.4	5.8	6.7
		一人1日平均量 (g/人・日)	32.3	31.8	31.8	33.8	39.1
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0	
	事業ごみ (t)	9	9	3	2	1	
	年間量 (t/年)	9	9	3	2	1	
	増加率 (%)	△21.6	6.6	△67.1	△28.6	△35.0	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0	0.0	0.0	0.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
合計	年間量 (t/年)	58,318	57,682	58,416	57,407	52,284	
	増加率 (%)	△0.9	△1.1	1.3	△1.7	△8.9	
	1日平均量 (t/日)	159.8	158.0	160.0	157.3	143.2	
	一人1日平均量 (g/人・日)	954.1	935.9	940.0	919.9	842.8	

※ 1t未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。

※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び資源回収事業の回収量を含まない。

※ 事業ごみ排出量については、公共施設の紙類及び災害廃棄物を含まない。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まないよう、日常生活において心がけ、行動します。・生ごみの水切りなどにより生ごみを減量します。・買い物袋を持参します。・分別回収、集団資源回収、拠点回収に参加します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・社員の意識啓発、環境リーダーの設置などにより、事業所におけるごみの減量・再資源化に取り組みます。・商品の量り売り、詰め替え容器の普及など、ごみとなるものを作らない、売らないことを心がけ、実践します。・「イベントごみ減量ガイドライン」に則り、イベントから発生するごみの減量に努めます。・さまざまなリサイクル法を踏まえ、自己処理責任に基づく再資源化に取り組みます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別を守ります。

課題と今後の方向性

① ごみの発生・排出抑制

- 家庭系ごみの減量については、平成 28 年度の間目標値を達成したため、平成 29 年度に浦安市一般廃棄物処理基本計画を改定し、令和 9 年度までに一人一日あたりのごみの排出量を 75g 削減する目標を掲げました。目標達成に向け、引き続き、「ビーナス計画」により市民・事業者に対して啓発を図り、ごみの減量・再資源化を推進します。
- 事業系ごみについては、事業者間の不公平を是正したうえで、排出者責任の原則のもと、ごみの減量と再資源化の促進を図ります。

② 再資源化の推進

- 一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん、缶、ペットボトルの分別収集を徹底するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図ります。
- エコセメント化事業が停止していることから、焼却残渣を溶融固化により、スラグ等に資源化を行う施設への搬出を推進します。

2. 廃棄物の適正な収集・処理

施策の方向

本市のごみの特徴としては、事業系のごみの占める割合が約4割と高く、1事業所あたりの排出量も県平均、国平均と比較して高い値となっています（平成22年度実績）。

多量排出事業者に対しては、減量計画の提出、履行の指導を継続、拡充し、環境リーダーの設置、環境管理システムの構築及び従業員への環境教育など、自主的なごみ減量を促進し、少量排出事業者へは、自己処理責任の徹底を図ってきました。

今後は、これらを継続するとともに、いずれにも属さない事業者へ、ごみの発生・排出抑制の取り組みを強化していきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

① 廃棄物の適正処理の推進

● 事業系ごみの減量・再資源化の促進

本市における事業系のごみの占める割合は、令和2年度で15,527t（29.7%）となっており、基準年度（平成28年度）の23,990t（41.1%）より、8,463t（35.3%）減少しています。

多量にごみを排出する事業者については、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、必要に応じて現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取り組みを推進していきます。

また、食品リサイクル法を踏まえ、食品関連事業者に対し、食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進しています。

事業活動によって排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は自己処理が原則です。そのため、事業者は、手数料を払い直接クリーンセンターへ搬入する、または市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約し、有料で搬入を委託する必要があります。ごみの排出量が1日平均で45リットル1袋程度の少量の場合は、市に届け出をすることで有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。

今後も、近隣市の動向を踏まえ、事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の排出者責任に基づくごみ減量・再資源化を促進します。

事業者のごみの処理方法

処理方法として、下記の3つの方法があります。

クリーンセンターに自ら搬入 → 「一般廃棄物処理手数料」がかかります
【クリーンセンター】へ事業系一般廃棄物を搬入するときは、「一般廃棄物処理手数料」を支払っていただきます。
●1日の搬入量にかかわらず 10Kgにつき200円+税 ※10円未満切り捨て

2 市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約 → 許可業者に委託してください
事業者自らが【クリーンセンター】に搬入できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託してください。（有料）
一般廃棄物処理業許可業者につきましては、裏表紙を参照してください。

3 ごみ量が1日平均で45ℓ程度程度の少量の場合は、事業系少量一般廃棄物指定収集袋（有料事業系指定ごみ袋）で排出できます。（浦安市役所ごみゼロ課に届出が必要です。）
ごみ量が1日平均で45ℓ程度の場合は、有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。袋については3ページ、4ページを参照してください。
家庭用の指定袋等で排出された場合は、警告シールを貼付して収集しませんのでご注意ください。
常に大量にごみが出る場合は、1及び2の方法で処理してください。

令和2年度の取り組み結果	
多量排出事業者廃棄物削減促進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行った。 既指定事業者数：69 新規指定事業者数：1 指定解除事業者数：4 現場実態調査回数：1
食品廃棄物飼料化推進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を中心に食品リサイクルの推進を依頼した。
指定ごみ袋制の普及・啓発 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めた。
有料事業系指定ごみ袋制度推進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 少量一般廃棄物排出届出事業所：1,218件
事業ごみ減量等促進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者(産廃契約)の市内1,563事業者と、許可業者と契約している約1,278事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。

● 産業廃棄物対策

市では、公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築工事等におけるリサイクル資材の導入を推進しており、設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記するなど実施しています。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、一定の規模以上の建設工事等に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化が義務付けられており、工事着工の7日前までに必要な届出の受理をしました。

令和2年度の取り組み結果	
建設リサイクル法届出受理 (建築指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法届出(通知を含む)を331件受理した。 随時建設リサイクルパトロールを実施した。

● 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設より排出する物質を管理し、環境保全に尽くしています。令和2年度は、公害測定分析及びダイオキシン類測定分析ともに、排出基準を超過しておらず、適正な処理がされています。

また、ごみ処理施設について、経年劣化により増大する維持管理費を抑制しながら、今後も安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、施設の延命化に取り組みます。

令和2年度の取り組み結果	
廃棄物処理施設測定分析事業 (クリーンセンター)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設から排出される水銀(年2回)やダイオキシン(年2回)及びばいじん等(年6回)などの有害物質について、測定・分析を行った。
ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	・工事と運営を一体発注する基幹改良DBO方式により、公募型プロポーザルを行うこととし、募集要項を公表した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	—
○事業者	・関係する法令などを遵守し、事業活動に伴い発生するごみを適正に処理します。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 廃棄物の適正処理の推進

- 少量排出事業者に対し、有料指定ごみ袋などによる適正排出に向けた取り組みをさらに進め、事業者間の不公平を是正するための適正処理の指導を適宜行います。
- ごみ処理施設について、経年劣化により増大する維持管理費を抑制しながら、今後も安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、施設の延命化に取り組みます。



基本方針 5

協働して環境保全に取り組む

私たちの暮らしを取り巻く大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題から、地球環境問題に至るまで、今日の環境問題はさまざまな現象が関連し合っており、その多くは私たちの日常生活における行動に起因していると言われています。これらの問題を解決するためには、当事者であるという認識のもとに、環境問題の現状を理解し、できることから行動していくとともに、市や市民・事業者・滞在者等が協働して取り組んでいくことが大切です。

一人ひとりの行動によって望ましい環境像を実現していくため、地域環境への関心を高め、自ら考え、環境保全行動に率先して取り組む人づくりを進めるとともに、市民や事業者などの環境行動の輪を広げ、市民・事業者・滞在者等と市が協働して環境保全に取り組めます。

1. 環境を大切に作る人づくり

2. 協働による環境保全行動の推進

1. 環境を大切に作る人づくり

施策の方向

今日の環境問題は、複雑・多様化しており、これらの多くは私たちの日常生活や事業活動が起因していると言われていています。このため、市民や事業者の一人ひとりが、身近な地域環境から地球環境まで広く環境問題について関心と理解を深め、自発的に環境に配慮した行動を起こしていかなければなりません。

市では、平成 21 年度に「浦安市環境学習基本方針」を策定し、『持続可能な社会づくりに向けて、人と自然とが共生し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。』とした基本方針に基づき、各主体への環境学習を推進しています。市内保育園や幼稚園、小学校などにおける環境に関する出前講座の開催や、公民館・郷土博物館などにおける環境学習講座などの実施により環境学習を推進し、環境への意識を持ち行動できる人材の育成を行っています。

群馬県高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」の活用により、本市ではなかなか感じられない広大な自然を体験できる学習の機会の創出を図っています。

また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、人を集めた学習の場やイベントを開催することができなかつたため、今後は、オンラインなどを活用し、市民が学習できる場の充実に努めます。

環境の現状と令和 2 年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成 24 年度 【参考】
環境学習講座実施回数	基準年(平成 24 年度)より増	7回	10回	65回
おでかけビーンズの開催数		1回 ※コロナウイルス感染症の影響によりオンラインにて開催	15回	41回
公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数※2		公民館 ※講座中止 郷土博物館 延べ 5,812 人	公民館 76 人 郷土博物館 11,811 人	520 人
市民大学(環境講座)受講者数		※全講座中止	4人 (累計 59 人)	10 人 (累計 178 人)
環境フェアの参加者数		<環境保全行動への参加状況を継続的に把握するための項目>	約 6,000 人 (同時開催事業と合算)	約 95,000 人 (同時開催事業と合算)
環境フェア出展数		・出展 5 ブース(行政) ・展示協力 6 団体	27 団体	18 団体

※1 出前講座などの実施回数とは、出前講座のほか、環境学習施設での環境学習体験講座や千葉県より派遣された講師による講座回数を含む。

※2 公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数には、郷土博物館休日体験事業及び博学連携事業を含む。

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

● 環境情報・環境教育・環境学習に関する情報の提供

市の自然環境の情報を市民に知ってもらうため、自然環境調査（平成 17 年冬季から平成 18 年秋季までの 1 年間を通じた実態調査）の結果から、本市の自然環境・生態系情報をまとめ、市ホームページで「浦安の自然」として公開しています。また、三番瀬環境観察館のホームページにて三番瀬に生息する生き物の情報を公開しています。

令和 2 年度の取り組み結果	
自然環境情報の提供 (環境保全課)	・三番瀬環境観察館の開館に伴い、ホームページを開設し、三番瀬に生息する生き物の情報を掲載した。

● 環境フェアの開催

市民一人ひとりが、様々な角度から環境問題について考え、身近なものから地球規模のものまで幅広く理解を深めてもらうとともに、環境保全行動への「気づき」を促すことを目的に、楽しみながら学び、考えることができるイベントとして「環境フェア」を実施しました。

例年は、市における環境保全への取り組みだけではなく、日頃から環境保全活動を行っている市民活動団体や事業者等における取り組みも紹介することにより、市民への周知啓発を行っていますが、令和 2 年度については、感染症拡大の影響により、規模を縮小しての実施となりました。

令和 2 年度の取り組み結果	
環境保全 P R 事業 (環境保全課)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市ホームページを活用するなど、工夫して行った。 ・市民まつりの中で「環境フェア」を例年より縮小して行った。 参加者数：6,000 人（※同時開催事業と合算）

● 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題は私たち一人ひとりの生活や事業活動に起因しているという現状を理解し、行動につなげてもらうこと、及び家庭や地域、学校、事業者など社会全体で環境学習に取り組めるようにすることを目的に、環境学習の推進を図るための考え方と方向性を示した「環境学習基本方針」を平成 21 年度に策定し、これに基づき環境学習を推進しています。市外の環境学習施設や自然公園等で環境学習を行うこども環境学習体験講座も実施し、市内外での環境学習の機会の充実を図っています。

また、子どもの地域での環境活動を支援するため、日本環境協会が行うこどもエコクラブ制度の周知を行っています。

さらに、ごみ減量・再資源化に関する情報提供を行うため、ビーナスニュースの発行や、出前ビーナス等の啓発活動を進めています。

令和 2 年度の取り組み結果	
環境学習推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・学校やこども園等に環境学習アドバイザーを合計 7 回派遣した。
こどもエコクラブ活用事業 (環境保全課)	・こどもエコクラブの地域事務局として登録手続きを行った。 ・令和 2 年度の登録件数は、継続団体 2 件で新規登録はなかった。
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課) 【再掲】	・ごみの減量・再資源化を題材にしたビーナスニュースの全戸配布 80,593 部を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によりおでかけビーナス(出前講座)はほとんど行えなかったが、明海の丘夏まつりはオンライン開催をしたため、オンラインにて 1 回実施した。

● 人材の発掘・育成・活用

環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する「環境学習アドバイザー派遣制度」の運用を平成23年1月より始めました。

環境学習アドバイザーは、地域団体や学校等が実施する研修会・学習会等に、講師として講義・講演等を行い、必要な企画や運営の補助などを行うことで、環境に関する研修会等の機会を創出しています。

また、地球温暖化等の現状を理解し環境に配慮した行動を市民が実践できるよう、「うらやす市民大学」で環境保全に関する授業を実施しています。

<環境学習アドバイザー派遣 講座>

講座タイトル	学習のねらい
リサイクル工作（牛乳パック紙漉き、廃食油石けん作り、エコキャンドル）	廃材を利用し物作りを行うことで、資源を大切にし、ごみを減らす気持ちや行動を促します
自然観察・ネイチャーゲーム	観察やゲームを通じ、自然から学びや気づきを得ることにより、自然を大切にする気持ちを養います
ネイチャークラフト	街路樹等の木の実や枝葉を使い、クラフトを作ることで、自然物に親しみ自然を大切にする気持ちを養います
地球温暖化・エネルギー	地球温暖化の影響やエネルギーを大切に使うことを、話し合いや実験・体験を通じて学びます
植物の栽培から学ぶ	ケナフを栽培し、収穫したケナフから紙を作ります

令和2年度の取り組み結果	
環境学習アドバイザー育成事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月に「ゼロカーボンシティ」表明を機に、環境学習アドバイザー各々の学習プログラムにどのように反映できるか等の意見を書面で確認した。 新規のアドバイザー募集は行わなかった。 環境アドバイザー登録数：9人
市民大学校運営事業 (市民大学校)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全講座中止となった。

② 環境学習の場と機会の創出

● 公民館における環境学習

郷土博物館・公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、環境学習拠点同士の連携を図りながら、河川や海辺・歴史や文化など地域の特色を踏まえた環境学習の機会を創出しています。

各公民館では、環境の大切さについて学ぶため、年間を通して、自然観察のフィールドワークや、ごみの削減、資源再利用など環境問題についての学習講座を実施しています。

令和2年度の取り組み結果	
環境学習事業 (公民館)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

● 森林と親しむ講座

群馬県高崎市倉渕町は、江戸川の上流域に位置し、総面積の約90%が山林という自然豊かな江戸川の水源地を担っています。一方、本市は、江戸川の下流域に位置し、その水を水道水として利用しています。下流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共有財産とみなし、市民の森林整備や森林体験などを通じて、自然に対する理解や豊かな人間形成を図るため、平成18年に「浦安市民の森」を設置しました。

市では、「森林と親しむ講座」を開催し、市民の森の散策やホテル観賞など、都市部では経験できない自然体験の機会を提供しています。また、倉渕町との水源を通じた交流事業として、本市の小学生が水源を訪れる林間学校の開催や、倉渕町の小学生を本市に招き、海辺の自然環境体験や浦安の歴史・文化などの環境学習を実施するなど、環境学習の広域ネットワークを構築しています。

令和2年度の取り組み結果	
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

● 三番瀬を活用した環境学習

三番瀬の干潟を保全し、市民が憩い、学習できる浦安市三番瀬環境観察館の整備を進めています。ふるさとの海を後世につなげるため、環境変化を踏まえ、三番瀬干潟の保全に取り組みます。

令和2年度の取り組み結果	
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	・三番瀬環境観察館の主催事業や団体の自主事業、来館者への解説等を行った。新型コロナウイルスの影響で閉館期間や講座の中止や定員調整があったが、創意工夫でサービスをおとさず実施できた。 来館者：5,333人 公募による講座：19回 603人 団体受入れ：8件 102人 団体自主事業：6回 52人

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

● 歴史的・文化的資源を生かす体験・観察の場の創出

郷土博物館においては、かつて浦安の地場産業であった海苔養殖や地域環境への興味や関心を深めるため、境川や三番瀬などを活用した体験事業や、自然観察会及び歴史・文化の体験事業を、博物館ボランティアの協力のもと実施しています。

また、博学連携事業として、市内小中学校から多くの児童・生徒を、環境学習の授業の場として受け入れています。

令和2年度の取り組み結果	
郷土博物館体験教室事業 (乗船体験) (郷土博物館) 【再掲】	・ 境川乗船体験 1回開催 参加者数：延べ11人
郷土博物館体験教室事業 (自然観察) (郷土博物館) 【再掲】	・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しなかった。
郷土博物館活動の推進 (郷土博物館)	・ 浦安市郷土博物館ボランティア「もやいの会」をはじめとしたボランティアの協力のもと、事業運営を行った。 ・ 1年を通し、博学連携事業として、小中学校等の授業受け入れも、積極的に行った。 休日体験：11回実施(参加者延べ人数 183人) 博学連携学校授業利用：118回実施(延べ児童・生徒数 5,629人)

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・身近な自然とのふれあいや日常の暮らし、市の広報やインターネット、環境イベントへの参加などを通じて、身近な環境を知り、大切にすることを育みます。・郷土博物館や公民館などで行われる各種講座などに参加し、環境について学びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員に環境問題の認識を深めるための環境教育を実施します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・自然観察や歴史・文化の体験などの環境学習に参加します。

課題と今後の方向性

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

- 「浦安市環境学習基本方針」に基づき、環境学習を推進していくとともに、関係機関と連携し、環境学習アドバイザー制度の活用などにより、環境教育・環境学習の機会を充実していきます。また、うらやす市民大学における環境講座等を通じ、豊富な経験や高度な知見を持った人材の発掘・育成・活用について検討を行います。

② 環境学習の場と機会の創出

- ビーナズプラザや郷土博物館、公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、群馬県高崎市に設置した「浦安市民の森」を活用した自然体験等環境学習の機会を提供していきます。

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

- 郷土博物館において、自然・歴史・文化について子どもたちが学習する機会の創出に努めます。

2. 協働による環境保全行動の推進

施策の方向

今日の環境問題を解決するためには、市の率先的な取り組みはもとより、市民・事業者・滞在者等が主体的に環境保全行動を行うとともに、協働して進めていかなければなりません。

共同清掃、三番瀬のクリーンアップなどの保全行動、地域の緑化活動など、自主的な市民活動への支援などにより、市民や事業者、市民活動団体などと協働した環境保全行動を推進します。

市では、今後も引き続き、率先行動を進めながら、各主体との協働による環境保全行動を推進できるように、市の各部局においても、啓発活動や市民参加の促進を視野に入れて環境保全に係る取り組みを進めていきます。

環境の現状と令和2年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和2年度 C	令和元年度 【参考】	平成24年度 【参考】
出前講座の開催数 ※環境分野の講座	基準年 (平成24年度) より増	実施なし	2回	1回
「浦安エコカンパニー」の 宣言数・認定数		認定:17事業者	認定:13事業者	認定:7事業者
「エコショップ」の認定数		7店舗	7店舗	9店舗
環境保全に係る 市民活動団体数*	<市民活動の実施 状況を継続的に把握 するための項目>	20団体	32団体	37団体

※ 環境保全に係る市民活動団体数は、市民活動センターの登録団体のうち環境保全に係る活動を行う団体。

① 各主体の環境保全行動の推進

● 市民の自主的行動の促進と活動支援

「市民活動」とは、よりよい社会をつくるための市民の自発的・主体的な活動をいいます。市民活動センターでは、環境保全分野を含む市民の様々な自主的な活動を支援しています。

また、市では、各自治体が主体となる住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収を行ったり、市民団体が主体的に取り組む三番瀬護岸のごみ拾いである「三番瀬クリーンアップ大作戦」への支援等により、自主的な環境保全行動を促進しています。さらに、江戸川流域の自治体と連携し、水質改善の取り組みを進めています。

加えて、市民と協力して、まちの環境衛生対策を推進するために、飼い主のいない猫の繁殖を防止する「浦安市地域猫愛護制度」に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成しています。

令和2年度の取り組み結果	
市民活動促進事業 (市民参加推進課)	・市民活動センター利用団体登録数：254 団体 うち、活動分野が「環境保全」の団体数：20 団体
ゴミゼロ運動推進事業 (環境衛生課) 【再掲】	・毎年5月1日から6月の第2日曜日までを「ゴミゼロ運動推進期間」と定め、期間中は各自治会が延べ26回の清掃を実施し、ごみ袋の貸与とごみの収集支援を行った。
三番瀬保全事業 (環境保全課) 【再掲】	・三番瀬を保全する市民活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）及び三番瀬を通じての環境学習の支援を行った。 ・浦安三番瀬クリーンアップ大作戦（令和2年11月8日） 参加者 : 410 人 燃やせるごみ : 110kg 燃やせないごみ : 90kg
川をきれいにする市民活動 への支援 (環境保全課) 【再掲】	・江戸川を守る会の支部の活動として、河川美化推進員と共に、旧江戸川の河川の状況を調査した。
動物愛護推進事業 (環境衛生課) 【再掲】	・不妊去勢手術を実施した。 156 件（内訳：メス猫 84 件、オス猫 72 件）

● 市民の緑化推進活動の支援

公園を市民にとってより親しみのある場所にするために、公園の清掃や花壇の花植え等、公園管理の一部を市民団体等に担ってもらっています。また、公園、緑地などの公共花壇区域における緑化活動や、緑に関する催しを対象に花苗の支給や用具貸出し等の支援を行っています。

令和2年度の取り組み結果	
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課) 【再掲】	・里親支援制度登録：新規1団体（計19団体）※1団体脱退
緑化活動支援事業 (みどり公園課) 【再掲】	・緑化活動支援制度登録：新規1団体（計20団体）

● 環境保全行動の推進

市民の日常生活の中で、環境に配慮すべき事項や環境に配慮する行動を促進するための効果的な仕組みをまとめた冊子「地球のためにできることから」を発行しており、イベント時や施設来館者に向けて配布しています。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・啓発冊子「地球のためにできることから」をイベント時や三番瀬環境観察館の来館者に配布した。

● 廃棄物減量等推進の活動支援

自治会から選出した「廃棄物減量等推進員（ビーナズ推進員）」と協働して、一般廃棄物の減量のための活動を通じ、廃棄物減量等推進員と協働でゴミ排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発しています。

令和2年度の取り組み結果	
廃棄物減量等推進員制度 (ごみゼロ課) 【再掲】	・新型コロナウイルス感染症の影響により、一堂に会しての連絡会・研修会は実施せず、代替手段として通知および研修資料の送付とした。

● 事業者の行動促進

事業者向けの「浦安エコカンパニー」は、環境に配慮した事業活動を自ら宣言し、テキストに示した行動（配慮事項等）を選択して実践してもらうものです。1年間の実績を市に報告することで環境に配慮した事業活動を評価し、次年度も認定事業者として継続してもらいます。

今後は、宣言事業者や認定事業者の実施状況を把握するとともに、事業者のニーズに合うよう制度の検討を行い、より多くの事業者へ普及していきます。

令和2年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコカンパニー) (環境保全課) 【再掲】	・宣言事業者・認定事業者をホームページ上に公開するとともに、事業者へチラシを送付するなど周知を図った。 認定事業者：17社

② 市の行動推進

市は、環境活動への取り組みを推進するための率先行動として、平成13年11月に国際規格であるISO14001を認証取得しました。認証取得後は、この規格での取り組みを継続してきましたが、従前に実施していた外部審査機関による審査を取り止め、浦安市版環境マネジメントシステムを平成20年4月から運用開始しました。

環境に配慮した自主的な取り組みを促進するため、「環境配慮指針（市の事務事業編・公共施設の運用編）」、「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「浦安市省エネルギー対策基本方針」などに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進してきました。

今後は、地球温暖化対策に向けた職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。

さらに、市民・事業者・滞在者等へ本市の環境の現状を知ってもらい、協働で環境配慮行動を推進するため、環境基本計画に掲げた施策の進捗状況をまとめた「環境基本計画年次報告書」を毎年、図書館、市ホームページ等で公表しています。

令和2年度の取り組み結果	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理として、温室効果ガス排出量の把握・分析を行った。 ・CO ₂ 排出量：43,504t-CO ₂ (一般廃棄物焼却量を除いたCO ₂ 排出量：18,479t-CO ₂)
環境教育研修事業 (環境保全課)	・市民サービスに影響を与えない範囲で、昼休憩及び業務終了後の消灯を実践した。
環境マネジメントシステム 推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・第2次環境基本計画の進行管理として、年次報告書を作成・公表した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している美化活動、緑化活動、集団回収などに積極的に参加します。・環境の保全に取り組む団体の活動に参加・協力するなど、自ら主体的に取り組めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している美化活動・緑化活動などに積極的に参加・協力します。・事業に関連した最新の法規制などの変化に対応する手順・体制を整えます。・環境マネジメントシステムを導入する、環境活動を担当する者や部署を明確化するなど、組織として環境活動に取り組む体制を整備し、活動を実践します。・市が進める事業をPRするなど、市が実施する環境施策に協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している環境保全活動に協力します。

課題と今後の方向性

① 各主体の環境保全行動の推進

- 市民活動センターにて、市民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、自治会や管理組合等が主体となっていく地域清掃や水辺清掃活動・緑化活動等への物的、人的支援により、住民の自主的な環境保全行動を推進していきます。

② 市の行動推進

- 市独自の環境マネジメントシステムに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進していくとともに、職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。

5 計画期間における指標の推移と評価

5-1 計画期間の評価

計画期間の総評

第2次環境基本計画の策定時は、東日本大震災からの復旧・復興が進められているなかで議論が行われ、「復旧・復興」が計画の方向性や施策を検討する際の前提条件として大きなウエイトを占めていました。

計画期間中は、世界における環境政策を取り巻く状況が大きく変化しました。国連においては、世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくための「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。また、日本含めた世界各地で発生している自然災害を踏まえ、気候変動対策に関する議論が進み、低炭素化から脱炭素化へと世界の潮流が大きくシフトしました。

さらに、令和元年度から世界中で蔓延した新型コロナウイルス感染症は、人々の生活様式を大きく変えたとともに、感染症対策が行政における最優先事項となり、これまでの取り組みを大きく転換することとなりました。

このような中、全体としては、環境指標・個別指標ともに概ね目標値を維持・達成する結果となりました。

一方、目標値を達成できない項目が固定されてきていることから、評価基準の妥当性を含めた事業内容の検証と、大気・水の項目については市だけの対策だけでなく、千葉県や東京都、近隣自治体と連携しながら広域的な対策を行っていく必要があります。

また、社会状況の変化に伴い浦安市や世界が抱える課題がより明確になったことから、今後は市の財政状況を踏まえ、継続的に行うものと重点的に行うものの強弱をつけながら施策を行っていく必要があります。

基本目標1

大気・水・生活環境については、一部の項目で環境基準等を達成していない項目があるものの全体としては改善傾向にあり、概ね環境基準を達成できている結果となりました。なお、基準を達成していない項目においても市民に大きな影響を及ぼすほどの数値ではありませんでした。

一方で、令和元年度に行った市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）では他の施策より市民の満足度が低い結果となったことから、引き続き、千葉県や周辺自治体との連携による監視を行いながら、環境基準の達成状況をわかりやく市民に周知できるよう情報提供のあり方について検討し、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を創出していく必要があります。

基本目標 2

自然環境が少なく、都市化が進んだ本市においては、都市公園の整備などにより自然に触れられる機会の創出が重要です。

都市公園の整備は進んでいるものの、人口増加によって一人当たりの公園面積は伸びていない結果となりましたが、令和元年度に行った市民意識調査では最も多くの市民が満足している施策でした。

今後も引き続き、限られた市域の中で多くのみどりや水辺などの自然に触れられる環境整備を進め、市民が豊かで気持ちよく暮らせる生活空間を創出していく必要があります。

基本目標 3

これまで、低炭素社会の実現に向けた省エネ行動の促進と建物や設備の省エネ化に関して取り組みを進め、市の事務事業における温室効果ガス排出量は減少していますが、一般廃棄物焼却による排出量の増加により、全体としては増加傾向にあります。

計画最終年となる令和2年には、2050年までにカーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを宣言したことにより、低炭素化から脱炭素化へと踏み込んだ目標を掲げました。そのため、再生可能エネルギーのさらなる活用や事業者との連携など、これまでよりも効果的な取り組みを行っていく必要があります。

基本目標 4

これまで家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみが横ばいで推移してきましたが、令和2年度は家庭系ごみが昨年度比で微増、事業系ごみは大幅に減少し、全体としては大きく減少しました。これは新型コロナウイルス感染症による人々の生活様式が大きく変化したことによる影響が大きいと考えられますが、減少分を維持できるよう工夫していく必要があります。

また、市民意識調査では、ごみの減量と再資源化の推進に関する施策については相対的に満足度が高い結果となりましたが、さらなる廃棄物の削減につながるよう、引き続き4Rの推進を図っていく必要があります。

基本目標 5

今日の環境問題の多くは私たちの日常生活における行動に起因していると言われており、そのため、環境を大切に作る人づくりや協働による環境保全行動を推進する取り組みを進めてきました。

全体的に指標とする数値には届いておらず、基準年と同程度で推移しています。また新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまでイベント参加者数などの指標だけでは事業を評価できない状況になっています。

そのため、SNSの活用や非接触型イベントなどイベントの開催形態の工夫や市民や事業者の行動変容を促す取り組みを行っていく必要があります。

5-2 計画期間における指標の推移

基本目標 1

項目		指標		H24	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	評価						
大項目	中項目	内容										H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄 (SO2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下		0.004	0.004	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.002	○	○	○	○	○	○	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下		0.8	0.8	0.9	1.2	0.6	0.5	0.2	0.3	○	○	○	○	○	○	
		猫実一般局 (ppm)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	○		○		○	○	○	○			
	二酸化窒素 (NO2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下		猫実一般局 (ppm)	0.043	0.037	0.038	0.038	0.040	0.039	0.034	0.039	○	○	○	○	○	○
		美浜自排局 (ppm)	0.049	0.043	0.042	0.043	0.043	0.042	0.039	0.022	○	○	○	○	○	○	○	
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m以下		猫実一般局 (mg/m)	0.044	0.055	0.050	0.042	0.041	0.050	0.041	0.045	○	○	○	○	○	○
美浜自排局 (mg/m)		0.047	0.056	0.047	0.040	0.044	0.045	0.046	0.04	○	○	○	○	○	○	○		
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下		猫実一般局環境基準超過日数(日)	34	48	50	31	52	33	33	28	×	×	×	×	×	×	
	光化学スモッグ注意報1時間値が0.12ppm以上かつ継続する場合に発令		光化学スモッグ発令日数(日)	5	6	9	0	4	1	4	1	-	-	-	-	-	-	
微小粒子状物質の環境基準	微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値が15μg/m以下であり、かつ、日平均値が35μg/m以下		猫実一般局 (μg/m)	年平均	-	12.5	10.9	11.7	11.0	8.5	×	○	○	○	○	○	
		日平均	35.8		30.6	27.5	31.9	26.5	22.0									
千葉県環境目標値	二酸化窒素 (NO2)	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下		猫実一般局 (ppm)	0.043	0.037	0.038	0.038	0.04	0.039	0.034	0.039	○	○	○	○	○	
		美浜自排局 (ppm)	0.049	0.043	0.042	0.043	0.043	0.042	0.039	0.022	×	×	×	×	×	○	○	
有害大気汚染物質の環境基準	ベンゼン	年平均値が3μg/m以下		猫実一般局 (μg/m)	1.29	1.16	0.93	0.98	1.26	0.77	1.17	1.03	○	○	○	○	○	
	トリクロロエチレン	年平均値が2μg/m以下		猫実一般局 (μg/m)	1.38	0.63	0.55	0.70	0.68	0.84	0.75	0.79	○	○	○	○	○	
	テトラクロロエチレン	年平均値が2μg/m以下		猫実一般局 (μg/m)	0.34	0.11	0.17	0.13	0.12	0.16	0.12	0.09	○	○	○	○	○	
	ジクロロメタン	年平均値が1.5μg/m以下		猫実一般局 (μg/m)	2.4	1.0	1.02	1.15	1.3	2.37	1.68	1.4	○	○	○	○	○	
ダイオキシン類の環境基準	ダイオキシン類	年平均値が0.06pg-TEQ/m以下		浦安市役所 (pgs.-EQ/m)	0.039	0.026	0.027	0.021	0.022	0.023	0.017	0.020	○	○	○	○	○	

項目		指標		H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価						
大項目	中項目	内容										H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大気中アスベスト濃度の環境目標値	大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ること	①当代島公民館	夏季	0.056	0.16	0.056	0.081	0.087	0.056 未満	0.1	0.36	○	○	○	○	○	○	
			冬季	0.056	0.081	0.056	0.11	0.15	0.056 未満	0.07	0.33	○	○	○	○	○	○	○
		②日の出公民館	夏季	0.056	0.1	0.070	0.056	0.12	0.056 未満	0.056	0.32	○	○	○	○	○	○	○
			冬季	0.056	0.070	0.056	0.170	0.099	0.056	0.07	0.40	○	○	○	○	○	○	○
		③今川記念会館	夏季						0.099	0.056 未満	0.088	0.28					○	○
			冬季						0.11	0.056 未満	0.056	0.27					○	○
大気に関する公害苦情件数	基準年（平成24年度）数値より減			8	5	9	9	7	5	2	4	○	×	×	○	○	○	
熱帯夜の日数	(日)			39	26	32	19	22	46	35	31	-	-	-	-	-	-	
最低気温・最高気温の平均（7～9月）	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>			最高気温平均(℃)	29.74	33.17	28.37	29.3	29.28	35.43	34.5	34.0	-	-	-	-	-	
				最低気温平均(℃)	23.81	18.77	22.73	23.2	23.13	17.9	19.57	18.7	-	-	-	-	-	-
真夏日の日数	(日)			52	41	35	52	46	52	47	44	-	-	-	-	-	-	

項目		指標		H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価						
大項目	中項目	内容										H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
河川の環境基準	旧江戸川(河川B類型)	水素イオン濃度指数(pH)	6.5以上8.5以下(pH)	7.6	7.6	7.5	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	○	○	○	○	○	○	
		生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	3mg/L以下(mg/L)	2.3	1.8	2.1	2.1	1.8	1.6	1.9	1.7	○	○	○	○	○	○	○
		浮遊物質(SS) 25mg/L以下(mg/L)		15	11	11	14	16	9	12	15	○	○	○	○	○	○	○
		溶存酸素量(DO) 5mg/L以上(mg/L)		8.5	9.2	8.5	8.6	8.7	8.4	8.5	8.1	○	○	○	○	○	○	○
		大腸菌群数 5,000MNP/100ml以下(MNP/100ml)		—	17,000	16,000	16,000	10,700	14,500	6,300	7,400	×	×	×	×	×	×	×
		人の健康の保護に関する環境基準(27項目) 各項目の環境基準		全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	○	○	○	○	○
市内河川の環境目標値	猫実川(河川E類型相当) 堀江川(河川E類型相当) 境川(A地点)(河川C類型相当) 境川(B地点)(河川C類型相当) 見明川(河川C類型相当)	生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	10mg/L以下(mg/L)	5.8	4.2	3.6	3.7	2.5	3.6	2.8	4.0	○	○	○	○	○	○	
			10mg/L以下(mg/L)	5.5	3.6	4.2	3.1	4.3	4.5	3.3	3.8	○	○	○	○	○	○	
			5mg/L以下(mg/L)	2.1	5.1	7.4	2.3	2.5	2.3	4.3	3.4	○	×	×	○	○	○	○
			5mg/L以下(mg/L)	3.1	7.8	9.8	3.1	1.9	5.9	4.0	6.8	×	×	○	○	×	○	×
			5mg/L以下(mg/L)	2.3	3.8	2.7	2.6	1.6	2.2	1.9	4.0	○	○	○	○	○	○	○
海域の環境基準	東京湾(海域B類型・海域IV類型)	水素イオン濃度指数(pH)	7.8以上8.3以下(pH)	8.3	8.2	8.3	8.3	8.4	8.2	8.1	8.2	○	○	○	×	○	○	○
		生物化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3mg/L以下(mg/L)	5.4	3.2	3.3	4.4	5.7	3.9	3.1	4.1	×	×	×	×	×	×	×
		溶存酸素量(DO)(mg/L)	5mg/L以上(mg/L)	8.5	8.2	8.4	7.9	8.8	7.4	6.7	7.8	○	○	○	○	○	○	○
		全窒素(T-N)(mg/L)	1mg/L以下(mg/L)	0.97	0.74	0.86	0.85	0.91	0.79	0.73	0.68	○	○	○	○	○	○	○
		全りん(T-P)(mg/L)	0.09mg/L以下(mg/L)	0.083	0.067	0.071	0.067	0.074	0.072	0.067	0.061	○	○	○	○	○	○	○
		人の健康の保護に関する環境基準(27項目)	各項目の環境基準	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	全項目達成	○	○	○	○	○
水質に関する公害苦情件数(件)	基準年(平成24年度)より減少			0	1	1	1	4	1	1	0	×	×	×	×	×	×	○
河川の水の透明度(cm)	川のきれいさを継続的に把握するための指標	境川A地点	30.0	29.2	30.0	30.0	30.0	26.5	26.5	30.0	—	—	—	—	—	—	—	
平均水温(℃)	水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための指標	境川A地点	19.8	19.7	21.3	19.4	19.3	20.5	21.1	21.1	—	—	—	—	—	—	—	
生活排水処理率(%)	令和2年度までに98.5%			96.7	96.8	96.8	96.8	97.2	97.4	97.6	97.8	—	—	—	—	—	—	×
下水道人口普及率(%)	令和2年度までに99.9%			99.7	99.7	99.7	99.7	99.6	99.6	99.7	99.8	—	—	—	—	—	—	×
下水道整備率(%)	令和2年度までに96.2%			93.3	94.2	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3	—	—	—	—	—	—	×
水洗化率(%)	基準年(平成24年度)より上昇			96.6	96.6	97.0	97.3	97.5	97.6	97.7	97.8	—	—	—	—	—	—	○

項目		指標		H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価							
大項目	中項目	内容										H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
自動車騒音 (dB)	市川浦安線沿い	昼(6時~22時) 環境基準 70dB 要請限度 75dB	昼(6時~22時)		68	69	69	69	69	70	70								
			夜(22時~6時)		64	65	65	64	64	65	64	○	○	○	○	○	○	○	
	やなぎ通り		昼(6時~22時)		69	69	69	69	70	69	69	×	×	×	×	×	×	○	
			夜(22時~6時)		66	66	67	67	67	66	64	×	×	×	×	×	×	○	
	湾岸道路西行き		昼(6時~22時)		74	73	73	74	68	68	68	×	×	×	×	×	×	×	
			夜(22時~6時)		72	72	72	73	67	67	67	×	×	×	×	×	×	×	
	湾岸道路東行き (東野三)		昼(6時~22時)		72	73	73	72	63	58	60	×	×	×	×	○	○	○	
			夜(22時~6時)		70	71	71	70	62	55	58	×	×	×	×	○	○	○	
	中央公園通り/シンボルロード		昼(6時~22時)	夜(22時~6時) 環境基準 65dB 要請限度 70dB	昼(6時~22時)		69	63	70	69	69	68	67	×	○	×	×	×	○
			夜(22時~6時)			66	58	66	67	68	66	60	×	○	×	×	×	×	○
	若潮通り		昼(6時~22時)			67	67	68	69	68	67	67	○	○	○	○	○	○	○
			夜(22時~6時)			62	63	62	63	63	62	60	○	○	○	○	○	○	○
	幹線6号線沿い/湾岸道路東行き		昼(6時~22時)			64	64	56	66	66	66	65	66	○	○	○	○	○	○
			夜(22時~6時)			62	61	55	62	62	61	61	○	○	○	○	○	○	○
幹線6号沿い (舞浜三)	昼(6時~22時)		62		61	63	70	58	57	55	○	○	○	×	○	○	○		
	夜(22時~6時)		59		58	60	67	55	52	52	○	○	○	○	○	○	○		
道路交通振動 (dB)	市川浦安線沿い	昼(6時~22時)			32	33	35	33	32	32	36	36	○	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)			27	28	29	27	26	27	31	○	○	○	○	○	○	○	
	やなぎ通り	昼(6時~22時)			43	43	45	44	45	44	44	○	○	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)			36	37	40	39	41	39	38	○	○	○	○	○	○	○	
	湾岸道路西行き	昼(6時~22時)	昼(6時~22時) 要請限度 65dB		昼(6時~22時)		48	47	49	49	50	50	○	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)				46	45	46	47	48	47	48	○	○	○	○	○	○	
	湾岸道路東行き (東野三)	昼(6時~22時)			47	47	50	50	46	47	45	○	○	○	○	○	○		
		夜(22時~6時)			46	45	48	49	45	46	44	○	○	○	○	○	○		
	中央公園通り/シンボルロード	昼(6時~22時)		夜(22時~6時) 要請限度 70dB	昼(6時~22時)		52	40	52	49	49	48	48	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)				49	34	46	45	45	44	43	○	○	○	○	○	○	
	若潮通り	昼(6時~22時)				44	43	45	45	46	44	45	○	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)				37	37	39	36	40	38	38	○	○	○	○	○	○	
	幹線6号線沿い/湾岸道路東行き	昼(6時~22時)				44	45	50	45	46	45	45	○	○	○	○	○	○	
		夜(22時~6時)				42	42	46	42	42	41	42	○	○	○	○	○	○	
幹線6号沿い (舞浜三)	昼(6時~22時)				45	45	45	44	47	45	46	○	○	○	○	○	○		
	夜(22時~6時)				41	40	40	39	43	41	43	○	○	○	○	○	○		
(自動車騒音) 幹線交通を担う道路に近接する空間にかかる環境基準の達成率 (%)	昼 70dB 夜 65dB	H24			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価							
					一般国道 357号 100%	県道西浦安停車場線 86.6%	東京浦安線 93.5%	一般国道 357号 45.8%	一般国道 357号 80.0%	一般国道 357号 100%	県道西浦安停車場線 100%	市道西浦安停車場線 97.6%	-	-	-	-	-	-	
			市道西浦安停車場線 100%		市道幹線 2号 97.8%	市道幹線 2号 99.4%	市川浦安線 85.9%	浦安停車場線 79.7%	市道幹線 6号 84.0%	市道幹線 3号 100%	市道幹線 3号 100%	-	-	-	-	-	-		
			市道幹線 3号 100%		市道幹線 3号 100%	市道幹線 4-52号 100%	市道幹線 5号 95.0%	市道幹線 9号 100%	市道幹線 4号 100%	市道幹線 6号 100%	市道幹線 6号 100%	-	-	-	-	-	-		
			市道幹線 4号 99.4%		市道幹線 6号 50.0%		市道幹線 9号 100%	市道幹線 9号 100%	市道幹線 11号 100%	市道幹線 11号 100%	市道幹線 11号 100%	-	-	-	-	-	-		
			市道幹線 11号 100%		市道幹線 11号 100%							-	-	-	-	-	-		
			市道幹線 10-2号 100%						市道 10-2号線 100%		-	-	-	-	-	-			

項目		指標		H24	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	評価						
大項目	中項目	内容										H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
航空騒音に係る環境基準 (L den)	千鳥	地域類型 I : 57dB 以下 本市は、地域類型指定されていないため、地域類型 I で評価。	夏季	48.9	50.6	50.6	47.9											
			冬季	52.7	52.9	52.9	53.8											
	日の出		夏季	49.4	50.3	49.1	42.5											
			冬季	47.2	47.4	46.6	46.6	46.2										
	明海		夏季	48.1	48.1	47.2	44.7		46.8 (月平均)	41.6 (月平均)								
			冬季	45.4	46.2	46.7	46.7	46.6										
	今川		夏季	41.1	39.2	37.5	37.2											
			冬季	39.6	41.0	40.4	40.0											
	高洲		夏季	49.7	50.7	50.0	46.1											
			冬季	48.8	48.6	49.2	48.6	48.2										
当代島	夏季	43.1	43.5	40.9	37.3													
	冬季	37.5	45.3	36.1	34.5													
市へ寄せられた公害苦情の件数	騒音 (件)	基準年の数値より減	31	36	28	38	31	19	26	25	×	○	×	○	○	○	○	
	振動 (件)	基準年の数値より減	6	5	9	3	6	2	6	10	○	×	○	○	○	○	×	
	悪臭 (件)	基準年の数値より減	9	11	7	7	10	6	2	5	×	○	○	×	○	○	○	
	電波障害 (件)	基準年の数値より減	0	1	0	0	0	0	0	0	×	○	○	○	○	○	○	
	その他(カラス等) (件)	基準年の数値より減	40	13	12	14	21	14	9	17	○	○	○	○	○	○	○	

基本目標 2

項目		指標									評価						
大項目	中項目	内容	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水辺・三番瀬に関する講座・イベント参加者数(人)	郷土博物館境川乗船体験など	基準年(平成24年度)の数値より増		50	37	11	31	34	14	12	-	-	-	-	-	-	-
	野鳥観察会・干潟観察会など			43	18	28	22	44	76		-	-	-	-	-	-	-
	三番瀬クリーンアップ大作戦			350	中止	476	280	300	300	410	-	-	-	-	-	-	-
	合計			171	443	55	515	333	378	390	422	○	×	○	○	○	○
都市公園面積 (m ² /人)	令和2年度までに8.2m ² /人(面積138.6ha)	H24 6.6 (108.3ha)	H26 6.6 (108.3ha)	H27 7.0 (115.1ha)	H28 6.9 (115.2ha)	H29 6.8 (115.2ha)	H30 6.8 (115.4ha)	R1 6.9 (117.4ha)	R2 6.9 (117.4ha)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
都市公園などの面積 (m ² /人)	令和2年度までに12.4m ² /人(面積210.4ha)	10.3 (167.3ha)	10.3 (168.8ha)	10.6 (175.5ha)	10.5 (175.5ha)	10.4 (175.7ha)	10.3 (175.9ha)	10.4 (177.9ha)	10.4 (177.9ha)	-	-	-	-	-	-	-	×
総緑地量 (ha)	令和2年度までに348.0ha	294.9	-	-	-	-	-	-	309.9ha	-	-	-	-	-	-	-	×
市域面積に対する緑地の割合 (%)	令和2年度までに20.5%	17.4	-	-	-	-	-	-	18.2	-	-	-	-	-	-	-	×
幹線道路の緑視率 (%)	令和2年度までに38%	33	-	-	-	-	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	×
駅周辺の緑視率 (%)	令和2年度までに37%	32	-	-	-	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	×

基本目標3

項目		指標	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価						
大項目	中項目	内容									H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公共施設からの温室効果ガス排出量（一般事務）（t-CO ₂ ）		【～平成28年度】 平成28年度までに、平成21年度比6%削減 【平成29年度～】 令和3年度までに平成25年度比11%削減	38,221 (H25)	13,993 (△2.8%) 事務系のみ	13,777 (△4.3%) 事務系のみ	14,653 (△1.8%) 事務系のみ	20,295 (△3.6%) 事務系のみ	40,962 (7.2%)	42,803 (11.9)	43,504 (13.8)	-	-	×	-	-	-	×
太陽光発電の累計補助件数（浦安エコホーム事業）（件）		基準年（平成24年度）より増	452	715	788	822	849	879	913	940	○	○	○	○	○	○	○
公共施設的环境負荷の低いエネルギー導入状況（件）		基準年（平成24年度）より増	380	8,390	8,395	8,395	8,151	8,161	8,165	11,169	○	○	○	○	○	○	○
公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量（t-CO ₂ ）		基準年（平成24年度）より増	70	149.7	168.2	161.8	213.7	258.3	271.1	281.8	○	○	○	○	○	○	○
公用車の低公害車導入件数（台）		基準年（平成24年度）より増	64	86	88	99	95	101	99	102	○	○	○	○	○	○	○
おさんぽバス利用者数（人）		〈公共交通の利用状況を継続ために把握するための項目〉	1,330,616	1,375,228	1,456,862	1,423,634	1,426,179	1,787,091	1,667,995	1,223,567	-	-	-	-	-	-	-

基本目標 4

項目		指標	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	評価					
大項目	中項目	内容									H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系ごみ排出量原単位 (g/人・日)	【～平成 28 年度】 令和 2 年度までに 563.3g/人・日(基準年(平成 23 年度)から 63g 減)	625.8 (H23)	582	578	562	558.4	481	487	507	-	-	-	-	-	-	○
	【平成 30 年度～】 令和 9 年度までに 410g/人・日(基準年(平成 28 年度)から約 75g 減)															
事業系ごみ総排出量 (t)	【～平成 28 年度】 令和 2 年度までに 21,476t(基準年(平成 23 年度)から約 6%削減)	22,886 (H23)	24,535	24,226	23,990	23,267	23,854	22,263	15,527	-	-	-	-	-	-	○
	【平成 30 年度～】 令和 9 年度までに 21,938t(基準年(平成 28 年度)から約 10%減)															
再資源化 (%)	【～平成 28 年度】 令和 2 年度までに 23%	20 (H23)	18.4	18.8	18.6	19.7	18.6	17.7	19.8	-	-	-	-	-	-	×
	【平成 30 年度～】 令和 9 年度までに 23%以上															
リサイクル家具、自転車の販売数	市民によるごみの減量・再資源化の取り組み状況を継続的に把握するための項目	家具(点)	705	726	795	760	714	708	549	335	-	-	-	-	-	-
		自転車(台)	87	112	100	101	92	84	71	29	-	-	-	-	-	-
資源回収補助事業の団体数 (団体)	市民によるごみの減量・再資源化の取り組み状況を継続的に把握するための項目	125	121	121	121	120	120	120	115	-	-	-	-	-	-	-

基本目標 5

項目		指標	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	評価						
大項目	中項目	内容									H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
環境学習講座実施回数(回)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	110	71	70	78	73	52	10	7	×	×	×	×	×	×	×
おでかけピナーズの開催数(回)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	41	10	7	19	20	19	15	—	×	×	×	×	×	×	—
市民大学(環境講座)受講者数(人)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	10	9	20	6	11	12	12	—	×	○	×	○	○	○	—
環境フェアの参加者数(人)		環境保全行動への参加の状況を継続的に把握するための項目	5,727	5,897	5,805	6,934	7,500	10,000(合算)	95,000(合算)	6,000	○	○	○	○	○	○	○
環境フェア出展数(団体)		環境保全行動への参加の状況を継続的に把握するための項目	18	26	40	33	38	37	27	11	○	○	○	○	○	○	×
クンちゃん・グルンさまの出勤回数(回)		環境保全行動への参加の状況を継続的に把握するための項目	27	13	7	19	20	27	—	—	×	×	×	×	×	—	—
浦安エコファミリー・浦安エコチャレンジ活用の出前講座開催数(回)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	1	5	10	12	6	2	—	—	○	○	○	○	○	—	—
浦安エコカンパニー認定事業者数(事業者)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	7	6	11	13	13	11	13	17	○	○	○	○	○	○	○
エコショップ認定数(店舗)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	9	9	9	9	8	7	7	7	○	○	○	×	×	×	×
環境保全にかかわる市民活動団体数(団体)		基準年(平成 24 年度)の数値より増	37	24	25	27	29	32	32	20	×	×	×	×	×	×	×

資料編

- 1 環境審議会
- 2 浦安市環境審議会規則
- 3 浦安市環境基本条例
(二次元バーコード)
- 4 浦安市環境保全条例
(二次元バーコード)

1 環境審議会

●浦安市環境基本計画の推進体制

■浦安市環境審議会委員

令和3年9月現在

市民	役職	氏名	任期
	委員	石川 正純	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	今福 芳明	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	佐野 速雄	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	島野 圭司	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	横谷 弘子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
学識経験者	役職	氏名	任期
	会長	奥 真美	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	志々目 友博	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	中川 直子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	浜島 裕美	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	副会長	宮川 正孝	令和2年8月1日～令和4年7月31日
事業者	役職	氏名	任期
	委員	荒谷 栄一郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	大塚 靖	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	碓井 達郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	菊間 紀	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委員	作左部 貴	令和3年9月14日～令和4年7月31日

2 浦安市環境審議会規則

浦安市環境審議会規則

平成 15 年 12 月 26 日 規則第 55 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。
(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 浦安市環境基本条例

浦安市環境基本条例の条文は、浦安市公式ホームページに掲載しています。スマートフォンからは下記、二次元バーコードを読み取ってください。



浦安市公式ホームページ「浦安市環境基本条例」

4 浦安市環境保全条例

浦安市環境保全条例の条文は、浦安市公式ホームページに掲載しています。スマートフォンからは下記、二次元バーコードを読み取ってください。



浦安市公式ホームページ「浦安市環境保全条例」

令和3年版 浦安市第2次環境基本計画年次報告書

令和4年3月発行

浦安市環境部環境保全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

Tel (047) 352-6481 (直通)

Fax (047) 381-7221

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>